

平成22年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成22年6月8日（火）午前10時開議

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成22年6月 8日

至 平成22年6月17日 （10日間）

日程第 4 村長あいさつ

日程第 5 報告第 1号 平成21年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 6 承認第 1号 白馬村子ども手当支給条例の制定の専決処分報告について

日程第 7 承認第 2号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第 8 承認第 3号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
について

日程第 9 承認第 4号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分
報告について

日程第10 承認第 5号 平成21年度白馬村一般会計補正予算（第7号）の専決処分
報告について

日程第11 承認第 6号 平成21年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第4号）の専決処分報告について

日程第12 承認第 7号 平成21年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3
号）の専決処分報告について

日程第13 承認第 8号 平成21年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第3
号）の専決処分報告について

日程第14 承認第 9号 平成21年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）
の専決処分報告について

日程第15 議案第33号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条
例について

日程第16 議案第34号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
について

日程第17 議案第35号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第36号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年第2回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成22年6月8日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	田中榮一
第2番	篠崎久美子	第10番	渡辺俊夫
第3番	太田伸子	第11番	高橋賢一
第5番	太田修	第12番	小林英雄
第6番	松沢貞一	第13番	太谷正治
第7番	柏原良章	第14番	下川正剛

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島 総 一郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	松 澤 衛
観 光 農 政 課 長	篠 崎 孔 一	建 設 水 道 課 長	倉 科 宜 秀
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	山 岸 俊 幸		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長あいさつ
- 5) 議案審議

報告第1号、承認第1号から承認9号まで報告・説明、質疑、討論、採決

議案第33号から議案第36号まで（村長提出議案）、説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 1号 平成21年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について
2. 承認第 1号 白馬村子ども手当支給条例の制定の専決処分報告について
3. 承認第 2号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

4. 承認第 3 号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
5. 承認第 4 号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
6. 承認第 5 号 平成 21 年度白馬村一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告について
7. 承認第 6 号 平成 21 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分報告について
8. 承認第 7 号 平成 21 年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分報告について
9. 承認第 8 号 平成 21 年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分報告について
10. 承認第 9 号 平成 21 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分報告について
11. 議案第 33 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
12. 議案第 34 号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
13. 議案第 35 号 平成 22 年度白馬村一般会計補正予算（第 1 号）
14. 議案第 36 号 平成 22 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

1. 開会宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。

これより平成22年第2回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

なお、日中暑くなりましたら適宜に上着の着脱を許可いたします。

△日程第1 諸般の報告

議長（下川正剛君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成22年9月分の一般会計・特別会計・企業会計の例月出納検査の報告書が提出されておりますので、お手元の資料をもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会平成22年5月定例会が5月20日に開会されました。また白馬山麓環境施設組合議会平成22年第1回臨時会が5月31日に開催されました。内容については、お手元に配付してあります資料のとおりですので、報告にかえさせていただきます。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（下川正剛君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第3番太田伸子議員、第5番太田修議員、第6番松沢貞一議員、以上3名を指名いたします。

△日程第3 会期の決定

議長（下川正剛君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、別紙平成22年第2回白馬村議会定例会会期日程予定表のとおり、本日から6月の17日までの10日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月17日までの10日間と決定いたしました。

△日程第4 村長あいさつ

議長（下川正剛君） 日程第4 村長より招集のあいさつを求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 平成22年第2回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

私にとっては、これが任期最後の定例会となりますが、残された任期を精いっぱい努めさせていただきます。次期に向かっても滞りのない村政を進めてまいりますので、議員各位には今後ご支

援ご協力のほど、お願いをいたします。

さて、長野財務事務所が4月後半に発表した1月から3月の県内の経済情勢については、雇用情勢等に厳しい状況が残る中、持ち直しをしてきていると、個人消費についても、一部に持ち直しの動きが見られるとの見通しを示し、わずかではあるが、景気が上向きの気配をみせていることを予想しています。

一方で、世界経済が一昨年のリーマン・ショックから、ようやく立ち直りの気配を見せる中で勃発したギリシャの財政危機は、世界同時株安という悪夢再来の不安を各国に抱かせているところでもあります。発足当初は、あれほど高い支持率を誇っていた鳩山内閣も、9カ月のときを経て金と政治や米軍普天間飛行場移設問題等で迷走し、支持率が20%を割るとともに、連立の枠組みや党内にもきしみが出、とうとう辞任に至る憂き目に遭遇をしております。これを受けて本日、後任の菅内閣が発足するとのことでありますが、参議院選を控え、新しい政党も立ち上げられるなど、政界はさながら群雄割拠の様相も呈してまいりました。こうした政治の混迷は、ようやく回復してきた我が国の景気の足を引っ張りかねない状況であり、その影響を心配しているところでもあります。

政府には、票集めに結びつく人気施策実施のため右往左往するのではなく、この国の行く末を安定的なものにするために、消費税論議も含めて中長期的な財政再建策を立てることに、もっと意を傾注してほしいと願うところでもあります。

今夏の参議院議員選挙には間に合わないようではありますが、ピラ・はがきなどに限定されていた選挙期間中の文書図画に、これまで禁止されていたインターネット上でのホームページやブログの更新が認められる方向で、公職選挙法の改正が検討されるとの報道がされています。情報化と言われる時代に、選挙期間中だけこれらを規制してきたちぐはぐな状況が改善されることとなりますが、本人と偽って情報を流すなりすましや、候補者を中傷する情報が広がる心配は否めず、情報量は拡大するが、それだけ有権者個々の情報に対する見極めが重要となる時代が訪れたと感じているところでもあります。

次に今年度の事業の進捗状況について概要を申し上げます。

観光農政課関係では、この12月から5月までのスキー場の入り込み状況は、昨年比ベ13.3%減の約94万8,000人で、統計を取り始めた1983年以降、初めて100万人を割り込むという厳しい結果が数字としてあらわれています。遅い降雪や週末の悪天候ばかりでなく、景気の低迷も大いに影響をして、今シーズンも減少傾向に歯どめをかけることができませんでした。

長野経済研究所の調査によると、今冬の県内スキー場利用者の合計は、前年度比4%減の53万5,000人で、ピークだった1992年の36%という数字にまで落ち込んでおり、経費節減のために日帰り客が増え、宿泊比率の高い地域ほど集客に苦戦を強いられてしまったとのこ

とであります。

先ごろ、観光局が取りまとめました平成21年1月から12月の外国人観光客の状況は、延べ宿泊者数で約4万2,700人と、リーマン・ショックによる世界同時不況の影響か、前年比で約7,000人、14%の減となっております。地域別に見ると、アジア地域では台湾・香港・中国は増加傾向にあるものの、これまで多数を占めていた韓国からの観光客は半減しており、これはウォン安が続いているためと推測しておりますが、例年最多数を占めるオーストラリアからの観光客は依然として多く1万7,000人と、全体の約40%を占めており、前年比4%の微減にとどまっております。また、平均宿泊日数は3.9日で、14カ国以上の外国人観光客が宿泊滞在しており、12月から3月の冬期間が87%を占めている状況であります。

循環ナイトシャトルバス元気号の利用状況は、外国人観光客が減少したにもかかわらず、利用者数は9,244人と、昨シーズンを31.8%上回りました。運賃を200円に下げたことや、中学校・高校の帰宅時間に合わせたダイヤを組み、最終便を1時間延長するなどの試みが増加につながったかと思われるところであります。今後、観光関係者等からの意見も踏まえながら、地域公共交通検討委員会で、更に利用促進が図られるよう検討を重ねてまいりたいと考えております。

既に、グリーンシーズンの幕が次々と開かれており、恒例の塩の道祭りの参加受付人数は2,000人で、前年比400人減という状況でありましたが、4月25日から5月6日までのゴールデンウィーク期間中の白馬山麓への入り込みは、対前年比約21%増の8万2,000人のこととあります。天候にも恵まれ、一昨年並みの数字をクリアしましたので、まずは順調な滑り出しができたのではないかと感じております。

農業関係では春の訪れが遅く、5月中旬になっても霜注意報が出されるなど寒い日があり、農作業への影響も心配されましたが、いつの間にか平地では平年並みに田植えが終わり、恒例となっております白馬岳開山祭には約200名、5月30日の青鬼五月祭りには約60名の参加者がありました。

とかく山登りといえば、男性的でハードな感が否めませんが、県内高校の山岳部では女性の入部が増加傾向にあるとのこととありますし、アウトドア誌が山登り用のおしゃれでカラフルなウェアを取り上げた影響もあるのか、健康志向と相まって、山登りに対する女性の人気が高まっているとのこととあります。こうした人気も、本村のグリーン期の平地観光によい流れとなることを望んでいるところでありますが、反面、過日、都内の男性から携帯電話で安易な救助要請があったことが新聞報道され、登山とハイキングの違いや、山と街中の違いを十分理解してもらうことの必要性も改めて感じたところであります。

さて、10月から始まる信州デスティネーションキャンペーンであります。キャンペーン期間中、大糸線で連日運行されるリゾート列車の名称が「リゾートビューふるさと」と正式決定を

し、告知用パンフレットの作成、各市町村で実施するおもてなしなど、着々と準備が進められております。広域的な取り組みとしては、北アルプス山麓ブランド体験ツアーや、塩の道浪漫ウオークなど企画し、検討をしているところであります。

地域住民が協働して農村の環境向上や農地の基礎的条件整備と向上対策を図る、農地・水・環境保全向上対策事業については、飯田・飯森・内山・森上・青鬼・堀之内の6地区において、今年度も引き続き事業が進められております。

また、今年度から始まった水田利活用自給率向上事業については、政変の急変に対する激変緩和策として、初年度は村独自でソバへの転作助成を予算化し対応することといたしましたが、今後は受託者の経営維持や、そばの里事業を白馬村としてどのように推進すべきかを検討してまいりたいと考えております。

稲作農家の経営安定、食糧自給率の向上を図ることを目的に、国では平成23年度から本格的な戸別所得補償制度を導入することとし、今年度は作付10アール当たり1万5,000円を交付するモデル事業を実施いたします。6月末が加入申請の締め切りとなっているコメの戸別所得補償制度への参加者は、4月末時点で全国的には約15万戸、県下では対象農家約7万2,000戸のうち1万3,000戸という状況であり、本村においては5月末現在230戸、60%の申し込みという状況ではありますが、対象者全員に加入していただくよう努めているところでございます。

神城の奈良井地域の整備につきましては、圃場としての整備が思うようにできず、公園等の整備を模索した時期がありましたけれども、同様に公園計画を進めた大出公園が先行する形になったために、その後の対応に空白の期間が生じてしまい、地権者の皆様には大変ご迷惑やご心配をおかけしました。この3月に、佐野・沢渡地区の総会で、今後の方針等を説明させていただき、農振農用地区域からの除外と有効活用を検討していただくため、奈良井地域整備検討委員会を設けて具体的な整備計画案を検討することといたしました。議会からも検討委員としてご参加をいただきたいと考えており、今定例会の中で、今後の進め方についてご説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

税の徴収状況について申し上げますと、村民税は予算に対して約2,000万円の伸びを見せていますが、固定資産税は予算を減額することになりました。詳細については例年どおり9月議会の折に説明を申し上げる予定でありますので、よろしく願いをいたします。

なお、県下どの自治体においても、景気後退による減収、滞納の増加等が懸念される状況となっており、納税者意識の高まりや情報公開が進む中で、これまで以上に公平性の確保や説明責任が求められており、こうしたことに対応するため、市町村と県による地方税共同化の検討が平成20年度から2年をかけて進められてきました。平成23年度に開始予定の徴収業務共同化に向けた準備とともに、課税業務共同化に向けた検討準備が、県の地方税共同化準備室において進

められており、これから具体化してくるスケジュールに対して遅滞なく連携、対応を図って参りたいと考えております。

新年度の予防接種や各種検診などの保健事業につきましては、計画に沿って行われており、5月13日からは既に子宮がん検診が始まっているところであります。また、一昨年から始まりました特定健診については、6月15日から10日間を予定しており、がん検診のセット検診や、土日、夜間にも2回の日程を組み、より多くの皆様に受診していただけるよう事務を進めているところであります。

また、平成17年5月より、厚生労働省の指導により接種を見合わせておりました日本脳炎の予防接種につきましては、国の方針が変わり、平成22年4月以降予防接種を再開する予定となりました。

運行開始以来1年を経過し、地域住民にも浸透してきたデマンド型乗り合いタクシーふれあい号の4月の利用者は588人で、日平均では28人の利用でありました。今年度は利用者の声を反映して、午後の後半2便の時刻を遅らせて運行しております。

環境課関係の広域ごみ処理計画については、先月までに広域の検討委員会が7回開催され、候補地の公募、推薦等が出そろい、合わせて33カ所が検討候補地に上がってきました。そのうち、本村関係の要望は7カ所となっております。今後、検討委員会により、この中から候補地の絞り込み作業が進められていくこととなります。

ごみ減量化に向けての具体的な方策として、山麓組合がこの4月より始めている清掃センターの処理料金値上げと分別指導員の配置については、具体的な効果があらわれております。また、分別、減量啓蒙のため、環境課では今年度、各地区に出向いてのごみの分別、減量講習会を順次開催をしております。しばらくの間は、この検討委員会の成り行きを見守りつつ、地道に分別減量化の啓蒙普及を行ってまいります。

教育委員会関係では、過日開催をいたしましたバンクーバオリンピック・パラリンピック報告会に多くの村民の皆さん、また議員各位のご出席をいただき、盛会裏に終了することができましたことを感謝申し上げる次第であります。

また、夏季のスポーツ大会として、第13回白馬スノーハープ・クロスカントリー大会を7月17日、18日の2日間開催をいたします。今年度も体育協会や観光協会・婦人団体の方々など地域の皆様のご支援をいただきながら、大勢の選手に参加していただけるよう準備を進めております。例年大会前にはコースの草刈り、大会時には役員として大勢の村民の皆様にボランティアをお願いをしておりますが、本年もぜひご協力をいただけるようお願いを申し上げます。

FISサマーグランプリ白馬ジャンプ大会は、8月28日、29日の2日間開催する計画で、国際スキー連盟及び全日本スキー連盟・長野県スキー連盟と日程等の調整を行っております。こ

の大会には村からの負担金のほかに、長野県から1,500万円の補助金とスポーツ振興基金から約500万円の助成が内定していますが、来年度の大会開催につきましては、この補助金等がなくなった場合には、これにかわる新たな財源確保ができないと開催は難しく、現在の経済情勢では、スポンサーとなる企業もなかなか見当たらない状況であります。ジャンプ競技場の維持管理、運営を委託し、ジャンプ競技場の利活用を進める上では、こうした大会の開催は不可欠ですが、本当に頭を悩ませているところであります。

スノーハーブについても、自然との調和を考え整備したコースの木橋が老朽化をし、架け替えの必要に迫られており、辺地債を借りながら年次計画での改修を計画しているところであります。また、メイン会場についても利活用を図るための検討委員会の報告を踏まえながら、今後の事業計画策定に向け調査研究を進めたいと考えております。

建設課関係では、除雪環については、今シーズンは降雪の日が多かったため、出動回数が増え、3月議会で7,000万の補正予算を追加したところでありますが、3月に入ってから降雪量が少なかったこともあり、最終的な除雪費は約1億8,000万円で、当初予算を3,000万円ほど上回る状況となりました。凍結剤購入に関しましては、いろいろとお騒がせをいたしました。今回の事件を教訓に十分反省の上、今後の対策を進めるよう指示をしているところでございます。

国道406号の嶺方集落の外れから、村道白沢線交差点までの約1,200メートルの急勾配かつ狭隘区間の整備につきましては、昨年度事業着手となりましたが、本年度は用地買収と改良工事が行われると聞いております。また、国道148号滝沢橋から白馬南小学校間の1,100メートルに歩道を設置する事業につきましては、本年度用地買収が開始をされ、用地の進みぐあいによっては、一部工事着手も予定されているようであります。平成12年ごろに当時の知事査定では必要性が低いと見送られた事業が、ようやく日の目を見ることができました。また、スリップ事故の多い反田・大左右間約1,000メートルの線形拡幅改良につきましても、今年度測量設計と用地測量が行われるとのことであり、いずれの事業も関係する地権者の皆様のご理解をいただかないと前には進めませんので、ぜひご協力をいただけるようお願いをしまいたいと考えております。

総務課関係では、長野県の地域発気づくり支援金事業に21事業、約6,000万円の申請をいたしました。白馬村関係では青鬼集落の歴史文化保存活用事業、もてなしのしつらえ花の里づくり推進事業、白馬村有害鳥獣対策わな及びわな用発信機設置事業の3事業で約375万円、公共的団体等事業として白馬の小径再編成事業、区民憩いの広場づくり事業、白馬ガレット大作戦事業、山岳スポーツの歴史と文化を地域の観光振興に活かす白馬・山とスキーの総合資料館運営事業など12事業、約1,600万円が今年度の採択を受けました。補助金の採択を受けた村実施の事業については、当初予算に計上してありませんので、本定例会において補正予算としてお

願いすることといたしておりますので、よろしく願いをいたします。

また、地区の地域活性化事業、防犯灯設置、廃屋対策等に対する村単独の地域づくり事業補助金等については、本年度は25地区から320万円余りの申請が出されており、各地区においてはそれぞれの事業に既に着手をしているところであります。

過日、ご議決をいただいた地域情報通信基盤整備事業につきましては、落札者でありますNTT東日本長野支店と正式契約を取り交わしましたが、降雪前に工事を終了できるよう鋭意事業の推進を図りたいと考えております。2011年7月のアナログ波停波に備え、国では来年4月までにデジタル放送受信機の普及率を100%にするとの目標を掲げていますが、全国的にはまだまだ取り組みがなされていない箇所も多く、目標達成は難しいとの報道も目にするところであります。国では今後こうした声に対応するため、大多数の人が地デジ対策の恩恵を受けられるよう、普及を図るための施策を打ち出してくることも十分予想されますので、その折には村としても後れを取ることのないよう、十分情報収集をしてまいりたいと考えております。本村としては1世帯でも多くケーブルテレビ白馬に加入していただき、難視聴区域を解消するとともに、行政情報を視聴していただくよう、今後もPRに努め、魅力ある番組づくりを検討してまいりたいと考えております。ちなみに5月31日までの加入申し込みは1965件で、当面の加入目標件数を、加入促進期間の中でほぼ達成することができましたことをご報告を申し上げておきます。

白馬村第4次総合計画後期計画につきましては、庁内に補佐、係長で構成するワーキンググループを組織し、前期計画を検証しながら後期計画の素案を策定することといたしました。ここで練られたものを計画審議会にお諮りをする事となりますが、公募委員を現在募集しているところであります。

さて、今定例会に当初上程致します案件は報告、承認案件10件、議案4件であります。

承認第5号の平成21年度一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告については、各事業の支出額が確定したことに伴い、計数整理や不用額を処理するために3月31日付けで最終の専決補正を行ったものであります。歳入歳出にはそれぞれ8,300万円余を増額し、補正後の歳入歳出予算額を57億4,400万円といたしました。

平成20年度繰越金の留保分5,400万円、地方交付税の伸び1,600万円、村民税の伸びによる村税1,400万円、地方揮発油税1,300万等が歳入増の主な要因であります。また国の補正に伴う経済対策による交付金の追加による一般財源の特定財源への振りかえ、臨時財政対策債の増、除雪費等の不用額の減額や経費節減、人件費の抑制等により、最終的には形式収支が2億円以上の黒字となりましたので、その中から今後の予算不足や不測の事態に対応するために、財政調整基金と減債基金にそれぞれ1億円ずつ積み立てることといたしました。

なお、一般会計のほかの特別会計予算、水道事業会計予算についても、すべて黒字の決算となりました。平成21年度のそれぞれの会計における決算については、9月の定例会において詳細

をお示しをいたしますので、よろしくお願いをいたします。

議案第35号 平成22年慶一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ1,539万円を追加し、総額を43億3,039万円余とするものであります。補正予算の主なものは、前述いたしました県の地域発元気づくり支援金事業の白馬村関係の採択事業にかかるものに約473万円、ウイング21の防火設備修繕に約386万円、女性特有のがん検診に約173万円等が主なものであります。

このほか、特別会計補正予算等のそれぞれの報告及び提出議案についての詳細は、担当課長より説明をいたしますので、ご審議をいただき円満なるご議決を賜りますようお願いを申し上げ、第2回定例会招集に当たりましての冒頭のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

議長（下川正剛君） これより報告、承認、議案の審議に入ります。

お諮りをいたします。日程第5 報告第1号、日程第6 承認第1号から日程第14 承認第9号までは報告、承認案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、日程第5 報告第1号、日程第6 承認第1号から日程第14 承認9号までは、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、一議員一議題につき3回まで、また、規則第54条第3項の規定より、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 報告第1号 平成21年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（下川正剛君） 日程第5 報告第1号 平成21年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 報告第1号の関係でありますけれども、本件は3月定例会におきまして繰越明許費としてお認めをいただいた事業についての、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものであります。

翌年度繰越額については、国の経済対策交付金事業や防災事業、災害復旧事業等17事業、合計10億9,074万1,000円であります。翌年度繰越額の内訳を申し上げますと、地域情報通信基盤整備事業が9億5,100万円、白馬村庁舎等改修事業が858万、白馬ジャンプ競技場維持管理事業が1,400万1,000円、保健福祉ふれあいセンター改修事業が616万、しろうま保育園改修と子育て支援ルーム整備事業が251万6,000円、児童措置事業が22

5万8,000円、農業用施設小規模修繕事業が525万円、道の駅白馬とスポーツアリーナ改修事業が207万5,000円、村道小規模修繕と深空橋改修事業が2,000万円、村道改良国庫補助事業が1,798万円、防災事業が1,217万5,000円、中学改修と南小衛生環境整備事業が1,320万円、理科教育施設整備事業が48万8,000円、ウイング21改修事業が641万8,000円、給食調理場改修事業が250万円、現年発生林道施設災害復旧事業が530万円、現年発生公共土木施設災害復旧事業が2,084万円で、未収入特定財源の内訳はご覧のとおりであり、国県支出金の合計は9億1,050万2,000円、地方債の合計は1億6,520万円であり、これらの事業に伴う繰越一般財源は1,503万9,000円であります。まだ各事業とも現在まで終了には至っておりません。学校関係の工事につきましては、夏休み期間中での施工を考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許します。

第5番太田修議員。

第5番（太田 修君） 平成21年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書の内容について、お伺いをしたいと思います。まず、7款の土木費でございますが、2項の道路橋梁費の中の事業名が村道小規模修繕と深空橋改修工事ということで提示されておりますけれども、それにかかわりますこの事業の事業費及び修繕内容、そしてまた着手がいつごろになり、工期がどのくらいかかるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 説明を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 修繕内容につきましては、木でできている床板、けた、そういうものが腐食をして通行が不能になっているという状況ですので、一応、現在、木材に防腐効果のある樹脂類をしみ込ませるということで、耐用年数が長くなるというものを基本にして、現在、橋の安全計算をしている最中でございます。

それと事業費につきましては、その内容によって金額が変わってくると思いますが、一応現在では840万円を予定しております。着手時期については、一応まだ未発注でございますので、7月中には発注をして、材料の手配等々を考えたときには、10月ぐらいまでの工期設定になるのではないかとこのように考えてございます。以上です。

議長（下川正剛君） ほかに質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

平成21年度白馬村一般会計繰越明許費計算書につきましては報告事項でありますので、討論を省略し、以上をもって終結をいたします。

△日程第6 承認第1号 白馬村子ども手当支給条例の制定の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第6 承認第1号 白馬村子ども手当支給条例の制定の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） 白馬村子ども手当支給条例の制定の専決処分報告について承認を求める。

本件は、平成22年4月1日より新たに始まりました子ども手当の支給に関する法律に基づき、白馬村で子ども手当の支給等に関して、村が処理すべき事務の取扱手続、基準を示すもので、全25条からなる条例を定めたものでありますので、よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。承認第1号 白馬村子ども手当支給条例の制定の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第1号は報告のとおり承認をされました。

△日程第7 承認第2号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第7 承認第2号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 承認第2号の白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきまして、朗読を省略し、ご説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に国の方で交付されまして、それを受けまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして3月31日に別紙の専決第2号、専決処分書がその次のページにございますけれども、これのとおり専決処分をさせていただいたものでございます。同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2枚めくって、6ページの次の新旧対照表からご覧をいただきたいと思います。この新旧対照表を説明する前に、まず地方税法等の改正につきまして、若干趣旨を説明させていただきたいと思いますが、この改正は民主党の公約でもありますので、それに沿って行われるものでございまして、支え合う社会を実現するとともに、経済社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税における扶養控除の見直し、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の見直し、地方のたばこ税の税率の引き上げ、それから地方税における税負担の軽減措置等の整備合理化等の適用状況に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うとともに、税負担軽減措置等の整理、合理化を行うということを目的として一部が改正されたものでございまして、これに伴いまして、村の税条例を改正すると

いうものでございます。

まず19条と、次のページの第31条の改正につきましては、地方税法の改正による項の番号が変わりまして、項ずれによるものでございます。

3ページの第36条の3の2と、4ページの第36条の3の3につきましては、給与所得者と公的年金の受給者の扶養親族申告書に関する規定の追加でございますが、所得税法の規定によりまして、扶養親族等の申告書を提出する者について扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出するという規定でございます。

6ページの第44条から12ページの54条までは、地方税法等での用語や項の番号が改正されたことによる改正でございます。

それから、13ページの第95条は、たばこ税の税率を1,000本当たり3,298円を4,618円に引き上げるものでございます。

14ページの附則第16条の2も、たばこ税に関する規定であります。旧3級品の紙巻きたばこの税率の引き上げで、1,000本当たり1,564円を2,190円に引き上げるものでございます。

次の19条の3は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る村民税の所得計算の特例に関する規定の追加でございます。

16ページの19条の9以降は、地方税法等の用語の改正によるものでございます。

改正本文の4ページに戻っていただきまして、附則でございますが、附則の第1条は施行期日で4月1日からの施行ということで、1号から5号までは、それぞれ記載の施行期日となっております。

第2条は村民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条はたばこ税に関する経過措置でありまして、6ページの2項の1号と2号は、たばこ税引き上げの10月1日の前日からの持ち越し在庫に対するたばこ税で1,000本当たり1,320円、旧三級品は626円が課税されるものであります。4項では納付期限は来年3月31日までとの規定でございます。

以上、概要を説明させていただきましたけれども、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結をいたします。

採決をいたします。承認第2号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第2号は報告のとおり承認をされました。

△日程第8 承認第3号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第8 承認第3号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 承認第3号の白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを朗読を省略し、ご説明申し上げます。

先ほどの第2号と同様に、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことを受けまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。同条第3項規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2枚めくっていただいて、一番裏ですね、新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、地方税法の附則第15条が改正されまして、項の番号が変わりましたので、それに合わせた改正でございます。なお、都市計画税は当分の間、徴収しないということとしておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結をいたします。

採決をいたします。承認第3号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第3号は報告のとおり承認をされました。

△日程第9 承認第4号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第9 承認第4号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について承認を求める。

本件は地方税法の改正と、また厳しい経済情勢が続く中、中間所得層の負担に配慮しながら、低所得者層の国民健康保険税の軽減を図るとともに、非自発的失業者の保険料の負担を軽減する

ため、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の改正に伴う
ものであります。

まず第1に、第2条第2項中とありますものにつきましては、今後とも医療費の増大が続く中、
加入者の所得の上昇を見込むことは難しいため、総体的に所得のある方に多めの負担をお願いせ
ざるを得ないという判断から、47万円は医療費の負担分の基準額の上限でございますが、47
万円を3万円引き上げ50万円に、また12万円とありますのは、後期高齢者支援金等課税限度
額でございますが、これを1万円引き上げて13万円に改めるものでございます。

第23条第1項中につきましては、今までの課税の中で、応益割と応能割が45%対55%の
中に入っていた場合には、7割・5割・2割軽減の適用が受けられるわけでございますが、今回、
この部分で応能・応益割がそれ以上の差が出ても、7割・5割・2割の軽減を適用できるという
ものの関係をうたっております。

また、23条の2につきましては、リストラなどで職を失った失業者に係る国民健康保険税に
ついて、失業時からその翌年度までの間、前年所得の給与所得を100分の30として算定する
ことにすることについて述べたものでございます。

それから、24条の2につきましては、そのためには雇用保険の特定受給者が離職のときに、
特定理由離職者に限定した証明書を発行するため、市町村において、改めて離職者離職理由が非
自発的かどうか判断する必要は求められないというようなことを述べているものでございます。

以下につきましては、地方税法の改正により各課税の特例についてうたったものでありますの
で、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結をいたします。

採決をいたします。承認第4号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分
報告について、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第4号は報告のとおり承認をされました。

**△日程第10 承認第5号 平成21年度白馬村一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告
について**

議長（下川正剛君） 日程第10 承認第5号 平成21年度白馬村一般会計補正予算（第7号）
の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 承認第5号 平成21年度白馬村一般会計補正予算（第7号）につつま

しては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日に専決処分したものであり、その報告と承認を求めるものであります。

専決第5号 平成21年度白馬村一般会計補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出8,377万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ57億4,400万円とするものであります。本補正は事業費が確定をいたしましたので、今後、決算を打つために不用額を減額するなどの計数整理をしたことに伴う専決補正予算でありますので、よろしくお願いをいたします。

それでは7ページをお開きをいただきたいと思います。地方債の補正、変更でありますけれども、県営農道整備事業630万円を700万円に。山岳観光施設維持補修事業、頂上宿舎の発電機とかボイラーの修繕であります。530万を510万円に。災害復旧事業、事業費の確定により2,650万を1,590万円に起債するものであります。補正後の起債の方法、利率、償還等につきましてはご覧のとおりでございます。

次に、11ページをお開きをいただきたいと思います。歳入明細でありますけれども、主なものをご説明をいたします。

村税では個人村民税が2,007万9,000円を増額をいたします。

固定資産税については618万6,000円の減額であります。

14ページ、地方消費税交付金につきましては245万4,000円を増額であります。

自動車取得税交付金につきましては242万5,000円の減額であります。

申しわけございません、12ページに戻っていただきまして、村たばこ税につきましては281万円の減。

入湯税につきましては372万9,000円の増であります。

それから、地方譲与税では自動車重量譲与税が310万2,000円の減。地方道路譲与税につきましては902万4,000円の減であります。これは、年度中途に地方道路譲与税が名称変更となったために、新たに目を設けるということで、地方揮発油譲与税が1,307万3,000円の増という形になっております。

また、次に14ページにお戻りをいただきたいと思います。地方特例交付金の減収補てん特例交付金が99万2,000円を増であります。これは特別減税に伴う補てん分であります。

それから、地方交付税につきましては、特別交付税ですが1,653万6,000円を増であります。

それから、16ページをご覧ください。総務費の負担金でありますけれども、白馬村地域公共交通会議の負担金、事業費が確定したということで137万7,000円の減であります。

それから総務使用料269万1,000円、これは主なものはジャンプ台リフト使用料247万3,000円を増額に伴う増額であります。

それから、17ページの災害国庫負担金、事業費の査定によりまして、農地農林施設災害復旧

負担金を1,183万6,000円増額補正するものであります。

18ページ、総務費の国庫委託金でありますけれども、97万4,000円の減額。これは地方の元気再生事業の委託金の減であります。

それから19ページ、民生費の県補助金156万5,000円の減額でありますけれども、内訳につきましては、説明欄の事業の増減によるものでございます。

それから、その下の農林水産業県補助金144万9,000円の増は、林業施設災害復旧事業の補助金が152万円増となったことによるものであります。

20ページをご覧いただきたいと思います。財産貸付収入で510万2,000円の減でありますけれども、山小屋貸付収入を500万に減額するものであります。

それから、21ページの寄附金563万円の増でありますけれども、ふるさと白馬村を応援する寄附金の入による増額であります。

それから、繰越金につきましては平成20年度事業の繰越金ということで、留保分を5,494万2,000円増額するものであります。

諸収入、延滞金につきましては、村税延滞金にかかわるものを150万円増額するものであります。

22ページ、諸収入、雑入につきましては、主なものを挙げますと、ごみ袋の販売手数料が109万6,000円、SAJのオリンピック施設整備補助金が250万円の減等となっております。

それから、村債につきましては、先ほど地方債の変更のところでも申し上げましたけれども、11目の災害復旧債でありますけれども、1,060万減額をいたすものであります。

24ページ、歳出明細をご覧いただきたいと思います。

議会費につきましては151万4,000円の減額であります。議員手当等の確定に伴う、今回、減額するものであります。

総務費につきましても、一般管理事業の223万4,000円ですが、職員手当等の確定に伴う減額でございます。

25ページの財産管理費でありますけれども、262万5,000円の減額であります。需用費の確定に伴う減額でございます。

それから26ページ、税務総務費370万2,000円の減であります。職員手当ということで確定いたしましたので、減額をするものであります。

次、29ページをお開きいただきたいと思います。スポーツ事業費の施設管理費、白馬ジャンプ競技場の維持管理費でありますけれども、事業費の確定に伴いまして355万2,000円を減額するものであります。

それから30ページ、民生費社会福祉総務費、事業費の確定に伴いまして、職員手当を210

万減額、白馬村社会福祉協議会の補助金を240万7,000円増額するものであります。

老人福祉費につきましては、介護予防・地域支え合い事業で142万4,000円を減額するものであります。

その下の3目の障害福祉費でありますけれども、心身障害者福祉事業、そこに列記してあります事業の減額に伴いまして429万7,000円を減額するものであります。

32ページをご覧いただきたいと思います。介護保険費ですが、地域包括支援センター地域支援事業を90万円、事業費の確定に伴い減額するものであります。

住民総務費につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金を122万円減額であります。それから、後期高齢者医療事業につきまして額が確定いたしましたので324万9,000円減額するものであります。

それから、福祉医療費につきましても額が確定をいたしましたので210万9,000円を減額するものであります。

それから、35ページをご覧いただきたいと思います。環境衛生事業1,086万2,000円の減額でありますけれども、山麓組合の職員人件費の白馬村が立てかえた分を減額するものであります。

次に、40ページをお開きください。商工振興費、商工振興事業で154万8,000円、信用保証協会の保証料補給負担金を減額するものが主なものであります。それから、土木費につきましては、臨時職員の賃金を143万7,000円減額するものであります。

それから、41ページの道路維持費であります。除雪事業が確定したということで、除雪瀬委託料を4,254万8,000円減額するものであります。

42ページをご覧いただきたいと思います。公共下水道事業への繰出金でありますけれども、事業費の確定に伴いまして、400万の繰り出しの減額をするものであります。

46ページをお開きいただきたいと思います。体育施設費でありますけれども、体育施設の維持管理事業で、修繕費で108万円を減額するものであります。

それから、47ページの災害復旧費でありますけれども、財源内訳を組みかえをしたことに伴う補正でございます。

それから、48ページをご覧いただきたいと思います。公債費の利子でございますけれども、286万5,000円の減額。

それから、12款の諸支出金でございますけれども、村長のあいさつにもありましたけれども、財政調整基金に1億円の積み立て。それから、減債基金に1億円の積み立て。それから、ふるさと白馬を応援する寄附金ということで、今回563万円を積み立てをするものであります。

以上であります。よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。第10番渡辺俊夫議員。

第10番（渡辺俊夫君） 10番、渡辺俊夫です。4点について、ちょっと質問したいと思います。まず21ページのところですが、寄附金のところですが、563万円の寄附金をいただいたということで、これ、とてもありがたいことなんですが、これの明細を教えてください。

それから、延滞金ですね、その下にある諸収入ですが、この村税延滞金の内訳について教えてください。

それから、ちょっと戻りまして11ページなんですけれども、村税の固定資産税です。本日の冒頭のあいさつ、村長のあいさつにありましたけれども、固定資産税の減額をということで、ここに載っているわけなんですけれども、とても大きな減額になっているわけで、これの算出根拠というのか、どうしてこのような大きな金額が減額しなきゃならないのか。そして、それに加えて逆に滞納繰越分は増額をということになっているんですけれども、この点について、もう一度説明を詳しくお願いしたいと思います。

それから41ページですが、土木費の中の除雪の事業に関して、これも冒頭のあいさつにありました。7,000万円の増額補正をしたけれども、3月の降雪が少なかったためということの説明がありましたけれども、その説明どおりのこの減額になっているのか。また、原材料費で51万の減額になっていますけれども、これについて説明してください。

以上です。

議長（下川正剛君） 説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） まず1点目の、ふるさと白馬村を応援する条例に伴う寄附金の内訳でありますけれども、スポーツの振興に関する事業が4件で109万5,000円、環境の保全及び景観の維持再生に関する事業についてが7件で245万円、産業文化を生かした国際交流の推進に関する事業が3件で112万5,000円、地域教育力の向上に関する事業が2件で101万円ということで、合計4事業16件の寄附金でございます。

議長（下川正剛君） 説明を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 税務関係で2点ご質問いただきましたけれども、まず11ページの固定資産税の現年分の減額、それから滞納繰越分の増額ということでございますが、厳しい経済状況を反映してということでしょうか、現年分については、なかなか集まらなかったということが原因であります、それにひきかえて滞納繰越分につきましては、徴収率が若干予定したものよりは上がったということが影響してるわけでございます。課税のもとについては変わっているわけではございません。

それから、次に21ページの延滞金でございますが、この専決補正をいたしました3月末の状況で言いますと、延滞金の1期を1件としますと、618件の320万円ほどでございましたので、その金額で4月、5月分を予測して上げてございますが、結果的には5月末現在で857件

の472万3,000円ほどという状況でございます。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 除雪事業の減額につきましては、12月、1月の除雪実績により、一応2月、3月の除雪費用の総額を一応想定をいたしました。1月までに約1億3,500万円ほどの除雪費の実績になりました。それで除雪の平均の出動日数を20日というふうに割りまして、そのあと何日出るかということで緊急に対応して、7,000万円の増額というものを提案をいたしました。結果として2月、3月の出動日数が予想より少なかったということで、減額というふうになってございます。原材料費につきましては、凍結防止剤の購入費用ということでございます。減額の理由につきましては、2月、3月、わりと降雪が少なかったということで、まく回数、まく場所等々を限定をして散布をしたということでございます。それによって凍結防止帯の購入数量が減少したということでございます。

以上でございます。

議長（下川正剛君） ほかに質疑の通告がありませんので、質疑を終結をいたします。

第10番（渡辺俊夫君） 議長、今の、関連してです。

議長（下川正剛君） 3問。あなた3問もう、やっていますから。

第10番（渡辺俊夫君） いやいや、質疑じゃない。

議長（下川正剛君） 質疑もう3問していますから。

第10番（渡辺俊夫君） いやいや、1回目の。1回目です。さっきの1回目です。2回目は再質問はできますか。

議長（下川正剛君） 渡辺議員、もう4問質疑をしておりますから。

第10番（渡辺俊夫君） いやいや、1回目ですよ。1回で4問したんです。1回目で4問したということです。

議長（下川正剛君） 渡辺議員、1議題3問までということになっておりますので、渡辺議員、もうこの案件については、4問を質問してありますので。

第10番（渡辺俊夫君） いやいや、4問について1回質問したんです。

議長（下川正剛君） それで、通告はその関係についてはしてありませんので、質疑を終結をいたします。

第10番（渡辺俊夫君） いや、ちょっと、おかしいんじゃないですか。再質問ということになるんですけれども。3回まででいいんですよ。

議長（下川正剛君） 3回までです。もう、4回やっていますから。

第10番（渡辺俊夫君） いや、全体のこれ一般補正っていう。

議長（下川正剛君） 4回をやって、その関係については通告をしてございませんので、認めまし

たけれども、本来ならば通告をしてないものについては、認めませんので。

第10番（渡辺俊夫君） 議長、それはおかしいですよ。補正に対して何点かあった場合には、どうするんですか。幾つかあった場合にはどうするんですか。例えば。

議長（下川正剛君） 通告をしていただければ、認めますので。

第10番（渡辺俊夫君） いや、それと同じじゃないですか。1回目の質問ですから、3回目までは同じ再質問はできるはずですよ。

議長（下川正剛君） 通告は今、寄附金と延滞金の関係と、それから除雪の関係で3問やっていますよね。それから、もう1個の固定資産の関係。

第10番（渡辺俊夫君） ですので、1回目の質問。1回目の質問です。

議長（下川正剛君） だから、通告は渡辺議員の場合につきましては、21ページの寄附金の関係についてということと、もう1つの関係については延滞金、加算金及び過料についてということとで通告書を提出をされております。その関係について答弁が行われましたので、以上をもって質疑を終結をいたします。

討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結をいたします。

採決をいたします。承認第5号 平成21年度白馬村一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（下川正剛君） 起立多数です。よって、承認第5号は報告のとおり承認をされました。

△日程第11 承認第6号 平成21年度 白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第11 承認第6号 平成21年度 白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） 平成21年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告について承認を求めます。

平成21年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,949万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,189万7,000円とする。

この専決報告につきましては3月31日をもって、歳出が確定したことに伴い、計数整理でありますので、よろしく申し上げます。

なお、主な点につきましては、新型インフルエンザの流行も心配されたほどでなく、また、医療費も今まで伸び続けていたものが伸びがとまったというようなものが、主なものでございます。

それでは、6ページの歳入につきまして、歳入から説明をさせていただきます。

1款国民健康保険税につきましては、571万円を追加するものでございます。

2款国庫支出金につきましては6,960万3,000円を減額するものでございます。

3款療養給付費等交付金につきましては149万4,000円の減額でございます。

5款共同事業交付金につきましては2,929万9,000円の追加でございます。

それから、7款繰入金につきましては122万円の減額でございます。これは村からの人件費等でございます。また、同じく繰入金の基金繰入金につきましては、先ほど申しましたように医療費の伸びが、今まで伸び続けていたものがとまる傾向にありましたので、1,000万の取り崩しが必要なくなりましたので、全額減額するものでございます。

諸収入につきましては176万8,000円の減額でございます。

10款県支出金につきましては2,116万5,000円の減額でございます。

歳出につきましては、総務費につきましては545万1,000円の減額でございます。

保険給付費につきましては5,694万3,000円の減額でございます。

次に、保健事業でございますが、583万1,000円の減額でございます。

10款の諸支出金につきましては116万7,000円の減額でございますので、よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結をいたします。

採決をいたします。承認第6号 平成21年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第6号は報告のとおり承認をされました。

**△日程第12 承認第7号 平成21年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
の専決処分報告について**

議長（下川正剛君） 日程第12 承認第7号 平成21年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） 平成21年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について承認を求める。

平成21年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ69万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,0

48万6,000円とする。

この専決報告につきましても、3月31日をもって歳出が確定をし、それに伴う計数整理でありますので、よろしくお願いいたします。

主なものについて説明をいたします。5ページの歳入からお願いをいたします。

1款後期高齢者保険料につきましては50万円の減額でございます。

3款繰入金につきましては17万4,000円の減額でございます。

7ページ、歳出につきましては、1款総務費の徴収費でございますが、14万7,000円の減額でございます。

2款分担金及び負担金につきましては、保険料等負担金でございますが、39万8,000円の減額でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結をいたします。

採決をいたします。承認第7号 平成21年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第7号は報告のとおり承認をされました。

ただいまより11時35分まで休憩といたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時35分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

**△日程第13 承認第8号 平成21年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第3号）の
専決処分報告について**

議長（下川正剛君） 日程第13 承認第8号 平成21年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） 平成21年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について承認を求める。

平成21年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ617万1,000円にする。

この専決報告につきましても、3月31日をもって歳出が確定したことに伴い、計数整理でありますので、よろしく願いいたします。

主なものについて説明をいたします。5ページの歳入、1款支払基金交付金につきましては、15万6,000円の減額をするものです。

4款繰入金につきまして25万4,000円を減額するものでございます。

それから、歳出につきましては7ページになりますが、医療諸費につきましては、76万円の減額をするものでございます。

3款諸支出金につきましては、31万7,000円を追加するものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結します。

採決をいたします。承認第8号 平成21年度白馬村老人保健医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第8号は報告のとおり承認をされました。

△日程第14 承認第9号 平成21年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第14 承認第9号 平成21年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 承認第9号については、平成22年3月31日に専決処分しましたので、地方自治法の規定により議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。平成21年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ400万円を減額し、その総額を9億3,272万1,000円としたものでございます。

補正の内容を歳入歳出明細で説明いたしますので、5ページをお開きください。歳入でございます。支出額が確定をし減少したことにより、一般会計繰入金を400万円減額するものでございます。下水道事業の会計については、依然として前年度同様厳しい状態が続いています。

6ページをご覧ください。歳出について説明をいたします。歳出については、一応、支出額が確定したということに伴う補正ということでございます。

1款1項1目の一般管理費については106万5,000円の減額で、人件費が主なものです。

2目施設管理費は138万3,000円の減額で、浄化センターの汚泥処理委託料等の減が主なものです。

7ページになります。2款1項の公債費の2目利子は130万6,000円の減額で、起債償還利子の減額が主なものです。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結をいたします。

採決をいたします。承認第9号 平成21年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、承認第9号は報告のとおり承認をされました。

△日程第15 議案第33号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例 について

議長（下川正剛君） 日程第15 議案第33号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第33号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

民間育児・介護休業法が2009年6月に改正され、本年6月から施行される予定となっております。この法律の改正に伴い、職員が3歳未満の子を養育するために請求した休暇の場合には、当該職員の職務の遂行が著しく困難な場合を除き、時間外勤務をさせてはならない旨の規定を、今回新設するものであります。

詳細につきましては、お手元にお配りをいたしました新旧対照表をご覧をいただきたいと思います。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結をいたします。

△日程第16 議案第34号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 について

議長（下川正剛君） 日程第16 議案第34号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第34号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第33号と同様に、民間育児・介護休業法の改正に伴う条例の一部改正を行うものであります。民間育児・介護休業法につきましては、子育て中の短時間勤務制度及び時間外労働の免除の義務化、それから、子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得推進などが改正の柱となっています。これまでは労使協定により、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無で拒めることができるとされていた育児休業が、夫婦で同時に取れることとなり、公務に勤務する職員についても同様の規定とするために、条例を一部改正するものであります。

これまでも男性職員につきましては、第1子の場合は産後8週間、第2子の場合は産前6週間と産後8週間は育児休業及び育児短時間勤務、育児時間の取得が妻の就業の状況にかかわらず可能となっていますけれども、今回の改正により、公務においても産後8週間に育児休業を取得した場合は、特別の事情がある場合には、その後再度育児休業を取得することができることとなりました。

こうしたことから、第2条では育児休業をとることができない職員の規定から、公務に従事する夫婦等を規定外とし、第2条の2では育児休業の期間を規定し、第3条では再度の育児休業がとれる特別の事情を規定し、第5条では夫婦の育児休業を認めることとなったため、これまでの規定を削除し、第9条は第2条と同様の趣旨で、育児短時間勤務をとれない職員の規定を改め、第10条では育児短時間勤務を終了しても、1年を経過しない間において育児短時間勤務を認める特別の事情、育児休業中に再び産前休暇となった場合等を規定しているものでございます。

詳細につきましては、お手元の新旧対照表をご覧くださいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結をいたします。

△日程第17 議案第35号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第1号）

議長（下川正剛君） 日程第17 議案第35号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第35号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出1,539万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ43億3,039万4,000円とするものであります。

それでは、6ページをお開きをいただきたいと思います。歳入明細でございます。11款の農林業の分担金及び負担金の補正でありますけれども、県の指導によりまして、有害鳥獣対策事業を村事業から協議会の事業に変更するために、予算科目を補正するものであります。

それから、13款衛生費国庫補助金、女性の特有のがん検診推進事業補助金ということで、8万6,000円を追加するものであります。

それから、7ページ、総務費の県補助金であります。375万2,000円の追加ということで、長野県の地域発元気づくり事業補助金に採択をされました花の里づくり事業ほか、村主体の3事業に対する県の補助金の増額補正をするものであります。

それから、18款の繰越金でありますけれども、786万7,000円を平成21年度の繰越金を充当するものであります。

19款の諸収入につきましては、北小体育館の屋根の雪害に対する保険金ということで、損害保険料306万3,000円増額補正をするものであります。

8ページ、歳出明細でありますけれども、企画費、先ほど申し上げました地域発元気づくり事業補助金の採択に伴いまして、花の里づくり事業、原材料費を100万増額補正するものであります。

9ページ、衛生費の保健予防費であります。女性の特有のがん検診推進事業として173万5,000円を追加補正するものであります。

それから、農林業費の農業委員会費、一般職給料と臨時職給料、同額を産休する職員がおりますので、臨時職員を雇用するために組みかえをするものでございます。

10ページ、林業振興費、これにつきましては先ほど入のところでもご説明をしましたけれども、村から協議会への予算組みかえを行うための補正の項目でございます。

それから、観光商工費、観光施設の整備費でありますけれども、白馬駅前ところに駐輪場を設けるということで、50万円を工事請負費補正をするものであります。

それから消防費、消防施設費、これにつきましては森上の火の見やぐらが風等で修繕が必要になったということで63万円、2分の1の補助をするために予算補正をするものであります。

教育委員会の事務局費、高校授業料無償化に伴い、私立高校の就学援助補助金33万円を廃止し、減額するものであります。

教育費、学校管理費でありますけれども、北小の体育館の屋根が雪害で傷みまして、その修繕費を盛ったものであります。334万7,000円ということで修繕費を盛ってございます。

12ページ、文化財保護費でありますけれども、県の地域づくり補助金を採択を得たということで345万7,000円を追加し、ご覧の内容に使うものでございます。

教育費、体育施設費でありますけれども、ウイング21の防火施設修繕に417万9,000円を修繕費として盛ったものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許します。10番、渡辺俊夫議員。

第10番（渡辺俊夫君） 8ページ目の企画費のところですが、コミュニティ推進事業で100万円上がっていて、花の里づくり事業ということの原材料ですが、この明細というか、詳細のことをお聞きしたいんですが、花の種類に関して、どのような指針を持って指導されているのか、地区に任せているのか、その辺も含めて明細をお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） ただいまの質問についてご回答申し上げます。当初、村の方では花の里づくりをコミュニティ事業として進めようということで、300万の申請を県の方にしておりました。そんなことから、5月に村で開催をいたしました花の里づくり協議会の中では、各地域に花の苗を配って、花いっぱい村づくりを進めてもらいたいというようなことを考えていたわけですけれども、実際には3分の1の補助金しか採択にならなかったということで、一応、モデル地区を、全地域にはとてもこの金額では無理ですので、モデル地区を指定して花の苗を配ろうとしています。

ご質問の話の苗等の計画につきましては、今、担当の方で金額が減らされてきましたので、その辺を酌みながら、モデル地域の指定とあわせて検討しているところでありますので、この場ではちょっとお答えができませんが、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 渡辺俊夫議員。

第10番（渡辺俊夫君） 今、お聞きしたことは、その花の種類というのは、どのように考えて方針を出しているのか。言ってみれば、せっかく花三昧というような観光の企画がある中で、例えば外来であるとか、いろいろな種類があると思うんですけれども、何かこの指針というのが持って、この事業を進めるのかどうかということをお聞きします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 今、お答えしましたように、具体的な計画はしてありませんけれども、これまでの経過で申し上げますと、宿根草、多年草を植えるという形でお願いをしていく形になるかと思えます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。渡辺俊夫議員。

第10番（渡辺俊夫君） それでは、指針は持っていらっしゃらないということですね。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 指針というか、この今回の元気づくり事業補助金を使って、どのような花をやるかという指針は、まだ設けてございません。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。

以上で質疑終結をいたします。

△日程第18 議案第36号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（下川正剛君） 日程第18 議案第36号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予

算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 議案第36号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

第1条にありますとおり、歳入歳出の予算の総額を210万円増額し、5億6,604万8,000円とするものでございます。

補正内容を説明しますので、5ページをお開きください。歳入ですが、前年度の繰越金を210万円追加するものでございます。

6ページをご覧ください。歳出です。共同排水設備設置等補助金を210万円追加するものです。内容につきましては、ポンプ施設の設置に対する補助金が1件ということでございます。ちょっと事業費が大きくなりますが、理由につきましては、村で接続を指示した公共ますまでの距離が約90メートルと長いということです。長い上に圧送管を埋設する箇所にはガス管、U字溝等が布設されており、掘削等で費用がかさむというためでございます。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第33号から議案第36号までにつきましては、お手元に配付をしてあります平成22年第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、別紙付託書のとおり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

先ほど、専決第6号の平成21年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分につきまして、字句の訂正の申し出がありました。これから資料を配付いたしますので、差しかえをお願いを申し上げたいと思います。

（資料配付）

議長（下川正剛君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） なしと認めます。

説明を求めます。松澤住民福祉課長。

住民福祉課長（松澤 衛君） 承認第6号 平成21年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告について、2枚目につきまして字句が、第1条のところに歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれというふうにあります、**「に」**を**「から」**に訂正をお願い

したいものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

次に、本定例会において受理した陳情書は、お手元に配付をした陳情文諸表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。明日、6月9日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日、6月9日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦勞様でございました。

散会 午後0時03分

平成22年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成22年6月9日（水）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成22年第2回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成22年6月9日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	田 中 榮 一
第2番	篠 崎 久美子	第10番	渡 辺 俊 夫
第3番	太 田 伸 子	第11番	高 橋 賢 一
第5番	太 田 修	第12番	小 林 英 雄
第6番	松 沢 貞 一	第13番	太 谷 正 治
第7番	柏 原 良 章	第14番	下 川 正 剛

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	松 澤 衛
観 光 農 政 課 長	篠 崎 孔 一	建 設 水 道 課 長	倉 科 宜 秀
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	山 岸 俊 幸		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。

これより平成22年第2回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしてあります資料のとおりです。

なお、日中暑くなりましたら、適に上着の脱着を許します。

平林教育課長兼スポーツ課長が所用のため午前中欠席しますので、報告いたします。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は6名です。本日は通告された6名のうち、4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内についての再質問は、議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第5番太田修議員の一般質問を許します。第5番太田修議員。

第5番（太田 修君） 5番、太田修です。私は通告書に基づきまして、3問の質問をさせていただきます。まず第1点目に観光施策について。2問目に地域高規格道路について。3問目に姫川右岸遊歩道の新設についてお伺いをさせていただきます。

まず初めに、観光施策についてをお願いいたします。

今、国会におかれましては、小鳩政権と言われました鳩山首相と小沢幹事長が辞任をし、菅新内閣によります新たな閣僚人事により、新体制で発足をされております。景気の回復や雇用問題等が最重点課題であるとなげられております。白馬村にとっても観光産業の低迷する中、経営危機が危ぶまれております。

雄大なスキー場施設を多く持つ当村のこの冬の観光の状況は、シーズン初めの降雪のおくれや、そしてまた不況の影響等で入り込み客が100万人を割り込み、平成3年のピーク時、約280万人に比べますと大きく衰退をしております。シーズン最後のゴールデンウィーク後半では天候に恵まれ、対前年比約150%となりましたが、シーズンの全体の統計では95万6,000人

の入り込みにとどまり、前年対比約89%といった結果となっております。スキーヤーの減少傾向が進む中、通年観光に向けた第4次総合計画が策定され、アルプスの里観光プロジェクトの中で、観光局の現状と課題、及び施策等について示されております。

景気が低迷することによって観光客の減少や、そして、また観光局の社員数の減少等が重なり、現在、村から観光局への負担金が1億円を超えております。また、派遣職員2名等の経費も加わりまして、観光を担う観光行政と観光局の関係、そしてまた観光業者と村民が本当に一致団結した観光施策がとれているか、次の事項についてお伺いをしたいと思います。

まず1点といたしまして、観光局についてでございます。

①になります。社員数の推移と社員数、それに伴います、また運営費の確保等にどのように考えているか、お伺いをしたいと思います。

②といたしまして、観光局長及び次長について、今後役場の派遣の職員の位置づけをどのように考えているか。従前ですと、観光局長あるいは次長クラスが役場から派遣をされておりましたが、今回の人事異動によりまして、権限を持たない職員が2名となっております。また、観光局採用の常勤者としての次長の増員理由についてお伺いをしたいと思います。

3つ目といたしまして、観光局長の給与の変更の内容とその理由について。

④といたしまして、信州デスティネーションキャンペーンの企画等について、住民の周知や、あるいはまた住民がどのように協力していくのか、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

また、⑤になります。塩の道祭りや貞逸祭など、イベントの内容を再検討するつもりがあるかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

また⑥では、局の場所の変更計画はあるのか。非常によつつきにくい場所になっているかと思いますが、その辺を含めてご答弁をいただけたらと思っております。

2)といたしまして、第4次総合計画の中で、長期滞在型観光の項目で、3つの施策が上げられておりますが、これについてどのような取り組みをされているかお伺いをしたいと思います。

①といたしまして、健康環境、リゾート観光、あるいは家庭菜園への取り組みとあります。

また、②といたしまして、広域観光への取り組みの状況について。

また、③ではシニア学生村、スキー研修会等の取り組みとありますが、この3点についてお伺いをしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員から3つのご質問をいただいておりますが、通告の順に従ってお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、最初の観光施策についてのご質問でございます。その中で、観光局についてのお尋ねか

ら答弁をさせていただきたいと思えます。

観光局についての1番目のご質問であります、社員数の推移と社員数・運営費の確保についてのお尋ねでございます。

社員の、いわゆる会員でございますが、会員の推移をお示ししますと、平成18年の4月30日現在は、会員数728名おりました。年ごとの推移はお示しはできますけれども、その数が平成22年の4月30日現在、601会員に減ってきております。この601会員のうちには、16の会員の方が今休業ということで届け出をしてあります。したがって、単純比較しますと18年の4月30日から22年の4月30日まで、127の会員が減っているということになるかと、このように思います。

運営費の問題につきましては、第5期、6期、3期をお示ししますと、白馬村の負担が6,900万円弱、それから会員による会員収入が3,500万程度、事業収入がおおよそ1,000万程度ということが第5期でございます。第7期について見ますと、議員おっしゃられたように1億600万円余、それから会員の分担金が3,400万、事業収入が1億1,000万余ということで、総額1億2,500万円ということになっております。おおむねこの内訳で言いますと、観光局ができてからの推移は、60%が村からの拠出金、そして30%が会員の分担金、10%が事業外収入というようなことが基本となって推移をしてきたように理解しております。

そうした中で、たまたまその率が、白馬村からの負担金が、拠出金が多くなった第5期、6期につきましては、ご承知のとおり庄屋丸八を復元して、外国から大勢お越しのお客様に、日本の伝統文化を知っていただくこと、そういう拠点として、国の補助金をいただきながら改修をしたということが、大変大きな額になってきております。

そして第7期、平成22年度の事業計画につきましては、また金額が増えているわけでありませけれども、基本的な考え方としては、実際、白馬村へお客さんを大勢お越しいただくための具体的な見通し、それに基づく宣伝活動、誘客活動というものをしていなかったというのも事実でございます。

そうしたことから、大変厳しいこの経済状況の中でありませけれども、村の基幹産業である観光産業を、何としても元気づけなければいけないというようなことで、新たな計画、企画をしたところであります。その内容については、皆様、太田議員初め議会の皆様には、何回かご説明をして、十分ご理解をいただいていると思えますけれども、そうした観点から、額が大きくなったということでございます。

また、額等についての説明が求められれば、また説明はしてまいりたいと、このように思っておりますので、今申し上げましたように、枠組みについては大体負担率は、今申し上げたような状況でありますけれども、額が増えた中には、観光局の事業にふさわしいという、国の施策で認

められた事業も入っておりますので、この額すべてが、村の一般財源を投入しているということではございませんので、その辺もご理解をいただきたいと、こんなふうに思っております。

さらに、この観光局の運営を楽にしていくためには、観光局の趣旨をご理解をいただいて会員の皆さん方を増やす努力、そして会員との連携強化、事業収入につながる事業の導入等、積極的に取り組んでいかなければいけないと、こんなような取り組みを今進めておりますけれども、現状では先ほども申し上げました総予算としては、村から60%から70%ほどの補助を受けないと、どうしてもその運営が難しいというのが実情であることを、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

次に、観光局長及び次長について、今後役場からの派遣職員の位置づけをどのように考えていくか、また次長の増員理由についてのお尋ねであります。

私は、観光局の組織の見直しについては、村長に立候補する折から、公約の1つとして訴えておりました。私が就任当初、局長は不在でございました。就任前は行政の特別職、あるいは当時の観光課長が兼務で、観光局長を務めていたというのが実情であったようであります。そしてまた、兼務をしているというようなことから、観光局での実務実態というのが、ほとんどなかったというようなことであったようにお聞きをしておりました。したがって、企業からの出向職員が次長の肩書で、局の現場責任者として実務をとっていたとのことでありまして、局からの出向職員は2人だけであったというのが実情でございました。

私はこうした実情をかんがみるに、白馬村は観光が基幹産業と言われる中であって、その核となる観光局が、主体的に観光業務が推進できるための組織の見直し、組織の充実は急務と考えてきたところであります。それと同時に、今後の観光立村構築のために、白馬村観光局の抱える現状、観光局の果たす役割等の現状分析と、将来展望が大事であることから、議会のご議決をいただき、調査機関として県内で評価の高い長野経済研究所にその調査を依頼し、その結果は、白馬村観光局の望ましい事業運営に関する調査報告書として、報告がされたところでございます。また、その報告書の要約版は、議員の皆様にも配付して、十分ご理解をいただけていることと、このように思っております。

こうした調査報告書も参考にしながら、観光局の理事会でも検討をし、結果として、観光局長を公募で採用することとし、局長、局次長2名の3名体制を、局の事業執行責任者とすることで了解をいただきました。これを受け、局長の公募を初め、小論文、勤務実績等を参考にしながら面接を行い、面接者全員一致で現在の局長が決まったのは、平成20年の6月でありましたが、こうした体制を基本として、20年の4月の異動で、初めて観光農政課付課長を常駐職員として派遣をいたしました。

前置きが長くなりましたけれども、村の条例で観光局へ出向する際の資格が決められているわけではございません。平成20年の定期異動で課長クラスを出向させたのは、その職員は行政職

員としては当然優秀な職員であります。観光で生きる村の行政職員として、観光実務の難しさ、厳しさを体験をし、民間感覚を養い、行政実務にその貴重な経験を生かしてもらうとともに、職員教育にもつなげたい思いで派遣を決めたところでございます。

したがって、決して決められた基準で派遣をしているものではありませんし、この制度を導入したのは、私が就任してからでございますので、それ以前はこういった体制ではなかったということは、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

次に、次長を増員した理由はとのお尋ねであります。今申し上げましたように、私が村長に就任してから理事会に諮り、次長2名体制にすることを決め、実施をしてきたところでございます。条例規則で、常に課長職を派遣すると決めてあるわけではありませんし、たまたま20年度は課長である職員を派遣をいたしました。年を重ねて課長になると、その立場上、行政組織全体の中で、必要に応じた異動をしていかなければならなくなってまいります。そのときの必要に応じて、2年あるいは3年サイクルでの異動が当然起こってくるわけですが、今回の場合、2年で異動する必要があるということで、こうしたことになったわけでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

また、観光という事業は、1年2年ですべてわかるほど、またその計画の実現についても、1人の力ですべてできるほど簡単なものでないことは、議員も十分ご承知のことと思っております。時の積み重ねによる継続性と同時に、人と人のつながり、チームワークも大変大事になってくるころであります。そういったことから、業務がようやくなってきたころに異動というのは、観光局の実務をすべてこなしていくには、勤務する年月が短か過ぎるということを感じたところであります。まずそれよりも人材育成という観点からは、若い人を派遣して育成する方が、後々効果が出てくると判断をして、今度の人事を行ったところでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

あえて申し上げますけれども、こうした質問される裏には、予算執行に当たって金銭にかかわる管理・監督を心配されてのことと思っておりますが、私もそのことには常に心を配っているつもりでありますし、今も金銭管理をしているのは1人ではありませんし、次長も経理のベテランであると同時に、本年度から決裁権限をさらに明確にするために、新たに副村長にも決算範囲を設けて、より透明性を高め、間違いのない資金管理と事業執行をしてまいりますので、ご理解をお願いをいたしたいと思っております。

次に、局長給与の変更内容とその理由についてでございます。

実は、この局長公募の際に、一律私は400万円の提示をいたしました。観光局の理事、職員の特別職、それから周囲の相談をかけた皆様方は、村長が求めるそれなりきの人物が、400万円で募集することはとても無理だというご指摘とご意見をいただきました。しかし、私は白馬が好きで、白馬のために白馬の観光局長をやってみたいという人は必ずいるはずだと、高い金額を

最初から提示することはできるけれども、一たん提示した金額を下げることはできないが、しかし、採用した結果、仕事の結果を出してくれれば、そのとき適正な評価をすればよいとの思いで公募に踏み切ったわけで、その結果が、現局長が採用されたということでもあります。

そして採用時には、当面私の任期が残されたところ2年間だったということから、2年間の約束をし、採用から2年を経過し、能力、実績、勤務状況等を考慮し、仕事に見合った評価をすると、正直安いのかなという考えから、今後もその手腕を存分に発揮してもらいたいと考え、金銭的評価を役場の課長職を基準として算定をし、理事会に提案をいたしたところでもあります。理事会において承認はされましたが、雇用計画については成果を優先することとして、あくまでも単年度契約を原則とし、将来の保障もつけてごさいません。非常に不安定な、本人にとっては不本意な雇用形態だというふうに当然思っていると思いますけれども、曲げてそのところは私の思いを通させていただくと同時に、本人も、お金よりも白馬の観光の持てる資源を十分に生かして結果を出したいという強い思いに、私も甘えてお願いをしたところでごさいます。

しかし、それゆえに局長に好きなことを自由にさせているということは絶対にありませんので、誤解のないように、よろしくお願いを申し上げるところでごさいます。

次に、信州デスティネーションキャンペーンの企画についてのお尋ねでごさいます。

信州デスティネーションキャンペーンは、JRグループ6社と長野県、県下の観光関係者や市町村が共同で行う、本年10月から12月にかけてのキャンペーンであって、あわせて大糸線にはハイブリッドシステムを搭載した新型リゾートトレイン、名称はリゾートビューふるさとが導入、運転されることになっております。信州DCの基本的な考え方は、巨額な宣伝による誘客や大型イベントの展開による誘客ではなくて、その地域にある観光素材を再発掘、再認識をし、それらを訪れるお客様に感じていただくこと、また地域の人々が提供する素朴なもてなし、触れ合いを感じていただくこと等に大きなウエートが置かれております。

信州DCに向けて大糸線沿線市町村とJR東日本長野支社、北安曇地方事務所等で組織する大糸線ゆう浪漫委員会を設けて、信州DCの期間中、リゾートビューふるさとを利用するお客様を中心に、観光商品や観光情報を集約し、JRや県等に提供し、信州DCパンフレット及びウェブサイト等を通じて情報発信をしてきております。

また、あわせて仮想リゾートビューふるさととしてJRいろどり号を使い、到着時、出発時のもてなし等受け入れ対応を試行しています。これらをもとに、10月からの方向に際しましては、周辺地域の皆様からご協力をいただき、到着時のお出迎え、また出発時のお見送りのほか、おもてなし対応を実施することとし、現在、関係者との打ち合わせをしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、塩の道祭りや貞逸祭等のイベント内容を再検討するつもりはあるかとお尋ねであります。

塩の道祭りは小谷村、大町市との連携事業として、また白馬村にとっても春の定番イベントとして、観光客はもちろんのこと、白馬村民、周辺住民も大勢参加をしていただいているイベントでございます。また運営についても、地域の皆さん、地区旅館業組合の皆さんを初め多くの村民の皆様にご協力いただき実施している、いわば村を挙げてのイベントであると言えます。

また、貞逸祭は10年ほど前に見直しを行い開催時期を早め、開山祭と兼ねて開催をし、あわせて大雪溪までのトレッキングを、山案内組合の協力を得ながら実施をしてきております。

いずれのイベントも、その都度内容を検証し、翌年の開催に向けて検討してきておりますので、来年に向けても、イベントにご協力いただいている関係者の皆様との協議を踏まえ、計画を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、局の場所の変更はあるかとお尋ねでございます。

このことについても、就任当初から考えていたことであり、理事会、また議会の皆様にもお話をしてきた経過があります。その理由は、今の位置では観光の核となる観光局の機能を十分に発揮する場所としては適当と思われぬ。またお客様、会員に気軽に訪れてもらうには、その雰囲気を持ち合わせていないことから、ビジターセンター的な機能を備え、職員全員がワンフロアお客様の対応、日常業務ができる場所を探し、適当な建物も見つけましたけれども、一方で村長の立場で考えますと、今の局の敷地借用料が年間二百数十万円の契約が、平成25年までであることを考えると、むだな出費につながるのではという、現実的な計算をせざるを得ない状況でございます。

しかし、今の施設が何とかほかに有効利用できるならば、すぐにも移りたいというのが本音でございます。観光局の施設の利用方法について、よい案があれば、議員各位にもご提言いただければと、お願いをするところでございます。

議長（下川正剛君） 村長、簡潔にお願いいたします。

村長（太田紘熙君） 次に、第4次総合計画についてのお尋ねであります。

この基本計画では、特に団塊の世代と言われるシニア層をマーケットにして、長期滞在していただけるよう、近隣市町村との広域連合を含めた施策の実施を掲げてあるところであります。

具体例を2つ挙げますと、1つは既にご承知の、白馬村と長期滞在観光、ふおーゆー白馬という地域の観光商材を組み合わせた、新しい観光スタイルを提案をいたしております。

2つ目は、大阪に拠点を置くNPO法人シニア自然大学の白馬自然塾の開校、これは夏から秋にかけて3回開校しているものであります。参考までに、ふおーゆー白馬の実績は、18年度から21年度までの4年間で670人、宿泊延べ5,700日余りという結果でございました。

長期滞在には広域連携が重要であることは、改めて言うまでもございません。基本計画では、近隣市町村との協力体制についても掲げていますが、大北管内市町村はもちろんのこと、県レベル、さらには近隣市町村を含めた連携のもとに、長期滞在観光をさらに進めてまいりたいと、こ

のように考えているところでありますので、よろしく願いをいたします。

長くなりましたけれども、最初の第1番目の質問、観光施策についての答弁を終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） どうもありがとうございました。一応、観光局の社員の推移の関係になりますけれども、昨年と比べますと、今年度52件ほど減っており、第7期の局の予算の中でも50万円が減額されているといったような状況でございます。また、観光局の支出全体の中から、人件費がどのくらいかという、職員に当たる人件費が30%近くを占めているというような内容、それからまた職員の中で649万ほど増額、職員費の方で増額されているというような状況でございます。

昨年度から雇われました、局で新しく雇われた3名につきましては、ふるさと雇用再生資金等が使われていると思いますが、これも来年で打ち切りになるはずだと思います。そういった中で、観光局の局長さんの給料、あるいはまた次長さんが非常勤から常勤に入り、そしてまたその辺の金額的な増、そういったものに非常に心配をしているところであります。

一応、今後社員数、あるいはまた村からの負担金の限度額、分岐点はどの辺のところで一応考えているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。簡潔に。

村長（太田紘熙君） 給与の占める割合でありますけれども、観光局は基本的に企画、立案、政策等、そして外へ出たの、そのための宣伝関係等、大方が人件費だけにかかわる事業が大半を占めております。そういう点では、その人件費の占める割合が高いかどうかということになれば、製造業等と比較して、簡単に算出することは非常に難しいと、このように思っております。

そして費用がかかること、増額していることは、当然私も心配しておりますけれども、今観光局の人員を見ますと、出向をさせていただいている方が3名おります。当初は4名いたはずでありますけれども、この経済状況の中で派遣ができないというような状況、さらには派遣職員でありますので、仕事はもう観光局の中でも責任者としてやっていただいております。しかしながら、出向元の都合で来年引き上げることになれば、その後続く職員が育っておりません。大変観光局の実務にマイナス面が出てくるということから、やはりそれを効果的に継続するためには、若いプロパー職員を養成する必要があるということから、最低限の職員を採用しながら、充実した観光局にしていかなければいけない。人材育成が大事という観点に、重きも置いており増額となっておりますが、今、議員ご指摘のように、補助金が23年度で打ちきられるという状況でございます。それで事業が停滞するようなことのないように努力をしていくつもりでありますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 村長、予算の分岐点についての答弁漏れがありますので。

村長（太田紘熙君） 言葉が足りませんでしたけれども、これは、またいろいろご議論を重ねていただかなければいけないことでありますけれども、あくまでも結果としてやったことが、どのくらい白馬にお客さんが訪れるかが明確になれば、それによる収入と、局で必要とする経費の割合は出そうと思えば出せますけれども、当初から損益分岐点を想定しての算出というのは、私は不可能だと思っておりますし、このことについては、局内でも話題には上ったことはありますけれども、非常に難しいというのが実情でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） 今の答弁の中で、若い職員、あるいは出向社員が解けたときに対応できる体制を考えるということで、非常にいいことだと私も考えております。

ただ、先ほど言いましたように局長さん、次長さんのそういった待遇に比べて、その辺のところが今後どのように生きてくるのか、観光局長さんの場合には期限があるというようなことも聞いておりますし、それからまたアドバイザーから常勤になられた方で、要するにその辺の金額アップ的なものに対する効果的なものとかですね、そういったものを村長さんの中でどんな考えがあって、どういう方向でそういう方向をとらえたのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 次長については、従来出向していた白馬村の職員が、次長という体制で勤務をしていました。その次長として勤務をしていた職員が異動したことで、次長を新たに補充したということでもあります。金額については非常に安い金額でございます。決して役場の課長職の半分にも満たない金額だろうと私は思っておりますが、そうしたことで、極力人件費を抑える努力はしているつもりでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） 確かに大変な仕事でもあるし、そういった中での、またそれぞれお互いに生活を持っているんで、生活給的なものはあると思うんですけども、あれですかね、やっぱりここで給料が幾らかということは、ちょっとお伺いすることは難しいですかね。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） この額についても理事会でもう決定されていることでございます。本人の了解の有無はさておき、私らはぜひ誤解のないように、観光局は観光局の定款、そして運営規程に定められている方針で実行をしております。決して隠すという意味はございませんので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

それはちょっと私も、今後については検討もしなければいけませんし、観光局の内部資料では、当然もうそれも明記されておりますので隠す必要はありませんけれども、そういう観光局に限って知らせろということになれば、ほかにも類似団体もたくさんあります。決して隠すことを目的

ではなくて、そういうところへもいろいろ影響もあるということで、ぜひご理解をいただきたいと思っておりますけれども、通常考える局次長の適正な金額としては、私は極めて安い金額だと、こんなふうに思っております。世間的な相場から言えば、30万円に行くか行かないかだという程度だというふうにご理解をいただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） すみません、とんでもないことを聞いちゃいました。申しわけございません。

それではあれなんです、局長さんの給料はいつから昇給は実施されているかお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） これは総会を通してから正式実行ということにしてございます。そうは言いながら、新年度は4月から始まってまいります。総会が大体5月末ということで、法に定められた申告期間が決算終了後2カ月ということになっております。2カ月のずれはありますけれども、最終決定は総会の決定を得てからということではありますが、先だって理事会の承認はいただいているところから、慣例に従って4月から実行していくというのが、普通のそれぞれの組織であろうかと、こんなふうに思っているところでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員の質問時間は、答弁を含めあと20分です。質問はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） 局長さんの公募要項の中では、任用期間といたしまして、20年の6月1日から22年5月31日の2カ年と明記されており、年俸400万ということで拝見したんですけれども、一応4月にさかのぼるという考え方はいかなものかと私は考えますが、その辺の見解についてお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） そのことについては意図的なことではなくて、白馬村の会計年度、4月1日から3月31日という期間に、また観光局の決算年度もそういうことでありますので、単純にそれに合わせたということでご理解をいただきたいと思っております。まだ、既に本人と支払い等について詳しく決めてあるわけではありませんので、その辺のところは、まだ弾力的にという考えも持っていることだけ、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） 理解もできます。いろいろわかるんですけれども、やっぱり公募の中でうたわれて、任用期間を定めてあって、その任用期間を前倒しするというものは、ちょっと私の考え方ではいかなものかというような気がします。そしてまた任用する場合といいますか、その公募の要綱の中では、ただし、両者が協議の上、再任用することがあるというような書き方をしていたんですけれども、額が変わり、そしてまた期間が変更になるといったら、何のための公

募であったのかというところが、ちょっといかがなものかと考えますし、また金額等を変えてあれするんだったら、もしかしたら再公募というような方法もあった、新しくまた公募するというような方法もあったのかなって、私は個人的には思いますけど、村長さんその辺はどうでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） そういう考え方もおありかと思えます。しかし、私は採用条件は相当厳しくしてきたつもりであります。議会前にも、そういう再公募をすることの方がよかったのではないかというお話も聞きました。決して反論をするわけではございませんけれども、再公募をして、じゃあ今の局長の資質に合う方が来なかったときにどうなるのか。そして、今、局長が就任以来1年半かけて村の中長期展望、白馬村の将来のあるべき姿等については相関図、同心円で議会の皆様にもお知らせをし、外部からも今の時代に合った、やはり観光地づくりだというふうに評価をされているものに基づいての事業執行が、人がかわることで、今まで積み上げてきたものもとに返るようなことになれば、私は大きな損失だというふうにも考えております。

そうしたことから、金額のことはさておき、局長の持てる資質、能力、1年半の実績等評価する中で、理事の皆様にもお諮りして、その力量を皆さん認めたことから、継続をして雇用をしたいと、こういうことで今日の結果になったわけでございます。

ただ、私は今の局長に従来どおりの400万円の提案をして、それでは私はとても生活できないと仮に言った場合には、どうあってもやはり再公募をするなり、次の局長を探さなければいけないという状況は当然出てくるわけであります。いろいろなところを勘案しながら、やっぱり適正な評価をし、結果を出してもらおうと。そしてその結果が出なかったときにはお引き取りをいただくということを、もう前提とした雇用契約というふうに本人にも伝えてございます。そういった意味では、今の局長には月の収入以外、保障されているものは何もないわけでございます。ぜひそんなところもご理解をいただきたいと、このように思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第5番（太田 修君） それでは、ちょっと角度を変えまして、今現在、局の方でコンサルタント、あるいはアドバイザーですか、そういった方が何名くらいいて、どのくらいな手当が出ているのか、その辺もしわかったらで結構なんですけど、教えていただけますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 一応、正式にアドバイザーとしてお願いをしてある方は、4名というふうに関記憶をしております。それで、あえてアドバイザーという、ビーボードという名前をつけた理由は、やはり白馬にそれなりに関心を持っていただいている方たちだということで、その位置づけをしたわけでありまして、勤務実態につきましては、その方々が必要なときにだけということで、必要に応じて来ていただくということで、決して年間、月のうち幾日とか、日数で契約はし

であるわけではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。今、正式には3名の方でございます。

ただ、今後に向けては、いろいろこの方以外に専門的な知識を必要とする場合があれば、またお願いをする経過はあろうかと、こんなふうに思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員の質問時間は、答弁を含めてあと12分です。質問はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） この前、3月の全協のときだったと思うんですけども、私ちょっと全協の休憩時間のときに村長さんに、いや村長さん、局長さんの給料上がるだかいねと言ってお尋ねをした経過があったと思います。その中で村長さんは、いやそれは局で、局の理事会で決めることだよということで、もちろん私もそうだなと思いました。ただ、今の局の体制として、やっぱり議会は1億円を超える局への、予算組みだけ何ていいますか、決定をして、使途については全く触れることができないような体制もあるような気がしているんですけども、その辺はどのようにお考えですか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長、簡潔に。

村長（太田紘熙君） 太田議員、大きなちょっとお間違えをしていると思いますけれども、局の予算としてご審議はしていただいておりますけれども、担当の観光農政課の中の予算に、すべて観光局でやる事業については、観光局の予算として計上し、議会の議決をいただいております。そのときに、すべて何に使うかの使途については、項目ごとに説明をさせていただきますし、観光局の事業内容をさらに理解をしていただくということから、議長のご配慮をいただいて、定例会ごとに観光局の事務事業の執行状況、予算に基づいた執行状況について、過去にも2回説明もいたしておりますので、内容がわからないということは、ちょっと私としては、ちょっと心外な気持ちがございますので、そのことについては確かに税金を使ってやっておりますので、いかようにも議会の皆さんにお求めに応じて資料提供はいたしますし、今までも決して不透明な状況で事業執行してきているというふうには思っておりませんので、誤解のないようお願いをいたしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） 確か昨年の9月の定例議会だったかと思うんですけども、やっぱり二元制でやっぱりやっていく中で、行政とかですね、理事者が入っているんですけども、全くその営業関係についても議会の方はノータッチである。

予算も確かにそういう認めたじゃないかと言われれば認めたのかもしれませんが、認めました。でも、やっぱりその内容というものの今過去2回ですか、観光局の方で来て説明会をやっていただいている。確かにやっていただいております。ただ、その中での内容といえますか、そういう中で、全然その何ていうか、金銭的なことよりも、むしろ局長さんの取り組みを聞いて

きたというような経過で、なかなかそこに触れていけないような状況にありますので、またこの辺につきましても、みんなと相談しながら、また方向を考えていきたいと思っております。

では、時間の関係もありますので、次の項へ行かせていただきます。

2の高規格道路についてでございます。

松本糸魚川道路は、昨年、県が豊科インターから大町市までと、そしてまた小谷村の雨中の一部についてルート案が示されました。早期実現こそが地域住民の生命を守り、そしてまた国道沿線住民の深夜に及びます騒音、振動、あるいはそういった公害を解消を図り、安全・安心な地域づくりを目指すことだと思っております。それについて進捗状況をお伺いしたいと思います。

まず1つといたしまして、松本糸魚川建設促進白馬実行委員会からの要望書の提出を受けておりました、その中でルート案等のアンケート等の結果が出ているかと思いますが、その辺を踏まえて、今後、行政としてどのように取り組みをしていくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

また2つ目には、ルート案について、住民説明会の開催計画といったものがあるのかどうか、住民にも周知していく必要があるのではないかというような思いもあって、その件についてお伺いをしたいと思います。

また、3つ目としたしまして、要望事項にかかわる進捗状況、上部機関等から、もしそういった情報等が入ってありましたら、その辺についてお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。持ち時間が5分しかございませんので、簡潔に答弁をお願いいたします。

村長（太田紘熙君） ご答弁をさせていただきます。できるだけ丁寧な細かい説明をと思っておりますけれども、簡潔にお答えをすることで、逆にまた疑義を生ずればという心配をしておりますけれども、この地域高規格道路については、結論から申し上げますと、村としては、まだ具体的な活動はしておりません。期成同盟会の皆さん方からルート案等が提示をされましたけれども、それも決定するに当たっての大きなものとは現在なっておりません。

ただ、村内ルートについては白馬村でルート案を提出をするようにと、決めるようにということと言われておりますので、今後、県の方とも協議を重ねながら、村民の皆さんのご理解をいただけるよう取り組みを進めていきたいと思っております。

ただ、宮澤県議の話によりますと、小谷道路が24年に着工させたいという方針で動いているようであります。そして平成25年には豊科北インターですか、そこを着工させたいと、こういう方針で、今、県の方も取り組みを進めているようであります。そうしたことも上部の情報を入手しながら、今後、村民の皆さんにも情報をお伝えしながら取り組みをしてまいりますので、よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員の質問時間は答弁を含めて、あと4分です。質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） ちょっと時間も迫っておりますのであれなんです、一応、高規格道路について、村としてやっぱりこれから産直とか、いろいろな形でもってその地域の活性化につながっているような気がしております。そんな中で、ぜひそういった道の駅等も、高規格の道の中にあわせながら、そういった計画がとれるのかどうなのかわかりませんが、ぜひそんな思いをお願いして、時間となりますので終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（下川正剛君） 質問時間が終了をいたしましたので、第5番太田修議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第10番渡辺俊夫議員の一般質問を許します。10番渡辺俊夫議員。

第10番（渡辺俊夫君） 10番、渡辺俊夫です。本日は観光局と、それから白馬村計画審議会、この2点について質問いたします。

去る5月28日に開催された定時社員総会ですが、質問や意見が相次いだために、会場を会議途中で変更し移動するということになり、議案の承認まで何と5時間余りを要するという、まさに異常状態になったのです。ちなみにこの5時間余りを経て承認に至りましたが、この承認のときには賛成11、反対7、賛成のほとんどと言っていいでしょう、理事と幹事であり、いわば執行者側にいる方々なのです。村長公約にある観光産業の活性化の担い手として、村長が見直しを図ったはずの観光局です。しかし、観光局の執行者とその施策が、社員はもちろんのこと、村民、そして求められる観光客といかに乖離しているか、これらを如実にあらわす結果になったわけです。

中でも意見が、また質問が集中したのは、次の2点でした。1、観光局長の給与を公募時の400万円から課長並みの800万円に引き上げること。2番目、月刊誌5誌、BE-PAL、サライ、ランドネ、ブルータス、一個人、これらに総額2,000万円もの広告費を支出すること。中でもBE-PAL1誌に1,500万という巨額な支出をすることです。

今、村内の観光関連事業者は、もちろん宿泊業者も含めて、かつてないほどの収益の減少に見舞われているのが今の白馬村の現状です。疲弊する一方の観光立村白馬村にあって、各事業者の切迫した経営状態を直視することなく、本来目的とする地域経済の活性化に対して、観光局は何ら機能していない、そういう思いが総会で爆発したと言えます。

そこでお聞きします。

1番、今申し上げたような状態になった今回の社員総会、これは問題点は何だったんでしょうか。

2番目、事業目的は何なのでしょうか。定款には、当法人は白馬村と観光事業者が英知を結集

し、白馬村の豊かな自然環境を生かしながら、多様化する観光志向に対応できる環境の整備、観光客の誘致、国際観光の推進を行うことにより、観光関連産業の振興を図り、もって地域経済の活性化に資することとしています。

3番目、だれのための組織なのか。この総会においても、さまざまにこの問題で議論がありました。第7期の収支予算書では、今、同僚議員が申し上げたように、収入合計1億5,200万円のうち、何と1億62万円が村からの負担金、すなわち税金、これだけでも総額の3分の2。さらに村職員2名が出向して配属されているわけです。すなわち私たちの税金で運営されている機関と言っても過言ではありません。

4番目、先ほどから理事会で承認、理事会で決定というようなお話がありました。理事会の役割と権限とは何なのでしょう。ちなみに白馬村観光局の定款、ここには理事会というもの定義されていません。

5番目、今、同僚議員から同様の質問がありましたので、このことについては割愛しておきたいと思います。アドバイザーの役割、権限とは何ですか。この中で、先ほどの答弁にない答弁をいただけるのであれば、そのことについてご答弁ください。

それから、1番大事なのですが、社員総会における議決事項というのは何なのでしょう。

以上、6点について質問します。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 渡辺議員のご質問、観光局についてのお尋ねにお答えをさせていただきます。前段で渡辺議員ご指摘をいただきましたけれども、ぜひ全体を見て、もう決めつけた渡辺議員のお考えで言われているところがあるかと思しますので、私の方からも誤解のないように、また再質問等で数字をもってお示ししていきますけれども、まず最初の、村長として今回の社員総会における問題点は何かというふうにお尋ねでありますけれども、私自身もこのごろの観光局の総会に要した時間については、私も想定外の時間となってしまいました。このことでいろいろ村民の皆さんに憶測等呼んで、ご心配をかけたことについては、代表理事としておわびを申し上げなければならないと、このように思っておりますが、この観光局の事務事業の執行については金額が高いとか安いとかいうことはあるにしても、決して不透明な状況で運営をされているものではございませんので、その点だけは、ぜひお間違えのないようにしていただきたいと、こんなふうに思います。

総会の中から、会員の皆さんから観光局の顔が見えない、進めている事業がわからない、お客を送客してくれない、観光局の会員になってもメリットがない等の話は、過去にも聞いておりました。また年に1度の総会ということもあって、私は発言の機会が欲しいという要望が会場からもあったことから、局運営は社員の代表である理事会と委員会において承認、決定をされ、運営をしておりますが、できるだけ多くの方にご参加をいただきたいとの思いから、可能な限り

ご意見を聞き、観光局としての取り組みにご理解をいただくとともに、丁寧な説明によって、その局のご理解がいただけるだろうという思いで、時間の過ぎることを承知で意見交換をしたつもりではありますが、今、渡辺議員、賛成をしたのは理事と幹事だけだと、こういう断定をしたお話をされましたが、その辺にも事実誤認があるかと、こんなふうに思っておりますが、私はどういう方であれ、発言をされる方から建設的な代案、提言を期待をしていたところでもありますけれども、そういったこともなくて、ただ単に観光局の批判に終わってしまい、さらには特定の人のプライバシーにかかわるようなところまで及んで話がされたのは、大変残念であったというふうに思っております。

具体的な内容につきましては、議員も同席をされていましてので省かせていただきますが、最終的に会場に残られた18人中11人の賛成と、委任状で承認をされたこともご理解をいただきたいと思えますし、会場でご理解をいただいた方々から、粛々と次第によって進行を進めなかった強いおしかりをいただいたことは、私の不徳のいたすところであり、反省もしているところであります。

しかし、議員ご指摘がされました、総会における問題点と言えることについて考えてみると、私は大きくは2つの問題があったのかなという思いがしております。1つは、観光局の情報提供という点において局のホームページ、観光局だより、理事会等を通じて情報を流してきましたし、今後もさらに充実させ提供していくつもりではありますが、総会での発言を聞いていて、局と会員と意見をする機会が少なかったことに、大きな原因があるのではないかと。コミュニケーション不足に尽きると考え、今後については計画的に話し合いの場を設けて、観光局の事務事業についてご理解をいただきたいと、こんなことを思ったところでございます。

2つ目については、局の運営について不信感があるやに思われる発言がございましたが、村から観光局に負担として拠出する額については、先ほども申し上げましたけれども、担当課である観光農政課の予算として計上をし、議会に提出をし、議会の議決を経て、観光局へ負担金として出しているところであります。観光局はこの額に、会員からの会費を加えた額を局の予算として執行しているところであります。

22年度の観光局の事業については、過去の定例会中の委員会で、観光局の事業説明をしてあり、渡辺議員も十分ご理解をいただいていることでありますので、もし会員の皆さんからそうした疑問の声が上がった折には、会員として、また議会の議員として、正確なお話をしてご理解をいただけるようご協力をいただければありがたいと、このように思っているところであります。事業執行については、理事会で承認された事業計画に基づいて実施をしていることを重ねてご説明をさせていただきます。

したがって、局長以下の職員は、その予算に基づいて事務事業を執行する実行部隊でありますので、決して局長が独断で執行していることではありませんので、ぜひ誤解のないようにお

願いをいたします。この局の事務事業の流れをご理解をいただけなかったことから誤解が生じたのではないのでしょうか。この2つが問題として提起されたものと、こんな理解をしております。

情報の共有化とともに推進テーブルとして、観光局には理事会と委員会がございます。これらをもっと活発に機能されることは、理事会での決定事項でもあり、現在推進をしているところでございます。白馬村観光局は、広くは村民の局でもありますので、ぜひ積極的にご参加をいただく意味でも、観光局理事、各委員の皆さんと日ごろからお話をさせていただきたい、このように思います。また本年度に完成する自主放送設備は、村内メディアとして大変有効だと思いますので、局としての番組編成等も含め、積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、事業目的は何かとのお尋ねでございます。

この事業目的については、定款第3条に明確にうたっております。もうご承知のことでございますので詳しくは説明をいたしません。お尋ねの件については、十分ご理解の上でのご質問と、このように思っております。

そしてまた、だれのための組織ですかとのお尋ねでございます。結論的には先ほど申し上げましたように、広い意味では本当に観光で生きる村の村民のための局であるというところに行き着くのではないかと、こんなふうに思っております。そのことは、観光産業が村の基幹産業であり、観光振興、観光推進業務は、観光局が中心になって進めているわけでありましてけれども、基本的には会員の、それぞれの皆さんの利益を図るためにやっている組織でありますので、そのことはぜひご理解をいただきたいと思っております。

次に、理事会の役割と権限とは何かとのお尋ねであります。理事会の役割につきましては、白馬村観光局は官民協働による運営組織体となっており、観光局を中心に観光関連団体、会員と連携を図りながら、観光振興、観光推進に取り組む組織で、理事会は業務の執行を決定する機関で、具体的な役割は、具体的に申し上げますと時間がかかりますけれども、1つには、理事会の構成は行政の代表、そして観光関連団体の長、それから白馬村内南部、中部、北部の担当者の代表、商工業専門委員会の代表、山岳観光専門委員会の代表、インバウンド専門委員会の代表、交通運輸専門委員会の代表、索道・温泉専門委員会の代表、観光協会、宿泊専門委員会の代表、八方尾根観光協会の会長、さらには常設観光協会の会長にすべて入っていただいて、それぞれ観光に携わる皆さん方の代表として、すべての計画の審議、予算等にも承認をいただいているところでありますので、ぜひご承知おきをいただければと思います。

また、細かいことについては、それぞれ役員の任務についても、きちっと文章化をされております。理事会について特にご質問がありましたけれども、運営規則の中に、理事は理事会を組織し観光局の業務の執行を決定するというふうに書いてございます。そして、代表理事は観光局を代表し、観光局の業務を統括する、こういうことが各条で規定をされておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

また、私になってから、さらにこの事業執行を明確にし、そして事業計画を具体的具現化をしていくためには、さらに組織の充実をということで、専門委員会をさらに機能させることとし、専門委員会の目的と役割についても、きちっと明記をしてございます。ぜひそんなことも資料としてお見せすることもできますので、お尋ねをいただきたいと思います。

それから、アドバイザーの役割と権限についてのお尋ねであります。結論的に申し上げますと、アドバイザーの権限については何もございません。あくまでも情報収集、そしてまたそれぞれの専門的な見地から、白馬村の観光局に情報を提供いただきながら、観光局の運営にアドバイスをいただいていると、こういうことでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

それから、最後に社員総会における議決事項は何ですかというお尋ねであります。

社員総会とは、一般社団法人における最高意思決定機関で、今これから申し上げるような法人運営に関する重要事項を決定することができる機関であります。その事項については、決算の承認であります。それから役員、理事、幹事の選任・解任であります。定款の変更、合併・解散、その他法令で定めた事項となっております。事業報告書の内容報告は、一応報告事項としての扱いでいいということになっております。事業計画収支予算は、一般社団法人では必ずしも作成する必要はありませんけれども、これらを作成する場合には、社員総会の承認を受けることとなっておりますけれども、観光局では会員及び村民にわかりやすくするために、並びに透明性を高めるために総会に上程をし、ご理解をいただくようにしております。

そうしたことから、いろいろ観光局の職員としても、この厳しい経済状況の中で、何とか結果を出したいと、村民の今の窮状、観光立村としての白馬の厳しい状態を何とか脱したいということで、局長以下必至に取り組んでおります。外部からは白馬村観光局の取り組みは、相当評価をされているところでございますので、ぜひ温かい目で見守ってほしいと、こんなふうに思っております。

以上で、最初の観光局についてのお尋ねの答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。渡辺議員、質問はありませんか。渡辺議員。

第10番（渡辺俊夫君） それでは、ちょっと課長にお聞きしたいんですが、この社団法人、これはどの法律によって運営されるべき団体ですか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 法律的な定義まで、ちょっと私もしっかり明確には答弁はできません。社団法人、法人化というところから来ておりますので、基本的にはそういった法人関係の法律というふうに承知はおりますけれども、基本的には村民のためだと、そういうところがまず一番根底にあるというふうに理解しております。

議長（下川正剛君） 質問を求めます。渡辺議員。

第10番（渡辺俊夫君） 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、平成18年度に制定され

ましたけれども、それによっております。それで理事会の承認という文言が、先ほどもたびたび同僚議員の質問に対しての答弁にもありました。それから今もございました。

そこで、理事会についてちょっとお聞きしたいんですが、理事会に関して、定款ではうたっていないと思いますが、それは確かですか。課長お願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 理事会に関するところは、定款のところではうたわれてはおりません。

しかし、観光局に運営規則というものがございまして、その中で役員の役割がうたわれているということでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。渡辺議員、質問はありませんか。渡辺議員。

第10番（渡辺俊夫君） 運用規則ということなんですが、この運用規則というものと、それからこの定款に書かれていない一般社団法人に関して法律的な根拠というのは、今申し上げた法律だと思うんですけども、こちらとそれから運用規則というのは、どちらが優先されるんでしょうか。課長お願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 優先という解釈よりも、定款に書いていないところをきちっと補うための規則として補足をする意味で、運営規則を設けているというふうに法的には解釈をしております。

議長（下川正剛君） 渡辺議員。

第10番（渡辺俊夫君） それでは、今その理事会の承認ということになるんですけども、理事会というのは承認機関、承認ができる機関ですか、議決ができる機関でしょうか。課長お願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 役員の職務というのは、この運営規則のところではうたわれておりますけれども、業務の執行を決定をするということでもあります。それが議決、承認というような言い方のご質問でございますけれども、あくまでも決定機関であり、議決機関とはまた異なるというふうに解釈をしております。

議長（下川正剛君） 渡辺議員、質問はありませんか。渡辺議員。

第10番（渡辺俊夫君） 理事会の権限ということで、この法律にうたわれている文言を紹介しますが、第90条にあります。理事会は、すべての理事で組織する。理事会は次に上げる職務を行うということで、理事会設置一般財団法人の業務執行の決定というふうにあります。今申し上げた業務執行の決定、これが今、課長、それから村長が話されたことだと思うんですが、これはこの法律によると理事会を設置してある法人というのと、理事会を設置していない法人というのが大きく分けて2つあるんですね。その中で観光局の場合には、理事会を設置していない法人とい

うものになっています。それでいわば理事会というのは、これはこの法律の中では認められていないとか、いってみれば業務執行の決定機関ではないというのが、この法律の中でうたわれていることなんですね。

それで、この理事会で決定されたこと、ここに第95条ですね、理事会の決議というのがありますけれども、理事会の決議の中では議事録を作成し、第3項ですけれども、議事録を作成し、議事録が署名をもって作成されるときは、出席した理事及び幹事はこれに署名し、または記名、押印しなければならないとありますけれども、私は先日、この月刊誌2,000万支出にかかわる決定と承認というような文言がありましたけれども、そういうことの裏づけとして、理事会の議事録を出してくれという話をして、いただいたのは理事会の次第だけでした。理事会の議事録に関しては、どのように運用規定では書かれているのでしょうか。課長に聞きます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 運用規則の中では、特に議事録をとるところまでの明文の規定は、表記はされておられません。

議長（下川正剛君） 渡辺議員。

第10番（渡辺俊夫君） 運用規定に明記されていないということは、この法律に基づいて業務を執行しなければならないということ、すなわち議事録はつくり、そして署名をしなければならないということになるわけですが、それが履行されていないということになります。村長、これに対して所見をお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の方からお答えをさせていただきますけれども、私も法律的なことすべてがわかっているわけではありませんけれども、先ほど課長が申しあげましたように、局の定款で定められていること以外で、局の運営にいろいろ疑義が出ないように、そして役割を明確にするためにということで、運営規程がつけられたものと、このように解釈をしております。

これは有限中間責任法人のときから続いているというふうに聞いております。たまたま一昨年ですか、この法律の改正によって、一般社団法人に変えなければいけないというようなことから、前期の総会から、一般社団法人としての組織に変更したわけであります。

この一般社団法人の機関設計につきましては、議員ご指摘のように、2通りの機関設定がございます。1つは、社員総会と理事で決定できる組織であります。2つ目には、社員総会と。

第10番（渡辺俊夫君） 議事録のことについてお聞きしているんですが、議事録の取り扱いについて。

村長（太田紘熙君） 先ほど渡辺議員、議事録の作成の前の段階で、既に違法だという言い方をされたように聞いたもんですから、今申し上げるんですけれども、簡単に言いますが、白馬村の場合には、社員総会と理事と幹事で事務事業の執行がされているわけであります。この理事

会というのは、2つの、いろいろ法人組織がありますけれども、専門用語でいくと白馬村の場合には理事会非設置法人、これが白馬村のこの機関設計が白馬村の観光局が該当すると、これは専門家の知識を、専門家から指導してやったことだと、このように思っております。

ただ、今その結果としての関連がありますけれども、議事録の署名、議事録政策、そしてその署名というのが、法的にどこまで制約をされているのかというのは、申しわけありませんけれども、今私の知識の中には持ち合わせておりませんけれども、ただ、今、議員ご指摘のように透明性を高めるということでは、議事録の作成があった方がいい、そうしてというようなことになれば、これはまた理事会で相談をしながら、その制度をきちっと整えればいいわけではありますが、決して理事会、私は理事会でも何でも、すべて透明にすることには反対をするものではありませんので、法律的な解釈も含めて、ちょっと検討させていただきたいと、こんなふうに思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。渡辺議員、質問はありませんか。渡辺議員。

第10番（渡辺俊夫君） 議事録を作成したらいいんじゃないかというような、そんな話の問題じゃないんですね。やはり法律に基づいて、すべてのものは執行されなければならない、そのための法律なんですね。言ってみれば法律にはそういうように議事録を作成しなければならないとなっているわけです。もう一度見てください。

それから、今、理事会の承認、決議という中で報酬のことも、今先ほどから問題に、同僚議員からもそうですが、問題になってきました。理事会で承認されているということなんですけれども、理事の報酬に関してどのように規定されているかという、理事の報酬等は定款にその額を定めていないときは社員総会の決議によって決めると、これは第89条にあります、課長これはご存じですよ。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 大変申しわけございません。そこまで法律の解釈をしっかりと熟知をしておりませんでした。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） ただいまの渡辺議員さんから、議事録の関係のお話しありましたけれども、課長、村長それぞれご答弁申し上げましたけれども、ちょっと勘違いしていらっしゃる部分がありますので、私の方からもう一度改めて説明させていただきます。

定款と、それからこの組織を運営していきます運営規則というのがございまして、運営規則の中の第12条理事会の項目があります。12条から理事会ですけれども、それでその中の19条で会議の議事録という項目がありまして、理事会の議事については各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならないということになっておりまして、理事会の会議録というのは事務局で作成してあるはずですが、ただし、白馬村議会のように、一言一句間違いのないような表現ということではなくて、その提案された議題について否決されたか、可決されたかという過程を

含めて、要は簡潔に記載された議事録が存在しているはずだというふうに思っております。

それから、最後の方の理事及び幹事の報酬の関係ですけれども、これは定款の中の第25条に記載されておりまして、理事及び幹事の報酬はそれぞれ社員総会の議決をもって定めるということとであります。したがって、さきの社員総会において、出席人数はともかくとしても、議案の関係についてはすべて議決されたという経過がありますので、一たんは決まったというふうに解釈しております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。渡辺議員、質問はありませんか。渡辺議員。

第10番（渡辺俊夫君） 先ほど申し上げたように、私は先日、松沢次長に議事録を求めました。ありませんというお話でした。理事会の次第しかいたっておりません。それから、今の報酬の件ですが、報酬は言ってみれば総会での議決を経なければならないんですね。それは今読んでいただいた運用規定にもあるということですが、全くその決議事項には入っていませんね。言ってみれば、議案提案をしなければ決議というふうに言えないんじゃないですか。それはもうちょっと、この余りにも法律を無視したというか、そういうところに思われてもいたし方がないと思うんですが。

それからさきにですね、今の理事会の承認という中で、とても気になっているんですけれども、さきの12月の議会に、私は観光局と村長の親族会社との契約についてお聞きしました。これは観光局作業所というものがつくられると、つくるということですね。その中で文言を拾ってみますと、賃料は月額12万5,000円で、作業所のみを使用できる契約だという答弁をいただいております。それで村長は理事会の承認を得ていると、それで最終的に理事会の決議をいただいたのは平成21年7月30日開催の理事会ですと、作業所という表現につきましては、これが妥当かどうか何とも申し上げられませんが、この建物を使用してやることは、1つには村外取材関係者、あるいは協力者、スタッフの活動拠点として提供すると、それから特にやることは民宿再生プロジェクト室、小学館B E - P A Lの白馬編集室というようなことで答弁をいただいております。これについても理事会でどのような形で結論を出したのか、議事録が存在するというので、今、副村長から話がありましたけれども、確かに存在はしているのでしょうか。課長、どうですか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 現時点において、過去の観光局の提出されております理事会のすべての議事録がどのような形でということは、担当課として、今の段階ではしっかり確認できておりません。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。渡辺議員。渡辺議員、通告に従って質問するように。

第10番（渡辺俊夫君） 今、3番目の質問でだれのための組織かということでお聞きしました。このだれのためなのかということに関して、村長は村民のための局であるよというお話をされま

したが、どうも本当に村民のためになっているのかということなんです。例えば今申し上げた作業所のこともそうです。本当に村民のためになっているのかということですね。そういうことが、非常に透明性という言葉で村長使われましたけれども、不透明なんです。結論といえば、ということなんですけれども、理事会と、それから社員総会というのがありますが、社員総会の権限としてはどういうふうになっているかという、定款で定めた事項に限り、理事会で設置ですね、これは理事会の設置の社団法人ですけれども、社員総会はこの法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議をすることができるということは、逆に言えば理事会で要するに定款で定めていない限りは、すべてこの社員総会で決議を下さいという文面なんです。第35条にありますので、しっかりとご確認いただきたいと思います。

それから、今のこの法律的なことを言えば、つけ加えて言えば、機関の設置というのがあります、第170条ですね。一般財団法人は評議員、評議委員会、理事、理事及び幹事を置かなければならないと、第170条に規定してあります。すなわちこの1番目の問題ですね、何を目的と、事業目的としているのかということや常に評価する機関というのが評議委員会です。このことを評議委員を置いていないということは事実でしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） いろいろ問題提起をいただきましたけれども、ちょっと順不同ですが、お答えをさせていただきたいと思います。

今、渡辺議員おっしゃった評議員制度というのは、一般財団法人と間違えておられるんじゃないでしょうか。ちょっとその辺は、議員にもぜひ調べていただきたいと思います。

それから、先ほどすべて社員総会と言われましたけれども、もしそれが、すべて法律で制約されているとするならば、その法律に準拠して観光局はやっていなかったということが明白であれば、それは当然法律にのっとった形に変えていかなければいけないと思っております。

ただ、私も認識不足、そして注意不足があったのかもしれませんが、私は当然その法律がクリアされて、今の状況があるというふうに思い込んで、その継続で来たことは、もし間違いがあったとするならば、安易だったのかという反省をいたしておりますので、詳しく調査をして、また局としてのお答えをさせていただきたいと思います。

それから、インスティテュートと言われているあの場所について、そもそも必要だと考えたのは、今度の新民宿宣言をやるに当たって、それぞれそのイベントに参加をし、指導をする人たちが来て、1泊幾らの計算をしたときに非常に高くなるということから、何か個別というか、独立した自由に使える建物が欲しいというのが、当初の予定であったようであります。その該当するいい物件がないかということで探したところが、結果として和田野地区と瑞穂地区の2件になった。その1件を深空の1件が局の皆さんの総意で、あそこに決まったということ、私は報告をいただいたわけでありましてけれども、今、議員ご指摘のように、親族と言われるよう

なことが、もう当初からわかっておりましたので、私は非常に反対をしていたわけでありませけれども、たまたま新民宿宣言を担当する委員会、宿泊関係者の皆様方が協議をする中で、それは別問題だということで、費用を格安に上げたいということで、今の建物に決めたということを知りております。

単価においては当然その今の状況に勘案してのことだと思いますけれども、BE-PAL誌、小学館なんかも考えているところは、来年23年が小学館の設立30周年記念をやるということで、相当大きなイベントを考えているようでございます。そうしたときにも、決まったその事務所となることも欲しいというようなことを、局の方でも相当しんしゃくをしての結果だと、こんなふうに思っています。

そういう状況でも、私は極力反対をしてきたわけでありませし、いろいろの管理運営についても心配もあったわけでありませけれども、局長の方から、私がその管理人をやっても、ぜひこのイベントを成功させたいという強い思いもありました。そして、そうした思いを入れても、総体的な経費が特定のお宿さんをお願いをしてやるよりも安いということも、一番の大きな原因であったようでありませ。この決定については、今申し上げたように、特定の局長が決めたということではなくて、かかわる宿泊業者、私自身は宿泊業者の皆様を圧迫するようなことにはしないかということまでで心配をしたわけでありませけれども、局の理事の皆様が、そこは別問題だということで割り切って考えてくれということは最後の話でありませるので、直接私はかかわってはおりませけれども、その決定には従ったというのが経過でございませ。

以上でありませ。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。渡辺議員。

第10番（渡辺俊夫君） 今、法律のことが話されましたけれども、法律に準拠してやらなければならない、運用していかなければならないのは当然の当然でございませして、その認識もないということは、非常に恥ずかしいと思わなければならないことだと思います。あつてはならないことだと思いますね。

それで、今、理事会のまた話になりますけれども、理事会の承認は得ているということで、この局長の給料の問題、これは承認を得ているというお話でしたけれども、実際は理事会というのが運用規定で定められているだけというような理事会ですけれども、どんな内容でされたのか、現存する必要とある議事録が現存してないというか、今手元に私はもらえない状態なのでないのかもしれないし、もらえない状態なのでわからないんですが、その席上です、こんな話があったということをお伝えしてきました。今までの局長は常勤でなかつた、だから常勤にするんだ。常勤になったから課長並みにやるんだと。でも、応募の公募のお知らせです、これ見るとどこにもそんな常勤、非常勤と書いていないです。就業が8時半から17時半、休憩60分、休日週末週休2日と、で年報400万というふうに書いてあるんです。これだと普通は常勤になって

しまうんじゃないかなと思うんですけども、見解の違いなのかなと思いますが。

それですね、一番先の問題に戻ります。一番大事な問題ですが、この観光局というのは、それじゃあ一体何のためのだれのための局なのかということに戻るんですけども、こういう局長の問題、それからもう今やインターネットでアピールをすることは成功のかぎだよということで、事業計画にも書いてあるにもかかわらず、月刊誌に2,000万もの巨額を投じて宣伝をする。村長みずから親族会社が瑞穂地区に所有する建物を観光局に入れ、これ家賃、観光局は家賃を払っているわけですね。村当局が出した家賃を、ごめんなさい、観光局として出した家賃を、この親族会社が受け取っているという構図なんですけれども、今、管理人でやってもということで局長はどこにいるのか私はわかりませんが、もしここに住居しているとすれば家賃は、その彼の家賃はどういうふうになっているのかなんていうことも疑問に出てきます。

すなわち、言ってみれば法律上のことも理解していないまま、こういう運用をしているということ自体、非常に不透明ではないか。これは当然だれしも考えることですね。それから小学館の白馬支局、白馬編集室ですか、この人たちは家賃を払っているのかどうかわかりませんね。それからということいろいろ出てきますけれども、どうも局長の、この間総会でも指摘ありましたけれども、局長のお友達へのばらまきじゃないかというおしかりもありました。それから、言ってみれば局長の単なる履歴を稼ぐためだというようなこともありました。

今このような観光局の状況、これが本当に果たしてですね、この目的というか、だれのためということでお答えしていただいた、住民のために使われているのかどうか、なっているのかどうかということですね。まさに今何のため、だれのための観光局なのか。我々は観光立村白馬村なんです。その首長は何をしなければならぬかということをお問われているわけです。

理事長、そして村長として、私は職務を果たしているとは思えません。このことを申し上げ、このことについて村長の所見を求めたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。村長、簡潔にお願いいたします。

村長（太田紘熙君） ちょっと説明をさせていただきますので、今、渡辺議員いろいろご指摘をいただきました。経過をわからない方が聞くと、なるほどと思うところもおありかと思えます。そういった面では、どうしても私としてもきちっと弁明をさせていただかなければならないと思っております。ただ、非常に今、総会で話題になっていたと、私は率直申し上げて、あそこへ、小学館へ依頼をしたからいけない、こっちへ依頼すればよかった、非常に渡辺議員も、商取引の中でそういう話というのは、ややもすれば出がちな話だろうと思えます。お互い村内においても商売敵の人たちは、そういう話というのは当然、渡辺議員もそのお立場になれば出てくると思えます。決してそれが総会の私は体制だとは思っておりませんし、冷静にお聞きになった方々は、十分ご理解をいただいていると思えます。

そしてまた今観光局が、何としても白馬へお客さんをお呼びする、そのためにはやはり話題性

と、そして白馬のお宿が潤うようにという、1つのキャッチフレーズの中で、新民宿宣言ということを立て上げて、今その実行に向かっていると。そしてこの新民宿宣言は、既にお宿の人も非常に積極的にやっていただいて、それなりきの効果は出てきていようかと思えます。

議員ご指摘のように、今日10万円の投資をした、明日結果が出ないようなものは何のためか、村民のためじゃないじゃないかと、こういう理論になろうかと思えますが、観光自体はそんなに結果が早く出るものではないことは、渡辺議員ももう数十年やっておられれば十分おわかりのことだと思いますので、ただ、特定の事例を挙げて、それが悪いような評価をされると、観光局は主体性を持って、白馬村のためにとやっていることも無になってしまう、大変私は危険な解釈の仕方だろうと、こんなふうに思っております。

今、白馬村は実際取り組んでいる姿勢は、評価をされていることは私は間違いないと、こんなふうに思っております。一部と申しますか、1,500万の投資は間違いのない事実でございますけれども、渡辺議員、今我々観光局がメディアを通じて、特にテレビを通じての取り上げられ方、実態はどうであるかご存じでしょうか。今、テレビ放映等にも…。

議長（下川正剛君） 村長、反問権は認めておりませんので。

村長（太田紘熙君） むだなお金を使っているということに関しては、やっぱり観光局全体とすればプラスマイナスの相殺が当然出てこようかと思えます。今テレビで取り上げられているのが、昨年の6月から今年の5月まで、17本くらいテレビで取り上げられております。その中でもNHK等はゴールデンタイム、「クローズアップ現代」で30分番組で取り上げられました。私はNHKというああいふ公器が、それなりきに白馬の取り組みが、今まさに時代対応の観光に対しての取り組みの先端を行っているということで、数回のテレビに取り上げられていることは、私は1つ、今までと違った新しい手法で、観光局が外に向けて情報を発信をしているということは間違いのないことだと思いますし、ただ、お金のことで言うならば、そうやってテレビへ十数回取り上げられている、そこにかかる費用も、非常に媒体換算すると高いものがあるわけでありますので、観光については、やはりそうした枠の中で、決められた予算内の中である程度融通もしていけないと、事が進まないということもあろうかと思えます。

確かに、私はすべての事項が社員総会で決定して、順調な事業運営ができるなら多いに結構なことだと思いますが、渡辺議員も社会福祉協議会の組織の一員として務められたこともおありかと思えますけれども、社会福祉協議会自体も理事会、評議委員会で運営をされております。そういう中で、じゃあ全村民の個々の意見を確認がとれているかという話になると、私は一概にそうは言えない、組織によって運営形態もあろうかと思えます。ですから、少し大きな目でも見ていただきたいと思いますけれども、金額そのものについての個々の取り扱いについて、不正があるとは思っておりません。ただし、間違いなく法律に違反している、今の局のあり方が事実とするならば、それはそれとして正していかなければいけないと、こんなふうに思っております。

今日も傍聴者の皆さんも大勢来ておいでですけれども、お互い確証のある話であり、理解を求めることも必要だと思っておりますので、その辺はご理解もいただきたいと思ひますし、ぜひ議員からも建設的なご意見でご提言いただければと、こんなふうに思ひます。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。渡辺議員、答弁も含めて、あと2分です。渡辺議員。

第10番（渡辺俊夫君） 今いろいろと説明をいただきました。いつもながら何を言っているのかわからないんですけれども、やはりこれだけの多くの人たちの関心のあることですので、やはりてきぱきと答弁をしていただきたかったなというのが残念な思ひです。

いずれにしても、今法律をもう一回確かめてとかという話では遅いんですね。もう法律を確かめた上で、実行していかなければならないのがあなたの責務ですね。そういう意味で、やはり代表理事、それから村長としていかなものかという感想はぬぐえません。

時間もなくなりましたので、以上で質問を終了いたします。

議長（下川正剛君） 質問時間が終了いたしましたので、第10番渡辺俊夫議員の一般質問を終結をいたします。

ただいまより1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

第8番田中榮一議員の一般質問を許します。8番田中榮一議員。

第8番（田中榮一君） 8番、田中榮一です。今日は、村長の退職金について、それから2期目を目指す村長の村政への取り組みについて、白馬クロスカントリーコース利活用について、それと猟友会による有害鳥獣駆除対策についてということで、4つの質問事項を用意してまいったので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

まず初めに、前回の村長選において、私の任期に限っていただかないというように村長はおっしゃいましたけれども、そのように選挙戦で訴えて当然をいたしました。その考えは今も変わりませんか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 田中議員から3つのご質問、私に対していただいておりますけれども、最初の村長の退職金についてでございます。

今、議員おっしゃったとおり、私も立候補のとき私の任期中に限って、退職金はいただかないというお約束をいたしました。したがって、1期務めれば退職金が幾らになるか、今まで計算したこともなく、また幾らもらえるのかも知りませんが、引き続き村政を担当させてもらえれば、今のいただかないという基本姿勢を、当然継続することになります。

ただ、私もこのことには大変不勉強であり、制度上、周囲に大変迷惑をかけることを後になっ

て知りました。当初、退職金は村の会計から直接いただくものと、こんな非常に認識不足でありましたけれども、制度からいいますと、村長の退職金については村が一定の額を長野県町村総合事務組合へ払い込みをし、そこで決定された額を本人に支払う制度となっているようでありました。したがって、もらわないということは制度上できないとともに、そうしたことが、その町村総合事務組合、また他の市町村長のそれに、大変迷惑をかけることを後になって知ったような状況でございます。

こうしたことから、退職時に退職金は受け取り、定められた税の負担をし、また村へ寄附をするというような、そんな方法を選択する以外ないということを知られましたので、そのときに当たっては改めて検討をいたしますけれども、基本姿勢はもらわないということには変わりはないと申し上げておきたいと思っております。

次に、2期目を目指す。いいですか、すみません。じゃあ村長の退職金については以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第8番（田中榮一君） 午前中の質問で、大分ストレスもたまっていらっしゃるような感じも受けますけれども、余りストレスをためないような質問を、これからしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

今、金額がわかりませんとおっしゃいましたけれども、やはり村民にしてみれば、ちょっと気になる場所だということに思いますが、おおよそでもよろしいですので、どのくらいか何かわかりますでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） ただいまのご質問でございますが、約1期で1,600万ほどでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第8番（田中榮一君） その金額のその多いか少ないかは、ちょっと私にはわかりませんが、やはり気になる場所というように思います。やはり次期に寄附というところも考えているというところも、今おっしゃいましたけれども、もう一度伺いますけれども、いつか一村民になられるというようなことが来るかと思っておりますけれども、もう一度そのときに寄附するかどうかと、そこでもう一度考えるというようなことでよろしいですか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） あやふやな言い方でできませんけれども、私が表現の仕方が悪かったわけでありまして、一応もらわないということは、そのまま継続をしたいと、こう思っています。ただ、今言ったように制度上、私が直接退職金をもらった時点でお返しをするということは、私が長をやめたときしかできないということは、寄附行為の禁止になりますので、全く長としての

資格を失ったときに、初めてその寄附をするという行為も認められるということでもありますので、やめたときには、そのいただかないということを具現化するためには、今のところ寄附をする以外方法はないだろうと、こういう指導を受けていますので申し上げたわけでありまして、実際それが間違いがないかどうかということについては、さらにまた検討をする必要があると思っております。

自分の姿勢としては繰り返しますけれども、いただいたものを村へ戻す方法が、寄附が最善ということになれば、当然そういう方法はとっていきたいと思っています。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第8番（田中榮一君） じゃあ、次の質問に移ります。

2番目ですけれども、2期目を目指す村長の村政への取り組みについてということで伺います。

同僚議員も先ほどもおっしゃいましたけれども、毎年減少傾向にある白馬村のスキー客数は、今年度100万人を割り込み、大変厳しいシーズンとなりました。特に、宿泊数の落ち込みにより、村民の生活と村税の減収が非常に心配される場所であり、村の経済が危機的状態にあるといっても過言ではないかと思えます。

そして現在ですけれども、医療費の増大による国保税の値上げ、ごみ焼却施設の建設、ゆとり教育から、また大きく2度目の大きくかじを切り始めた教育への対応、行政区加入率の低さ、治山治水、防災など多くの問題を抱えております。村民の信任を得たならば、停滞が許されないこれらの問題を抱えての2期目になろうかと思えますけれども、まずこの目先の厳しい現実を直視し、目標設定をし、切り開いていかなければなりませんけれども、村長の2期目村政への取り組みについて伺いたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 2つ目のご質問であります、2期目を目指す村長の村政への取り組みについてであります。田中議員からは、温かいお言葉をいただきましたけれども、私も村のお役に立てればということで立候補をし、私の公約に掲げたことが、大勢の皆さんにご理解をいただいた結果、こうして長という立場を与えていただいたものと思っております。そうしたことから、この4年間については誠心誠意取り組んできたつもりでございます。

しかしながら、ご承知のように長引く不況、加えて新たな100年に一度というような世界経済同時不況が起り、それによる国内経済も大変停滞をし、さらには政治の不透明、政権交代というようなことが、我が村の経済にも大変大きい影響を与えてきております。

そのことは1998年のオリンピック開催後も、スキー人口の減少に歯どめがかからない、そんな状況が、今現在続いていることも、その経済状況を如実にあらわしている1つの例かと、こんなふう思うところでもあります。

そうした厳しい中であっても、何とか元気のある白馬村を構築したい、そしてその基幹産業で

ある観光産業の活性化を何とか図りたいと、そんな思いで過ごした4年でありましたが、2期目へ向けて、さらに引き続き旗振り役をさせていただきたいという強い思いで、3月定例会で正式に議会の皆さんにも思いをお話をさせていただいたところでございます。

今、田中議員から、改めて2期目へ向けての取り組み姿勢をというお尋ねでありましたけれども、今まだ具体的に項目を挙げてきちっと精査はしてございませんので、申し上げられませんが、今まで4年間やってきたことを踏まえ、さらなる取り組みについての思いを多少申し上げさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

今ご指摘のローカルマニフェスト、マニフェストという言葉については、昨今の政治状況を見ていると、またいささかちょっと抵抗を感じないわけでありますけれども、4年前に私は財政の健全化と身近な村政の創出、観光産業の活性化、元気な子供の創出の4つを掲げて取り組んでまいりました。1つ、財政の、順を追ってちょっと思いを申し上げさせていただきたいと思います。

財政の健全化は、もう村政運営に当たっては、もうこれは大前提だと、こういう認識で取り組みをしてきました。就任当初、私は村の財政状況が大変厳しいことから、25%のカットをしてまいりました。そして副村長、教育長、特別職にもカットをお願いし、さらに職員までそれぞれの立場に応じた額のカットを受け入れていただき、村の厳しい財政状況を認識した上で、財政健全化に向けての痛みをともに分かち合ってきたつもりでございます。

このことがすべてではありませんけれども、就任以来、基金を取り崩すことなく事務事業の執行ができ、21年度決算では、新たに2億円の積み立てができる見通しも立ったところで、この4年間で4億円に近い基金積み立てができ、財政調整基金、減債基金の総額は8億3,000万余となることは、国の経済対策によることも当然大きいわけですが、職員の効率的な事務事業の執行、緊縮財政の取り組みなどを含めた、職員の努力によることも大変大きかったと思っておりますが、そうした中で公債費も順調に償還が進み、現在の税収が確保されれば、財政状況は23年度には大幅に改善をされるという見通しが立ってまいりました。

昨今の世界経済、政治状況とも不透明であり、気を緩めることなく、健全財政への取り組みを進めていかなければならないことは当然であります。こうしたことから、引き続きこの健全財政を、さらに健全にするために取り組みをしていかなければいけない、大きな課題だと、こんなふうに考えております。

先ほど申しましたように23年度には大幅に改善をされるという1つの中では、実質公債費比率は18を今上回っているわけでありますけれども、この数字が当然改善をされるようになりますと、我々村独自でやりたい事業の計画が進められるということになると同時に、体質の強化にもつながってくるということで、この健全財政は、さらに引き続きやっていかなければいけないと、こんなふうに感じております。大きな取り組みの1つだと考えております。

それから、今まで掲げた身近な村政の創出の中で、情報公開の徹底を図ることが、やっぱり村

民と行政の距離を縮めることが一番大事だと、こんなことから、情報の公開は当然必要だとの思いを常々持っておりました。活字の羅列、音声による情報では、なかなか村民の理解も得られないことも、この4年間で十分感じたところではありますが、そういう思いを就任当初から、何とか解決はできないものかということで、アルプスケープルビジョンと相談をしながら、その改善に向けての取り組みをしてきましたけれども、たまたまこういう景気低迷の中で、アルプスケープルビジョンが現在の有線テレビ放送の営業続行が不可能となってしまったことから、私としても多少焦りを感じながら、総務省あるいは県へも折衝してきたところではありますが、当時はそういう事業導入をする予定はないということで、いつとき空白状態が続きましたが、そんな折、総務省の地域情報基盤整備事業が、緊急経済対策の事業としてメニュー化され、要望できることになったことから、議員ご承知のように所期の目的が達成できるようになったことは、大変ありがたいと思うと同時に、さらにこの完成をさせると同時に、この施設を使い、双方向通信が可能になってまいります。こうしたことから福祉対策、それから災害予防対策等への対策ができるIP告知システムの構築へも、ぜひ今後つなげていきたいと、こんなふうに思い、この構築導入のための根本整備が、この基盤整備で整うことになることは大変ありがたく、今後そのIP告知システムの実現に向けて取り組みをしていかなければと、こんなふうに思っております。

これからの村づくりは、官民相互信頼のもとに、協働による村づくりが何よりも必要なことから、就任当初は行政区への加入、そして新たな行政区の設立等が大きな問題としてとらえ、この推進のための話し合い、足がかりをつくったところではありますが、ご承知のように、ごみ処理建設上の問題等で中断をしてしまった感があり、今後これを、またこの会議を再考しながらぜひとも実現を図り、村民全員がこの自治組織へ加入していただくことが、これからの村づくりに大変重要になってくると、こんなふうに思っているところでございます。

また元気な子供の創出、そして元気なお年寄りの創出については、この白馬村も間違いなく少子高齢化が進展をしております。私が就任した当初は、この高齢化率は20.3%だと、こんなふうに思っていますが、4年後の現在はもう23.3%と上がってきております。こうした現状を見ると、大変次の世代のことを考えると、いろいろ心配されるところがあるわけではありますが、そんな中においても、何としても子供はこの地域の宝だというふうに認識をする中で、お母さん方が安心して子供を産め、そして育てることができる、そして働くことができるという、そんな環境整備は必要であります。そんなことを目的にしながら、4年間取り組みをしてまいりました。

そして、また新たに今年度から医療費の無料化を、今までは小学校3年生までだったものを中学校まで年齢の引き上げをいたしました。このことについては、それなりに公約の実現はできたと、こんなふうに思っていますが、福祉、社会保障、教育の分野にかかわることは、今後ますます増える一方であり、それとともに求められるこの需要にどうこたえていくのか、間違いのな

いやっぱり取り組みをしていかなければと、こんなふうと思うと同時に、それらは何としても国の施策を注視し、そして国の補助事業等も導入しながら取り組みを進めなければいけない、こんなふうと思うと同時に、またお年寄りの皆さんが明るく元気で日々過ごせることのできる環境整備も、また充実していかなければならないと。昨年度からデマンドタクシーを導入し、最近利用率も大変上がってきていることは、導入をした価値があったかなあと、利用者さんからも大変喜ばれて、私自身も安心をしているところでございますが、表現のいい悪いは別にして、最近新聞報道にも、お年寄りの皆さんはぴんぴんころりの人生でありたいと、こういうような表現で報道が記事として載っておりました。今申し上げましたように、表現のよし悪しはあっても、お年寄りの皆さんが安心・安全で日々過ごすことができる環境づくりは、さらに推進をしていかなければいけない大きな問題だと、こんなふうに思っております。

また、先ほど申し上げました保育園の統合、それから保育料の大幅値上げ（同日、大幅な値下げの訂正あり）、特別保育の充実、子育て支援ルームの拡充等、就学前の子供たちの環境整備は、それなりに実績は上がってきていると、こんなふうにいるところでございますが、この問題についても、さらに需要は高まる一方だと、こんなふうにいるところでございます。こうしたことを、さらにまた充実させていかなければいけないと同時に、少子化の中で、白馬幼稚園との連携強化も図る施策を、今後考えていかなければいけないと、こんなふうにいるところでございます。

そして観光産業の活性化でありますけれども、先ほど来、観光局のあり方について厳しいご指摘もいただきました。私も就任当初、観光局を構成する基礎となる法令等について、つぶさに検討をしなかったことは、そして知識として習得をしておかなければならなかったことについては反省をいたしておりますけれども、基本的に先ほども、また資料等調べるにつけても、決して法律違反をしてやっているというふうには思っておりませんし、この観光局を立ち上げるときの組織づくりのときには、それなりに大勢の皆さん、専門家の意見を聞いて立ち上げたというように確認もいたしました。そうしたことから、これから今後よりよい村民のための観光局としての組織の再構築していく努力はしなければいけないと、こんなふうにいるところでございます。

今、この白馬村で唯一基幹産業と言われる観光産業の活性化は、もう本当に喫緊の課題だと、こんなふうにいると同時に、観光局の組織体制を充実することが、何よりも大事だということで、今までの状況は状況としても、私なりに観光局の改革から手をつけたところでございます。やはりあの観光局の組織体制を変えるには、やはり今までの長い歴史、そしてそれぞれの皆さんの思いもあるところから、その体制づくりをするまでに1年半かかったことも事実でございます。ようやく白馬村の観光を担う核としての位置づけが、理事の皆さんにも明確にご理解をいただき、位置づけも当然明確になったところであります。こうしたことから、この観光局の目

的は、白馬山岳観光リゾートとして、それにふさわしい景観を保持する1つとして、廃屋の撤去等、村費の補助を出すなどして、環境面の整備については村の施策として取り組みをしたところではありますが、それはそれなりに効果はありましたが、いろいろご意見があるところではあります。ご承知のようにオーストラリアの方々が、放っておけば廃屋になってしまう建物を取得していただきリニューアルしてくれたことに、皮肉なことに我々の施策よりも数段効果が上がったという現実がございます。今まで頭を痛めていた数々の廃屋が一挙に片づき、世界の人は皆友達、皆友人、そしてまたグローバル化の時代を迎えて、世の中が動くことを考えると、優良な外国人による投資を受け入れることも必要なのかなど、個人的には思ったところではありません。

しかし、生活してきた文化、歴史が違うことを認識し、相互理解、協調が必要なことは言うまでもないことでありますけれども、今の経済状況の中では、やはりこの村づくりにはそうした方々との連携が欠くことのできないことだと、こんなふうに思い、これからの課題としては、そういう文化、歴史が違うところで育った人たちがお互い連携を深めながら、この地域づくりを進めていくにはどうすればいいのかということも、大変大きな問題だととらえているところであります。それはそれとして世界経済、国内経済の停滞は、深刻な状況がまだ続いているわけであり、観光立村としてのこれからのあり方については、中長期計画はわかるけれども、明日の糧を何とかしてくれ、そんな切実な思いが観光局に期待をして、観光局に対する強い言葉になってあらわれているというのが、今までの答弁でも申し上げましたように、観光局の総会でいきついた言葉になったのではないかと、こんなふうに思っているところであり、そうした一部の人の声であっても、そうした皆さんの気持ちを反映しながら、これからの村づくり、観光立村としての構築を進め、そして結果を早く出したい、そんな思いで22年度の事業に取り組んでおります。

その手法については、今までと違った新たな手法をとっていることから、見えにくいところもあり、また今申し上げましたように、局への強いご批判にもつながっているのかなど、こんなふうにも思っているところでありますけれども、局長以下職員はより白馬へ大勢の人が来てもらえるためにどうするか、議会、理事会でお認めをいただきました予算の中で、その実現に頑張っていることを、ぜひご理解をいただきたいと思っております。加えて、観光局の職員も、私も結果を出さなければという思いの中で、ときには誤解を招くような発言もあったかと思っておりますけれども、ぜひ局の運営に議員にもご理解を、そしてまたご協力をいただき、元気のある白馬村観光立村の構築のためにご協力をいただきたいとものだと、このように思うところでございます。

今進めている計画が目に見えてくると、山岳リゾート地にふさわしい基盤整備、1つの例を申し上げますとサイクリングロード、白馬の小径の整備、あるいは特産品の開発等に必ずつながっていくものと確信をしておりますし、これからがその実現に向けての正念場だと、こんなふうに思っております。観光局との会議の中で忌憚のないご意見も、議会の皆さんに交わしていただき

たいと思いますし、お互いの理解ができれば、何とか両輪でこの観光産業の活性化にご協力をいただきたいものだと、こんなふうに思うと同時に、この観光産業の活性化につけては、もういつときも停滞をさせることはできないと、そんな思いを強くしているところであります。

今、冒頭申し上げましたように、各論についてきちっと申し上げられませんが、今この4年間で振り返りながら、そしてそれを継続につなげることと簡単に申し上げましたけれども、私の思いが多少伝わったかと、こんなふうに思いますが、また後日、明確にその姿勢は出していきたいと、こんなふうに思っております。

観光への投資の結果はすぐには出てきませんが、今進めている計画を実現するために、何としてもスピードアップをしていかなければなりませんので、ぜひとも重ねてのお願いになりますけれども、ご理解、ご協力を議会の皆さんにもいただきながら、そして村民の皆さんにも理解を深めていただき、官民一体となった取り組みが何よりも必要かと思っておりますので、ご理解をいただきたいと、こんなふうに思うところでございます。

そして、また明確な課題となっております今後の取り組みであります。まず1つには、松本高規格糸魚川連絡道路の村内のルートの決定をしていかなければなりませんし、そして、そのルートの決定に基づいて、事業の早期着工と早期実現を働きかけていかなければいけないと思っております。

それから、ごみ処理場建設がようやく候補地が3カ所上がってまいりました。その場所はどこになるかわかりませんが、場所が指定された暁には、その建設実現に向けて我々は取り組まなければいけないと、こんなふうに思っております。

そして、お認めをいただきました地域情報基盤整備事業を何としても年度内に完成をし、申し上げたIP告知システムにつながるような、環境整備も必要となってきておりますので、その実現に向けても取り組みをしていきたいと、こんなふうに思っております。

そして、地域のそれぞれ団体の皆さんから要望がありました、スノーハープの利活用について。
議長（下川正剛君） 村長、ちょっと待って。それはまだ、3番にあるので、3番の質問が出てるので、はい。続けてください。村長、簡潔に。

村長（太田紘熙君） クロスカントリーの件については、また後で詳しく説明いたしますけれども、これも緊急に喫緊の課題として取り組んでいかなければいけないと、こんなふうに思っております。

それから、奈良井地区の圃場整備の後の利活用について、長年にわたって地域の皆さんにご迷惑をかけてきております。これも地域から強い要望となって出てきておりますので、この解決も必要だろうと、こんなふうに思っています。

それから、神城山麓線も今鋭意進めて、本年度で完成する予定でありますが、なかなか最後の詰めがちょっと難しいところから、進捗が多少おくれしておりますけれども、この完成も、一日も

早くも、こんなふうになっているところであり、今ざっと申し上げましたけれども、新たな課題もたくさんあります。これらの課題は、それぞれの地区にとっても、また村にとっても早い解決が求められる課題だと、こんなふうに申し上げておきたいと思います。

前段でも申し上げましたが、この厳しい時代、村政の停滞は許されないとの思いで、次期に向けて出馬もする強い決意をしたところでございます。そんなところもぜひご理解をいただきご支援いただければと、こんなことをお願い申し上げて、私の今後の取り組みの一端とさせていただきます。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第8番（田中榮一君） 今まで1期目の、その反省というものを聞いてきたんですけれども、1つだけ、身近な村政の創出というところでお聞きをしたいんですけれども、今まで村長みずから地域へ出かけて行って対話をしながら、情報を村民に提供してきたというところは、大分評価できることだというように私も思っております。ただ、先ほど申しましたように、観光局の問題とか、各地区懇談会から上がってきた要望事項の達成度とか、そういうところで、行政と村民の協働という面で、つまり村長も掲げた、村民が主人公の行政運営の実現という面で、少なからずちょっと課題を残したんじゃないかなというように私は感じます。

そこで1つ伺いますけれども、国が今やろうとしている一括交付金制度というものがあるんですけれども、現在各行政区に補助金というものをやって、それで各行政区がそれを金額どうですかね、20万とかそのくらいの金額だと思っておりますけれども、そういう地区に対してですね、補助金というものを次期に向けてやめてしまって、一括、国と同じような一括交付金というものを考えたかどうかと私は思うんですけれども、どうしてかといいますと、使い方は各地区の裁量にゆだねて、地区の実情に応じ活用方法を決めていただくと、それが身近な村政の創出であり、村民が主人公の行政運営の実現に向かっていくのではないかと私は思うんですけれども、次期に向かってその一括交付金みたいところを、行政区に採用したらどうかというふうに私は思うんですけれども、金額的には公平感というところがあるんですけれども、先ほど行政区に加入率を、ほとんど100%に目指したいというように、先ほど村長もおっしゃいましたが、行政区に加入率によってその配分をするというようなことが、公平ではないかなというように私は思うんですけれども、その点将来に向かってどうでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長、簡潔にお願いします。

村長（太田紘熙君） 今、田中議員言われたことは、十分理解をしているつもりでありますけれども、今まで国からそれぞれの自治体に来ている補助金、支出金等、そういうものを含めて、国が新たに一括交付金という制度を導入して、県なり地域へ配分をするということは、使いやすさからいえば非常にありがたいと、こんなふうには思っています。しかし、その反面、その使う責任というものは非常に重くなってこようと思います。ということは、当然その自治体のトップの責任

が数倍重いものになるだろうと、こんな心配もされるところでありますけれども、それはどういう形であろうと、国の制度が決まれば、その制度にのっとってやっていかなければいけないと、こう思っております。

我々はどのような政権ができようと、やはりその政権の施策によって運営をせざるを得ないというのが実情でございますので、その辺のところはご理解をいただきたいと思っております。

そうしたその交付金制度を、村内でも各地区に配分をしろというご指摘でありますけれども、額が少ないから、なかなかご理解がいただけないかもしれませんけれども、今もある意味ではえらい強い枠にははめず、地域の要望に応じて、許される範囲で配付をしているものは好意に解釈をしていただければ、交付金という位置づけにもなるのかなと思っておりますけれども、この財政状況が許せば、そうしたことも枠の拡大というようなことは、当然考えられることでありますので、私も2期目に向けて、もしその立場を与えていただけるなら、前向きに検討はしていきたいと思っておりますし、官民一体となった協働の村づくり、これについてはそのお金ばかりではなく、先ほど申し上げましたようにいろいろな手段を講じてそれを生かしていきたいと、村づくりに生かさなければいけないと、こんなふうに思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中榮一議員、持ち時間が答弁まで含めて、残り17分です。質問はありませんか。田中議員。

第8番（田中榮一君） 次に移ります。

3番目の、白馬クロスカントリーコースの利活用についてお伺いいたします。

村長がお願いした白馬クロスカントリー競技場利活用検討委員会は、私も委員だったんですけども、各委員それぞれの団体の意見や報告書を尊重しつつ、具体的な施策などの検討をした結果、メイン会場、まさにスノーハープなんですけれども、陸上競技場に改修との報告がなされました。建設されますと夏の誘客につながる施設として期待されますけれども、建設に向けての考えをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 3つ目の、クロスカントリーコースの利活用についてでございますが、この話が持ち上がったのは、それぞれの競技団体、幾つかの団体から、あのクロスカントリー競技場、今の状況で使うには非常に効率が悪い、もうちょっと多目的にいろいろな種目ができるような方法に検討してほしいということから、具体的にどういう方法がとれるのか、検討委員会を立ち上げて検討した結果、今、議員ご指摘のように、メイン会場に400メートルのトラックを6レーン、100メートルを8レーン、フィールド競技場を全天候に改修をし、クロスカントリー競技場以外でのサッカーコート2面を確保すると、こういう検討委員会の答申をいただいたところでございます。

また、外周ランニングコース及び西側にローラースキーコースの整備等についても報告をいた

だいているところでございますけれども、この要望について、すべておこたえできれば、それにこしたことはないわけですが、これだけの要望にこたえるには、相当な費用がかかってまいります。今すぐというわけにもいきませんし、順を追って、やはり計画を立てていかなければいけないと思っておりますけれども、とりあえず仮に改修するようになるにしても、今サッカーを誘致してきてこられた方々にも、大変大きな影響が出てくる場所でもあります。したがって、今の場所をすぐ改善をするということになれば、今まで苦労して積み上げてきたサッカー競技の大会、あるいは合宿等がだめになってしまうようなことも強く言われております。そうしたことを考えると、少なくともサッカー場をほかに設けて、競技場の改修に入るというような段取りもしていかなければいけないということもございます。まだ決定をしたわけではございませんので、そうしたいろいろな要望は要望として、実現に向けてどうすればいいのか、今後さらにまた検討を重ねていきたいと、こんなふうに思っております。

また、今、使用されているクロスカントリーコースでの、ウッドチップを敷いてのあのコース利用はひざ、腰への負担が軽減され、木立の中を心地よく走れるコースであるということから、トップアスリートからランニング愛好家まで、多くのランナーが利用できますので、今、専門家の皆さんの意見も取り入れながら検討をしておりますし、できることなら、今こういう厳しい観光状況の中で、こうした新たな合宿、あるいは団体等の受け入れにつながる施設にすることは、我々も思いは一緒でありますので、検討委員会の報告を十分尊重しながら、改めてと申しますか、さらに検討を重ね、皆さんからもご意見をいただきたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第8番（田中榮一君） 先ほど議長は、平成23年度にどうか財政がよくなっていくというようにおっしゃっていましたが、23年度そのように考えておられるならどうですか、もう何か後ろ向きなような考え方のような気がしてしょうがないんですけど、よっしゃやるぞ、何せ頑張ってるこの何だ、この閉塞感をどうにかしなきゃいけないという、そういう前向きなところを聞いたかったですけれど、どうも消極的なところのような感じがしてならないんですが、平成23年度に本当に健全化になるんだと、今、先ほどおっしゃったんですけど、どうですか、23年度になったらかないますか、本当に。どうですか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 大変手厳しいお言葉をいただきました。ちょっとその前にちょっと訂正をさせていただきますと思いますが、先ほど私は保育料の大幅な値上げと申し上げたようでありますが、大幅な値下げをしたということでございますので、ちょっと訂正をさせていただきます。

今、本題の田中議員後ろ向きの発言ではなくて、前向きに早く決定をしろというお話でありま

したけれども、気持ちも十分わかりますし、私もできるものならやりたいという思いはしておりますけれども、このトレーニングセンターと申しますか、それを含めたスノーハープの工事をいたしますと、一けたの億の単位ではできないことは事実であります。そしてまた30年にわたって本当にご迷惑をかけてきた奈良井地区の整備の問題も、これもその整備内容によりますけれども、いろいろ国の制度等を取り入れながらやる事業とすれば、最低2億5,000万から3億円かかるというようなこと、そして今いろいろ計画を、要望が出ていることをやりますと、今の財政状況で幾らよくはなってきたというものの15億円、20億円に近い投資を一挙にするというのはちょっと無謀な計画であろうと、こんなふうに思っております。

そうした中でも、当然一番有利な起債を使ってということになれば、今考えられるのは辺地債等の導入が一番最適だと、こんなふうに思っておりますので、いずれどういう計画になろうと、その費用の捻出は辺地債等を使う以外ないと、こんな思いであります。ただ、いかんせん全部要望をこたえていくためには、それだけ多額のお金がかかるということも、ぜひご理解をいただきたいと思います。私も優先順位がつけられるものならつけて、早速にも取りかかりたいと、こういう思いは、議員と共通認識を持っているつもりでありますので、しばらく検討をさせていただきたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁を含めてあと10分です。質問はありますか。田中議員。

第8番（田中榮一君） わかりました。やはりですね、いつかつくるということをおっしゃっているんですけども、やはりそれまで手をこまねいては、やっぱりいけないと思います。それまでやはり我々は、常に今までスノーハープでもって、この13回の大会を今度迎えるわけですけども、そこに今まで培ってきた人脈、陸上関係者の本当の方々、例えば富士通の福島監督だとか、谷川真里さんとか、増田明美さんですか、そういういろんな陸上関係の人たちの本当のつながりがあるわけです、今まで長い間このスノーハープで大会をやってきて。それでそういう人脈を絶やすということは、やっぱりまずいことであるし、そういう人たちのつながりをきちんとこう持ちながら、その建設に向けてやっていかなきゃいけないと思うわけです。

村長もご自身も、いろいろな陸上関係者との人脈というものもお持ちですので、ぜひそういうところを使うっていえば失礼かもしれないですけど、人脈とつながりを持ちながら、その建設に向けて、どういう陸上競技場にしたらいいのかというところを、やはりやっていっていただきたいなあ。もうすぐにでもプロジェクトチームをつくってやってほしいなあというような気がするんですけど、ちょっと時間ないので次の方へ行きます。

議長（下川正剛君） 田中議員、時間がありますのでゆっくり。

第8番（田中榮一君） 時間ちょっと押してきちゃって、じゃあね、4番目に猟友会による有害鳥獣駆除対策についてというところをお伺いをいたします。

現在、白馬村ではクマやイノシシ、カラスなどの有害鳥獣が増え続け、特にイノシシについては、電気さくでは対応し切れない状態です。次のことについて伺います。

1つ、電気さくでは対応し切れなくなっているイノシシ対策について。

2番、近隣の市町村では、カラスの駆除には猟銃よりもおりで成果を上げていると聞いております。カラスのおり作成についての考えを伺います。

3番目に、有害鳥獣の駆除、狩猟の適正化及び野生鳥獣の保護など、村民の生命、財産及び村を訪れるお客様に安全に陰ながら支えていただいている白馬猟友会14名の皆さんの存在は、大変心強く思うところであります。有害鳥獣駆除のためには射撃場での安全講習会が不可欠と聞いておりますが、その大町射撃場での老朽化が進み、大変苦慮しているということでもあります。整備について、整備に資金協力依頼が来ましたら、どのような対応をしますでしょうか。

4番目に、猟友会の人数も減少していることから、新人の養成、狩猟免許の取得補助の点の補助を考えますか。今、この4つの点をお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。村長、答弁の時間があと6分でございますので、6分の範囲内で簡潔に答弁をお願いいたします。太田村長。

村長（太田紘熙君） しゃあ手短にお答えをさせていただきます。

1つ目のイノシシ対策でありますけれども、被害の発生をしている状況は、私も聞いております。今後、村でも電気さくの貸し出し、購入補助等を設け、電気さくの設置等による被害防止対策、猟友会の協力を得ながら駆除を今後も続けてまいりたいと思います。今年度も国の補助事業、そして県の元気づくり支援事業により、イノシシ対策用の電気さく、駆除用のくくりわな、発信器の購入をし、それに努めていきたいと、こんなふう考えております。

2つ目の、カラスのおりの設置でありますけれども、いろいろ大北管内等で設置をされているおりの視察もした経過がございます。視察の結果をもとにした中で、費用面ではおりの設置に約70万円程度、おりの管理やカラスの処分等の維持管理を含めて、年間100万円程度が見込まれると積算をしております。白馬村においては猟銃による駆除を行っているところでありますが、過3年間の状況を見ますと、1年間で50から60羽の駆除実績がありますが、駆除よりはおりの設置が有効な手段であることは十分承知をしているところでありますし、県でも2分の1の補助をする制度も創設をいただいておりますので、今後はそれぞれの関係機関と協議をしながら対策を考えてまいります。

3つ目の、大町総合射撃場整備にかかわる資金協力についてでありますけれども、この中山地籍にある射撃場は、40年ほど前から大北管内5市町村の猟友会で結成を、構成をする、大北猟友会を管理運営をし、年間の維持管理費が300万円、21年度の利用者は延べ821人というふうに聞いております。こうした状況の中にあっても、設置以来改修工事を4回ほどやってきております。クラブハウスや15基あるクレー放出機の老朽化が進み、今後の改修にはおおむね

2, 000万円程度かかると言われているところであります。大北猟友会員の技術向上や安全使用には欠かせない施設であることは十分承知をしておりますが、白馬だけの経営ではない、大北市町村で共通の課題として検討していく必要があると考えておりますので、また、1つの検討材料として提案をしていきたいと、こんなふうには思っております。

4つ目の、猟友会員の減少に伴う新規会員の養成、そしてまた補助の支援についての要望を兼ねた課題でありますけれども、白馬村の猟友会の状況を見ましても、会員の高齢化が進んで、今から20年ほど前までは30名いた会員が、現在は17名となっております。長野県全体でも非常に減少傾向をたどっておる反面、先ほど来お話をしているように、有害鳥獣の問題等が大きな話題となっているところであります。射撃講習会等の経費、事故防止用の道具の経費、補助事業に対して2分の1以内、上限1万5,000円を補助する制度を、22年度から実施をすることとなりましたけれども、新規に狩猟者になるためには、免許取得とか銃の取得、登録、銃等の用具の購入費で20万円は最低必要というようなこともお聞きをいたしております。小谷地区においては10万円を上限とする補助制度を設けるなどされて、その対策に取り組んでいることも承知をいたしております。村としても、有害鳥獣駆除をするに当たりましても、こうした猟友会員の協力がなければ不可欠でありますので、こうしたことにも、可能な限り経費負担の軽減策を絡めながら、会員確保のための対策を検討してまいりたいと、このように考えておりますのでお願いしたいと思うと同時に、数日前の報道では、イノシシを駆除していた猟友会の会員が同僚を撃ってしまったと、そしてその撃った本人が、そのことの重大さを感じ、自分も猟銃自殺してしまったというような、本当に嘆かわしい事故もあったわけではありますが、こうしたこともよく教訓としながら、安全教育の徹底も図りながら取り組みを進めていきたいと、こんなふうには思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 田中榮一議員の質問時間が終了をいたしましたので、第8番田中榮一議員の一般質問を終結をいたします。

第8番（田中榮一君） ありがとうございます。

議長（下川正剛君） 次に、第3番太田伸子議員の一般質問を許します。3番太田伸子議員。

第3番（太田伸子君） 3番、太田伸子です。本日は、奈良井地区有効利用について。2番目に、地域情報通信基盤整備事業について。3番目に、プレミアム商品券についてお伺ひいたします。

平成11年ころから地元で要望のあった奈良井地区の利活用として、今年3月に都市公園事業の計画が提案されました。村内全体の農振計画の見直しの中で、農振地区の有効な利活用について、村長の考えを伺います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田伸子議員からは、奈良井地区の有効利用についてのご質問でございます。先ほど少し触れさせていただきましたけれども、改めてお答えをさせていただきたいと思いま

す。圃場整備をした奈良井地区の農地の有効利用につきましては、この3月に開かれた佐野・沢渡地区の総会及び5月に内山・佐野・沢渡の区長さんを初めとする役員、地主代表者等の懇談会を開催をして、今後、農振農用地からの除外を行っていきたい旨のお話をさせていただきました。

その折に、今後やはりあれだけの土地を有効するに当たっては、後々悔いを残さないように、本来どういう計画がいいのか、適当なのか、有効利用を真剣に検討をしていただくための検討委員会を設ける、設置をしていただくこと、そして、この事業推進に当たっては、何よりも用地の取得の問題が出て、大きな問題となってまいります。そうしたことから、地主会の皆様にも十分その点をご理解をいただき、用地の取得について、地域の地権者を含めた要望等もお聞かせをいただきたいと、こういうことを大きくまとめて、3点についての基本的な方針を説明してまいりました。

この事業の導入に当たっては、あの奈良井地区の圃場整備が終わった30年前になろうかと思いますが、その当時から地域の皆さん方からの、奈良井地区の圃場整備は無理だという強いご指摘があったようでありますけれども、当時の状況としては、あそこの区域もやっぱり圃場区域として改良していかなければいけないということから、地域の皆さんも理解をして、それ以後、かかった費用に対する償還をずっと続けてきていただき、昨年ですか、ようやくその償還も終わったということで、私自身の考えとしても、大変ああいいう荒れた耕作のできない状態にあるにもかかわらず、ひたすら償還をしていただいたということについては、心より感謝を申し上げておきたいと思えます。

今日を迎えるまでに、あの地区を公園にしようということで、公園化に向けて進むとということが正式に議会の決定もいただいた経過があるようでございますけれども、そのときの詳しい事情は私もわかりませんけれども、あの奈良井地区の整備を取りやめて、急遽大出公園の方に事業を振りかえたというような経過があったわけであります。そうしたことから、地域の皆さんも強い思いを持って、私の方にも要望として出されたことから、この再開発の話がまた始まったわけであります。

そうした地元の皆さんの強い思いを、何とか実現したいということ踏まえながら、県とも折衝をしてまいりました。その結果、農振農用地の除外についてが、何よりも大きな課題でありましたけれども、一応この農用地としての除外ができる見通しが立ったことから、農業振興地域整備計画の変更手続を行うことにはなりますけれども、この秋を目途に、県との協議ができるように、現在作業を進めているというのが今の状況でございます。

また、この作業と並行して、有効利用に向けて検討も進めてまいります。5月31日が奈良井地域検討委員会の設置要綱を制定し、内山・佐野・沢渡地区住民の代表の方、土地所有者の代表の方、農業及び観光関係者、議会、公募委員等約30名以内で委員会を構成をすることといたしております。議会からもこの検討委員会に参画をしていただき、有効利用についてご検討いただ

きたいと考えております。

今月中には委員の任命を行い、7月に第1回目の会議を開く予定で担当課は進めております。村としては、この委員会での検討結果を早い段階でまとめていただき、その結果を踏まえた上で具体的な整備方針を立てながら、上部機関と相談をして進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 一度、19年のころに、県の方から農振除外はもう不可能ではないかという回答が出されて、奈良井の方も立ち切れになりそうになったところを、農政課の方々の粘り強い、いろんな調べの中から県の方々にも理解をしていただいて、今回、農振除外の対象になるのではないかと回答をいただいたというところに、役場の行政の方の方々のご努力に感謝申し上げます。圃場整備をされても十分な作物もできない、そういうところでも土地改良の補助金、何ていうんですか、償還金を支払い続けられた方々の状況というのを、今、村長の方からもしっかりと受けとめていただいているので、用地取得に取り組んでいただくところにもきっと酌んでいただけるものと思っております。

また、当初の公園化計画では、17ヘクタールほどの、とても大きな規模であったと聞いています。そのときには17ヘクタールの中の地権者の人たちが集められて、この地区で公園化を進めたいというふうな説明会があったと聞きました。今回、農振除外の整備計画の中で10ヘクタールという規制があるというふうに聞いています。10ヘクタールということは、7ヘクタールの方々は外れたわけですね。十何年も前に、ここの土地をみんなで公園化しようじゃないかと言われて、じゃあ公園になるのに作付はどうすればいいかなあといったときには、公園化が進むまではつくってもらってもいいし、どっちでもいいですよっていうふうなことを言われながらつくったりつくらなかつたりされ、また今の土地改の償還金も払われ、全部償還された方々がいらっしゃいます。今回、3月からのその説明会においては、今該当している10ヘクタール、9ヘクタールの中の地権者の方のみが集められ、土地の交渉なり土地改をつくられたり、また各地区の当役の方々、私たちも呼んでいただきましたが、説明をしていただきました。こういう規制が、都市計画の事業として規制があるのはわかります。どうしても17ヘクタールから10ヘクタールに縮めなければ、狭めなければ、この公園都市化も進んでいかないというところはわかりますが、一たん前に説明された、その広範囲の地権者の方を呼んで、実はこういう規制ができたのでというふうな、その誠意を持った説明会というのは必要なのではないのでしょうか。村長どうお考えになりますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の足りないところは、当時の担当課長にも答弁をさせますけれども、最初の計画縮小については、村集会の中でお諮りをして、皆様のご理解をいただいたと思います。

したがって、そのときの話は特定というか、地権者を特定してお話をしたわけではなくて、当時地区全体の問題として、17ヘクタールの公園化を計画したときの状況では、今もう進まない、そういう中でこれを進めるに当たっては、県の裁量で決定できる9ヘクタール以下にしなければだめだということ。そして実際、今耕作されてできない面積が9ヘクタール弱だということで、その9ヘクタール以下で、この計画を進めることでご理解がいただけるかということが、まず第1回のお話でありました。

その了解を得られたことから、それでは、できるだけ努力をしてみようということで、そしてその9ヘクタールを、どういう形で事業導入をするかということも、正直なところ、まだ現在固まっておられません。今度、今申しましたように、検討委員会や地権者の代表にも当然入っていただきますけれども、輪を広げる中で検討をしていきたいと、こんなふうに思っていますし、ただ、補助金を導入するに当たっては、さらにその面積を広げることばかりではなくて、離れている場所でも有効利用できる、改善をするようなところが一緒にこの事業の中に入れることも可能なような制度もあると聞いております。まずその辺もまだまだ未確定でありますので、検討委員会の中で進めていただければと、こんなふうに思います。

また、最初の地権者との経緯については、担当課長の方から話をさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。篠崎観光農政課長。

観光農政課長（篠崎孔一君） 平成20年に、この今からさかのぼること、当初の17ヘクタールの計画の関係につきまして、地域からもどうなっているのかというようなお話もあり、村の方でも、その辺の経過を踏まえて、実現に向けてのいろいろ検討した経過があり、今から2年前に、17ヘクタールをもった計画では、実現は不可能であるというような説明をさせていただき、一たんはゼロに戻した段階から、さらに今日に至っている経過があるということで、まずご理解をいただいた上での説明とさせていただきます。

17ヘクタールの計画が一番難しい要因は、農振農用地の変更にあるというふうに理解しております。これはいろいろな法的なルールはあるにせよ、今のその全体のネットをかけてもなかなか除外ができませんので、最低のところではいいますと、やはり10ヘクタールというところが基準になると。これはいろいろ法的なところをもう少し踏み込んでいきますと、国の許認可というところでない、10ヘクタール超えての除外は難しいんだということになります。

県との協議の中で言いますと、今の圃場整備をやった農地について同じ規模をもってやることは、国の許認可は得られないだろうというようなところから、規模の縮小をせざるを得なくなった。村はそういう許認可が得られる範囲の中で、精いっぱい整備をしていこうというところで、今の9ヘクタールの範囲にとどめてきているという状況がございます。21年度にこういうような状況についての考え方を、地権者全員ではありませんけれども、関係地区の当時の役員の方にもお諮りをし、村としては、ここの範囲をもっていきたいんだということから、今

の計画が再度スタートしているという状況であります。

確かに、太田議員がおっしゃられましたように、地権者全員の説明はいたしておりませんが、地域というようにとらえ方での説明の中で、説明をしてきているというような経過がございます。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 事業自体が後退するのではなく、前を向いて進んでいくために、規模が少なくなるというの仕方がないんですけれども、一応、当初集められた地権者の人たちは、やはり幾らかの希望を持ってお待ちになっていた方もいらっしゃると思います。その辺の気持ちを酌んで、これからも、これから事業が進んでいきますので、ぜひその誠意を見せてあげていただきたいというふうに思います。

白馬の南の玄関口であります佐野・内山・沢渡地区というのは、南から親見湿原、姫川源流、スノーハーブで蛍と、また沢渡地区にはカタクリの群生、ハルリンドウの群生と、自然環境にとっても恵まれています。ここで奈良井地区の有効利活用として、公園化事業なり環境整備を行えるような事業があるとすれば、先ほど村長もおっしゃったように、観光立村として夏のグリーンシーズンとか、また観光活性化につなげていきたい。奈良井のこの利活用が単独の事業にならないような考え方というのは、村長の中ではどういうふうにお考えになっておりますでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） よく私も理解はしているつもりでありますし、表現の仕方が適当かどうか分かりませんが、やっぱりこういう施設をつくっていくには、やはり基幹産業の観光の活性化につなげていくこと、そしてその活性化を図ることによって、農業の振興にもつながっていくということ、これはやっぱり当然考えの中核に置いておかなければいけないと、こんなふうに思っております。当然、この白馬村の恵まれた山岳景観、そして環境、自然の総合計画の中に、村ごと自然公園という表現もあります。決してこの村ごと自然公園というのは、放置をしていただくだけの自然公園ではなくて、やはりきちっと手を入れた、やっぱり整然とした公園であるというイメージも、私はつくっていく必要があると。その中の一環として、この事業も位置づけをしていくというのは当然のことだと、こんなふうに考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 奈良井地区の場合は、まだ今これから検討委員会を立ち上げていただいて考えていくところですので、これからもよろしくお願いいたします。

2番目の、地域情報通信基盤整備事業についてお伺いいたします。

先日の議会の臨時会においても、工事請負契約金8億5,438万5,000円の工事の請負契約金が決まりました。また、工事請負業者として東日本電信電話株式会社に決まりました。また5月31日をもって加入促進期間が終わりました。そこで、次のことについて伺います。

現在の加入件数。2番目に、減免規定が設けられていますが、そのうち独居で一人でお住まいの70歳以上の方の加入者数。3番目に、集合住宅の加入者数は、またその集合住宅において空き室の受信料の扱いはどうなっているのでしょうか。これからの工事施工計画を教えてくださいたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 2つ目のご質問の、地域情報通信基盤整備事業についてでございます。

まず最初に、現在の加入件数のお尋ねであります。5月31日の集計数でございますが、1,965件の加入申し込みをいただきました。当初、議会の皆様にもご心配をいただきましたけれども、この期間中に、当初予定をいたしておりました目標数の1,800件を超えたことは、大変うれしく思うと同時に、よりよい情報サービスが提供でき、さらに多くの方に加入していただくよう取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお祈りをいたします。

次に、減免規定が設けられているうちの、独居で70歳以上の方の加入者数はとのお尋ねでございます。減免につきましては、どなたがどの減免規定に該当するのか判断ができませんので、ケーブルテレビ白馬に加入承認された加入者全員に、減免申請書をお送りさせていただいており、これに該当する方が減免申請書を提出するという流れになっております。ご質問の独居で70歳以上の方の加入者数ですが、先ほど説明いたしました減免申請は、基準日を9月1日としてご通知を申し上げていることから、今後において提出される方や、既に提出していただいた方も、今後において審査をいたしますので、件数については、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

3つ目の、集合住宅の加入数は、また集合住宅において、空き室の受信料の扱いはというお尋ねであります。集合住宅の加入数ですが、これも先ほどと同様に、5月31日時点の集計数値であり、申し上げる数値は、民間関係についてのみ申し上げますが、件数では42件、個別の加入数では244件となっております。

次に、集合住宅において、空き室の受信料の扱いはというご質問ですが、結論から申し上げますと、建物の管理者は、または所有者に負担をしていただくこととしております。これは水道料、電気料のように計量に基づく取引で、役務の給付を目的とする業務ではないことから、休止等の扱いによって受ける量的な面と直接関係するものではないという考えに立っております。したがって、宅内環境さえ整っていれば、いつでも視聴できる状況でありますので、このように空き室なった場合にもご負担をしていただくことで考えているところであります。

同様の質問は、住民説明会等でも出されており、これまで、今申し上げたような同様の説明をさせていただいておりますので、よろしくお祈りをいたしたいと思っております。

それから4番目の、これからの工事施工計画はとのご質問ですが、これからの全体スケジュールでありますけれども、現在、施工業者側で施工体制計画を整えております。この作業期

間内に既に申請済みの有線テレビジョン放送施設設置許可を取得をし、本工事着手となる予定としております。本工事着手は、これまでの予定から多少ずれ込み、7月を予定し、伝送路の関係、センター系関係とも同時並行で進めてまいります。幹線から加入者宅への引き込み工事につきましても、若干ずれ込み、10月以降を予定していますが、12月中には加入促進期間の加入承認者の皆様への映像提供ができるスケジュールで進めております。

このように、加入説明会で説明した計画よりも若干おくれることとなりますが、本事業につきましては、国との手続上、本年度で終了することとなっておりますので、施工者、施工管理者、村とともに工程管理を行いながら事業を実施し、事業の年度内完遂を目指しております。

なお、宅内環境の関係につきましては、白馬商工会からも、本事業推進のご協力をいただき、ケーブルテレビ白馬宅内工事業協会を立ち上げ、今後、村と施工業者との三者間で、宅内環境工事の際の注意事項について確認等を行い、加入者が引き込み工事完了後、速やかに視聴できるよう協会員の名簿を「広報はくば」や、白馬村行政公式ホームページで問い合わせ先を掲載するなど、加入者向けにも施工体制を整えることとし、早期視聴ができるように取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はございませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 初年度加入目標数を1,800件を超えたことは、とてもよかったことだと思います。しかし、8億、9億の費用をかけた白馬村の一大事業なわけですね。それで、今回地元とかにいろんな役場の方たちが出向いて、広報普及活動に努めていただき、5月いっぱい加入促進期間を普及させていただき、1,965件となったというところに成果が見られていると思います。ただ、この地域で人を集めたときに、どういう方がいつも出てこられるのでしょうか。

まず、説明会には、その一番長の方かお年寄りの方が多くて、光ケーブルというものが、まだ映像と通信とが2種類あるというふうな、基本なところからの説明をしていただいていた。そういう方たちが分配機のどうのこうの、V-ONUとか何とかある、そういうふうなことをいろいろ聞いても、すぐわかったでしょうか。ただ、今回5月いっぱい加入促進期間であるから、まずは申し込みをしておけば、加入金の3万円が免除になるから申し込んだという方が多いのではないのでしょうか。

先ほども村長がいろんなところで、村長が村の観光のトップセールスマンで頑張るとおっしゃったように、総務課を初め庁内の方々が一丸となってこの事業を進めていただく、取り組んでもらってもいいのではないのでしょうか。聞きにいけば、いえ、呼んでもらったら行きますよではなくて、まだ未加入の家庭にはいかがでしょうかとか、また高齢の方々で迷っている方々がいらっしゃれば、まずおうちへ行っていただいて、声をかけていただきたいと思います。と思うんですが、どの

ようにお考えになるでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 太田議員からご指摘をいただきましたけれども、私どもそういう細かいところまで配慮が足りなかったことに、大変申しわけなく思っております。一応、言いわけにはなりますけれども、村の方では広報等へ内容を周知をしたつもりでおりますし、それから、先ほど言われたように、希望があれば出向くというような方法をとってまいっておりますけれども、その辺につきましても、ご指摘のような点がございまして、十分検討をしてみたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（下川正剛君） 太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の方からも、1つ補足をさせていただきますけれども、今、太田議員ご指摘のように本当にお年寄りの皆様が、十分理解をしてこの地デジ対策に対応したかと、確認をしたかと言われるれば、今、総務課長が申し上げたとおり、もう少し配慮をする必要があったのかなと、こんなふうに思いますけれども、できる範囲の説明ということで、それぞれ地区へ出かけて説明した回数が、1地区3回ほどあったかと思えます。それで足りたとは思っておりませんが、至らぬ点というか、説明不足の点については、率直におわびをいたしますけれども、ただ、その総数がどうかということになると、いささかまだ明確につかめていないというのが実情であろうかと思えます。

まだ1,900件ということになりますと、まだ戸数、世帯数でいけば1,000件余ある未加入の方がおいでですけれども、それぞれわからなくてではなくて、結構十分理解をされて入らない方もおられます。というのは、現状でまだ来年の6月いっぱい、今の放送は全部見られるということから、そちらを優先をしたいという方も、数多くおいでになることも事実であります。そうしたことの把握もできないということも、一步踏み込んだ、本当に各世帯への確認がまだ及ばなかったということも、多少影響しているのかなと、こんなふうには思っておりますが、もしこの件について、いろいろお年寄りの方からクレームと申しますか、説明がというようなことがあれば、遅きに失した感がないわけではありませんけれども、ご理解がいただけるような説明を担当課からさせたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） すみません、総務課の配慮が足りないとかを責めているのではなくて、この事業が1,800件を目標として、利用料金1,600円で考えられています。それで、今、減免規定として独居、お一人でお住まいの方で70歳以上の方には、利用料金が確か半額の減免規定ができていますと思うんですけれども、これが件数が増えて利益が上がるというか、収益が上がった場合には、この減免規定の中でご夫婦2人、高齢社会になりますので、ご夫婦2人が75歳以上の方たちの家庭でも、減免の範囲が広げられたりとか、また村長が公通信ですか、IP告

知システムに持っていきたいってなれば、まずその高齢者の全戸には、こういう基盤整備が入っていないとだめじゃないか。そこへ持っていくためにも、なるべくこの基盤整備の事業が各家庭に普及している方がいいのではないかというふうに思います。

今申し上げた、この減免規定なんですけど、総務課長にお伺いいたしますが、先ほどの75歳ご夫婦とかっていうふうな家庭まで広げるお考えというのはありますでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 現在の段階では、集落へ説明してきた経過もございますし、議員の皆さんにも説明してきた、条例の設置の段階でご説明した経過がありますので、そういう考えは持ち合わせておりませんが、実際にはこのあと、先ほど村長の答弁にもありましたように、現在は70歳以上の独居者については減免規定を設けているわけでありまして。私が住民課に確かめたところによりますと、130人の方がいらっしゃいますけれども、その方々がどのくらい今回の1,965件の中に入っているかどうかわかりませんが、その様子を見ながら、また理事者とも相談を、今後のことについては相談をしてみたいと思います。現在は検討しておりません。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 次に、集合住宅における受信料の扱いなんですけど、先ほど水道料や電気料のように計量に基づく取引ではないので、加入した時点で受信料も発生するというふうに、地区の説明会でも説明していらしたみたいなんですけれども、やはり今この不景気の中で、集合住宅を運営されている経営者の方、集合住宅が全部埋まっているという状況にないと思うんですね。それで5月いっぱいに入れば加入金は要らないけれども、このままずっと空き室であれば1,600円の受信料は発生するというふうになれば、今度空き室の加入はやめましょうということになった場合、せっかく入っていただくことになっても、また加入金3万円をそのどちらが負担するのかわかりませんが、すごくその集合住宅経営者にとって圧迫するような事態になると思うのですが、電気料もとめれることができるなら、V-ONUのその機械のところとめるとかという方法をとれるということはないのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 私自身も、システム的には細かい内容を熟知しているわけではありませんが、担当の方からは遠隔操作ができるやに聞いております。したがって、加入をして使用料を払わない場合には、電波が行かないようすることは可能ではないかというふうに聞いてはおります。

ただ、前段のご質問でありますけれども、これにつきましても、当初の加入促進期間で加入負担金を免除して、なるべく多くの人に入ってもらいたいという段階で説明してきた内容が、先ほど太田議員が言われたような形で、申し込みをした部屋数に対して、今回は認めていくという考

え方でございますので、今後の空き室の部分について入りたい場合には、当然加入負担金を払って入ってもらうという形をとらないと、実際には施設を整備すると、電波が行くという形にはなりませんので、実際には加入負担金が払われないと、そこでもってつながったかつながっていないかを確認しなきゃいけないような事務も生じますので、現在はそのような形で考えていこうと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問は。太田議員。

第3番（太田伸子君） 今の話ですと、そういう、ちょっとしたその手間が惜しまれているような気がするんですね。水道の場合、集合住宅そこまで引いていても、加入するというふうに引き込んでくださいというと、そこから発生するではないですか。そのときも基本料金というのは必ず発生する支払いをしているというふうに思っているのですが、総務課ではそこまでの手間はやはり大変なのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） ちょっと私の説明の仕方が悪かったと思いますが、先ほど村長の答弁の中でも申し上げましたように、水道料なんかは水をとめる形でもって、その日その日の点検をするわけですね、使った量を。それで電波の場合には宅内環境で、例えばアパートを持っている方が10部屋を持っているということで、10部屋をそのままつないだとします。そうすると、2部屋空いている分の部屋は、たまたま空いているときには電波が流れているわけですね、ずっと。ですのであくまでも当初からそれをやるところは申し込んでくださいと、そしてそこからお金をとりますというやり方をとるといって話をしてきたという経過でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員。

第3番（太田伸子君） すみません。ちょっと今の段階で理解ができないので、またお勉強させてもらいにいきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に移りたいと思います。昨年販売されたプレミアム商品券のことなのですが、2時間余りで完売されてしまいました。2割というプレミアムがついており、とても魅力的であるとは思いますが、販売方法でいろんな意見がありました。あっという間に売れる、こんなに早く売れると思わなかったとか、販売された方の方も、すべて完売できるかが心配だったので、そういうただ売ればよいという考え方もあったのだと思います。ただ、こういういろいろな意見が出たということは、多くの村民が購入を希望していたあらわれだと思います。

商工会によりますと、その費用で大体9,000万から9,500万円くらいの村内の経済効果もあったとされています。また先日、大町市で販売されたプレミアム商品券は、1割のプレミアムでありながら、昨年は10日間かかって完売された商品券、今年は3日で完売されています。

村内の経済も悪化している、不景気だ不景気だと言われるこの白馬村の中でも、活性化のためにも、商品券の販売の計画のお考えはありますでしょうか。お願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員3つ目のご質問であります、プレミアム商品券について答弁をさせていただきます。

太田議員が言われましたとおり、昨年発売したプレミアム商品券は、数時間で完売をした状況や使用状況からして、購入された方にとっても取扱店にとっても、村の経済に対する波及効果があったと確信をしております。

販売方法等についての進行については、商工会の皆さん方に担当していただきましたけれども、やはり当初、議員ご指摘のように売れるかどうかということが、一番どうも心配であったようにお聞きをいたしております。その裏づけとなるのは、日を余りこう違わなくして松本市、大町市でも確かやられたように聞いておりますけれども、当初、売れ行きが悪かったという前評判もあったやにお聞きをいたしております。そんなことが、やはり販売する方にとっては非常に心配の種だったのかなというふうに推測はしております。しかし、実際に販売をしてみて、2時間少々で売ってしまったということは、改めてやはり今の経済状況を反映しているのかなと思うと同時に、それなりきの効果があったんだと、こんなふうに認識はいたしております。

今も、まだ観光客の減少と相まって、村内の消費が落ち込んでいるという状況は続いているわけですので、実は太田議員に言われるまでもなく、今後に向けての考えも持っていたところではありますが、この経済波及効果を考えれば、今後に向けてまた商工会等とも連携をとりながら進めることも必要かなと、こんなことは以前から思っていたことですので、具体化ができるかどうか、また検討をし、まとまりましたら、また議会の皆さん方にもご承認をいただければと、こんなふうに思っているところであります。

議長（下川正剛君） 傍聴をされている皆様にお願いがございます。大変マイクの性能がよいために、声が、言葉が拾えますので、ぜひお静かにお願いを申し上げたいと思います。

答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。

第3番（太田伸子君） 昨年は2割であったがために人気があった、1割だからとかっていうことではなく、ぜひもう今の段階で、去年の場合、プレミアム商品券のことが出ていたと思います。ぜひこの夏に向けてでもお願いしたいところであります。

経済効果、また村内の経済状況が悪化している中で、こういう活気を出すようなことで、先ほど基金に回せたというふうなことで、1億、2億というような話も出ておりましたが、ぜひ村民の方に元気が出るような対策をつくっていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

議長（下川正剛君） 質問がございませんので、太田伸子議員の一般質問を終結をいたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日、6月10日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、明日、6月10日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時48分

平成22年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成22年6月10日（木）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成22年第2回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成22年6月10日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	田中榮一
第2番	篠崎久美子	第10番	渡辺俊夫
第3番	太田伸子	第11番	高橋賢一
第5番	太田修	第12番	小林英雄
第6番	松沢貞一	第13番	太谷正治
第7番	柏原良章	第14番	下川正剛

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	総 務 課 長	太田忠
税 務 課 長	横澤英明	住 民 福 祉 課 長	松澤衛
観 光 農 政 課 長	篠崎孔一	建 設 水 道 課 長	倉科宜秀
環 境 課 長	丸山勇太郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	
総務課長補佐兼総務係長	山岸俊幸		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太田文敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。

これより平成22年第2回白馬村議会定例会第3日目の開議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしてあります資料のとおりでございます。

平林教育課長兼スポーツ課長が所用のため欠席をしておりますので、報告をいたします。

なお、日中暑くなりましたら、適宜上着の着脱を許可いたします。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告のされた方は6名です。うち4名の方は、一般質問は昨日終了しておりますので、本日は2名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確に簡潔に質問をされるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められおりますが、制限時間内についての再質問は、議長において、これを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第2番篠崎久美子の一般質問を許します。2番篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子です。本日は通告に基づきまして、大きく3点について質問させていただきたいと存じます。

まず、子宮頸がんワクチンについて。次は、地域情報通信基盤整備事業について。最後に、観光局についてお伺いしたいと思います。

まず、それでは子宮頸がんワクチンについてお伺いをいたします。

近年、世界では毎年約27万人もの女性が子宮頸がんで命を落としていると言われ、日本国内においては毎年約1万5,000人の女性が、上皮内がんを含む子宮頸がんの診断を受けています。そのうち毎年約3,500人の女性が死亡しているという現実がございます。世界で言えば、約2分に1人がお亡くなりになっているということになり、日本では1日に約10人の女性が子宮頸がんにより死亡しているというデータもございます。

その死亡率は、女性特有のがんの中では乳がんに次いで第2位、特に20から30歳代の女性においては、発症するすべてのがんのうち第1位となっております。かつては、40歳代の女性

に、その発症が多く見られたわけですが、集団検診の普及により早期発見が可能となり、死亡率の大幅な減少を見る時期がございました。しかし、近年の傾向としましては、生活様式の変化、あるいは考え方の変化から、20から30歳代の若い女性に子宮頸がんが非常に増加しているという現状があります。

健診というのは、もちろん必要であり、非常に有効であるわけですが、残念ながら我が国の健診率というのは、諸外国がおおよそ80%以上であると言われるのに比べて、20%台程度であり、特に若い女性20から30歳代の健診率は5から10%とさらに低い現状であるとも言われております。この健診について言えば、今年度において、当村でも女性特有のがん検診にご配慮いただき、公費助成の措置がとられることになり、この点に関しては非常にありがたいことであると思っております。

実は、その子宮頸がんですが、このがんは、ほかのがんと違ってその発症原因が解明されており、そのため、すべてのがんの中で予防が可能と言われるただ一つのがんでございます。このがんの原因は、ほとんどがヒトパピローマウイルスの感染によるものと判明しており、成人女性の約8割が、このウイルスに感染していると言われております。そこで、検診とあわせて非常に有効とされているのが、このウイルスに対するワクチンの接種です。

我が国においては、昨年秋にワクチンが承認をされ、12月からワクチンの接種が一般の医療機関でも希望者に対しては可能となりました。接種を最も奨励されている女子の年齢は、11から14歳とされており、その予防効果としては、約6.4年と言われております。接種の方法としては、約半年間の間に3回の接種が必要となります。子宮頸がんは死亡に至らない場合であっても、進行すれば子宮摘出のリスクもあるため、女性の一生にわたってその後遺症が残り、仕事や生活設計、そして何と言っても女性の心に一生涯、その影響を大きく及ぼすものであることは言うまでもございません。

世界で見れば、約100カ国でワクチンが接種されており、検診とあわせてワクチン接種をすることで、その発症を限りなくゼロに近づけていくことができるとまで言われております。

しかしながら、そのワクチンの費用でございますが、その費用は医療機関によって違いはございますが、1回1万5,000円から1万8,000円程度のところが多く、3回の合計で、要するに約半年間ですね、半年間3回の合計で約5万円前後、医療機関によっては6万円前後と高額になるため、接種を希望した場合の経済的負担というものは、非常に大きいものであります。

村内においても、接種奨励年齢の子供さんをお持ちの保護者、特にお母様方におかれては、子供さんの将来を考え、接種を希望される方もいらっしゃると思います。しかし、その経済的な負担が大きなネックとなり、選択の幅を狭めているという声も多く聞きます。そこで、以下についてお伺いをいたします。

長野県内では、既に根羽村、南牧村、松川町などが予防ワクチン接種希望者に接種費用の補助

を始めていますが、当村においても、子宮頸がんワクチン接種希望者への公費補助のお考えはな
いかをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。篠崎議員から、まず最初に子宮頸がんワクチンの公費
助成についてもお尋ねであります。

議員ご承知のことと存じますが、村では各種検診の受診率向上の取り組みを推進をしております。
女性特有のがん検診推進事業としまして、昨年度から20歳、25歳、30歳、35歳、4
0歳の方々に子宮頸がんの無料クーポン券を、また40歳、45歳、50歳、55歳、60歳
の方々に乳房検診の無料クーポン券を配布をしているところでございます。

日本では、死亡原因の1番は、依然としてがんとなっております。子宮頸がんは国内でも年間
9,000人が罹患し、約2,500人が死亡をしております。また傾向として、子宮頸がんを
発症する年齢が若年化をしてきており、30歳から40歳代の発症が3倍にふえ、20歳代の発
症も急増していることが危惧されているところであります。

こうしたことから、子宮がん検診の重要性が高まっておりますが、子宮がんの検診率を見ます
と、米国が80%、ヨーロッパ諸国も軒並み70%を超えているのに、日本は23%という非常
に低い状況でございます。厚生労働省は2004年から、子宮頸がんの検診の開始年齢を20歳
に引き下げているところであります。

子宮頸がんワクチンについては、2006年に米国で初めて承認されて以降、欧州や豪州、カ
ナダなど、100カ国以上で使われております。ワクチンによる予防手段があるため、予防でき
る唯一のがんと言われているのは、篠崎議員ご指摘のとおりでございますが、有効性は10年か
ら20年継続をするということではありますが、自治医大埼玉医療センター産婦人科の今野教授に
よりますと、12歳の女子の全員が接種すれば、頸がんにかかる人を73.1%減らし、死亡者
も73.2%減らせると推計をしているという、新聞紙上で述べておられます。ワクチンの普及
は発病者を劇的に抑える可能性を秘めているという解釈をされており、日本では2009年10
月26日に厚生労働省がグラクソ・スミスクライン社のサーバリックスを承認をし、一部の医療
機関で任意接種が可能となったところございます。

しかし、日本での子宮頸がんのワクチン接種には、大きな問題が残されております。諸外国の
多くの国では公費負担でワクチンを受けられるのに、日本では全額自己負担ということであり、
ワクチンを自己負担で受けると4万円から5万円かかると言われているのは、議員ご指摘のと
おりでございます。

平成22年3月に、子宮頸がんを制圧を目指す専門家会議が実施したアンケート調査、691
自治体が回答を寄せたところでありますけれども、平成22年に公費による助成を検討中の市町
村は43市町村、全体の6.2%、既に助成を決定している市町村が8市町村1.2%、助成を

しない市町村が22.5%、まだ検討していない市町村は66.7%という状況でございました。現時点で子宮頸がんワクチンの助成をしている区市町村は、全国で28区市町村、長野県では松川町、根羽村、南牧村の3町村が助成を実施していると聞いております。

住民の要望があり、ご質問をいただいたようでありますけれども、白馬村といたしましても、この子宮頸がんが増えている状況をかんがみ、先進市としてお取り組みをいただいている市町村の状況も参考にさせながら、また、住民のご意見も積極的に取り入れながら、検討を重ねてまいりたいと、このように考えているところでございます。

あわせて、できるだけ多くの人に検診を受けていただくことも大事なことであり、こんなふうに考えて、両方を推進していきたいと、こんなふうに思っているところであります。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） ワクチンとあわせて、その検診というものが非常に大切であるんですが、クーポンをいただいている方はもちろん、なるべく検診に行かれる方、多いと思うんですが、白馬村での子宮頸がんの検診率というものは、把握されていらっしゃいますでしょうか。お伺いいたします。

議長（下川正剛君） 松沢住民課長。

住民課長（松沢直城君） ただいまの検診率ということですが、子宮頸がん検診につきましては、今年度は6日間を設定をいたしまして、1日約60人をちょっと切るくらいで、平均で59.8人ということで、359人が今年度については検査をしております。検診率等につきましては、まだ率としては今年度出してございませぬし、今無料券のクーポン券等も出しておりますので、率としては今後またまとめていきたいというふうに思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問は。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 私が検診率のことをお伺いしたのは、ワクチンだけでは片手落ちであるということなんですね。ワクチンはあくまでも検診とセットであるということが、非常にここが大事なポイントでありまして、やはり、そのところも考えていただいて、検診率向上に向けて啓発なども、ぜひさせていただきたいと思っております。

ワクチンに関して言えばですね、もちろん、その100%安全なワクチンということもございませぬし、子宮頸がん予防ワクチンに対しても、副作用のリスクというものもございませぬが、また、接種効果そのものに未解明の部分、例えば私は6.4年というふうに効果をお伺いしておりますが、今の村長の答弁では10から20年、また例えばデータの事を申し上げますと、私は上皮内がんまで含めておりますので1万5,000人の罹患者、国内で年間で1万5,000人というデータを持ってまいりましたが、村長の方では9,000人というお話になっております。やはりまだそのところが新しいワクチンですので、いろいろなデータを突き合わせをして、

研究をされて、今後に生かしていただけたらありがたいなと思っておりますが、公費でのその補助について今後検討していくというお話ですが、いつごろ検討のテーブルに乗せていただくか、時期をお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 答えをいたします。

検討につきましては、すぐにも始めていかなければと、このように思っておりますが、そのどういう形で補助をするのか、全体、先ほどからお話をしておりますように、検診料については4万円から5万円というような多額なお金になります。そうしたことから、お聞きをするところ、松川村も検討を始めているやにお聞きをいたしております。

そうしたことから、こうした子宮頸がんの増加状況を的確に把握しながら、可能な対応がどのようにできるか、まず、そこから検討を始めていかなければいけないというふうに考えて、可能な限り、できるだけ速やかに対応していきたいと。当然来年度の予算編成の中にも、予算を編成するに当たっても、住民要望として、この要望が大きいことも検討材料の中には当然入れていかなければと、こんな考えをしているところでありますので、その結果が具体的にどう出るかということも、その検討する延長線上にありますので、しばらく時間をいただきたいと、このように思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 接種可能年齢の方、お子さんをお持ちの方は、1年たてばその接種の奨励年齢から外れていくわけなんですね。ですから、本当に一日でも早いご検討をいただくように希望をいたします。

また、この補助の形に関してなんですが、例えば根羽村、南牧村では全額補助というふうにお伺いしていますし、松川町においては1回8,000円を3回の補助という形で、もう既に始まっております。私個人の考えではございますが、ワクチン接種というのは、やはり自己決定の部分も残して、親御さん、御本人が納得して、病気を理解して、ワクチンがどういうものであるかということを理解した上で、自己決定による接種というものが望ましいのではないかと思いますので、全額補助というところまでではなくても、一部負担金をしていただく、そういう形を残すことによって、自己決定の余地を残すことになるのではないかと思いますので、そういったことも考えていただいて、補助の形を考えていただければと思います。

子供を思う親の気持ちはだれでも同じですし、将来を担う、この白馬村の大事な人材を病気から守るためにも、そして、少子高齢化対策に対して有効な手段であるということもお考えに入れていただいて、先ほど前向きなご答弁をいただきましたが、ぜひとも速やかに検討のテーブルに乗せていただくように強く希望いたしますし、また、この件に関しましては、住民の方からの要望があったということを申し添えておきたいと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

地域情報通信基盤整備事業についてでございますが、当村でも来年のアナログの停波に向けて、その整備事業が進められることとなり、このごろでは工事請負契約も整って、いよいよその工事が実際に始まることとなっております。本年5月末の申込状況を伺うにつけても、村民が当事業に対して、少なからず期待を寄せていることと推察されます。

さて、そのこの事業においてですが、計画の当初の説明において目的とするところは、地上デジタル放送完全移行への対応、また、テレビ難視聴地域やインターネットにおけるブロードバンドの利用不可能地域の解消等とあわせて、各種行政情報の提供による情報公開の推進が掲げられております。もちろん村民としましては、紙媒体だけではなく、いろいろな意味での通信網を利用した行政情報の確実な提供というものは必要であり、ありがたいものであり、行政側にとってもメリットのあるものであると思います。

しかしながら、その言われている、多分、この情報公開については自主放送番組を通じて行われることとなっているということだと思いますが、その自主放送番組について、今、加入促進の方ばかりが強く言われていまして、その概要というものが、まだ住民にはなかなか見えてきておりません。

住民の中においては、この自主放送番組の部分があるからこそ、加入申し込みをした方というのもたくさんいらっしゃると思います。と言いますのは、デジタル放送に関しては、個人で例えばアンテナを立てたりして受信することが可能なわけです。しかし、その一番のメリットとして、行政からの情報の提供というもの、そういったものがあるから入ったという方も大勢いらっしゃいました。そこで、当事業の今後において、以下の点についてお伺いをいたします。

自主放送番組の開始時期がまだ明確にはなっておりませんが、いつごろと予定されていらっしゃるのか。

村の考える自主放送番組の内容というものは、どのようなものであり、そのための経費はどれくらいと今後見積もっていらっしゃるのか。

また、非常にこれが大事なことではないかと思うんですが、当事業の最終目的として、村では福祉は防災など、多分野における次世代型サービス導入に向けた基盤整備というものを挙げられていらっしゃいました。双方向通信を可能として、例えばひとり暮らしのお年寄りや病気の方のお宅と各種機関の間での安否の確認、あるいは病気の状態の相談等などにも利用したいという部分が、ご説明の部分がこれに当たると思われますが、この部分は非常に重要な部分を、位置を占めているのではないかと考えられます。この双方向通信サービスの利用の可能性については、どのように考えていらっしゃるか、その具体的内容と時期について、開始時期についてお示しを願いたいと思います。

また、当事業は住民サービスを目的とする事業であるという趣旨がございますが、それであれ

ば公共性の高い法人施設、例えば医療施設であるとか、福祉施設であるとかの導入を進めるため、工事料、加入負担金は免除になります。が、工事負担金というものは免除になっておりませんが、そういったものに関して減免をお考えになって、その普及を図り、いわば民間の力をお借りして、住民へのサービス提供を進めるということは、お考えにはないかを伺いたと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員、2つ目のお尋ねであります、地域情報通信基盤整備事業について順を追ってお答えさせていただきます。

最初の、自主放送番組の開始時期はいつごろと予定をしているかというお尋ねでございます。自主放送番組の開始時期につきましては、工事の実施時期との関係も非常に大きく、昨日の太田伸子議員の答弁でも申し上げましたけれども、幹線から加入者宅への引き込み工事につきましては、10月以降を予定をしており、この接続工事の時点から試験放送としてご覧をいただきたいと考えております。

次の、村の考える自主放送番組の内容はどのようなものであるか、また、そのための経費は年間どのくらいと見積もっているかのお尋ねでございます。自主放送番組の内容につきましては、大きく分けて、自主放送とデータ放送という2つのコンテンツがございます。

1つ目の、自主放送につきましては、事業開所当初ということもあり、村保有の映像が非常に少ないため、今後において指定管理者制度に基づく指定管理者との映像提供の調整等が必要となってくると考えておりますし、村内、村外からの映像を提供していただくという手法も検討するとともに、同時並行で各種の番組取材や企画番組等について、試験放送開始後の早い時期に自主放送として映像の提供ができるように検討中でございます。

2つ目の、データ放送につきましては、庁内情報化研究会を中心に、白馬村行政公式ホームページの内容を基本に、データ放送としてのコンテンツの洗い出しや気象情報など、自動連携による内容等を協議し、視聴者に見やすさ、使いやすさ、内容の充実が図れるようなデータ放送機構に向けて進めているのが状況でございます。

いずれにいたしましても、村の自主放送の活用方針は、1つには、自主放送やデータ放送を活用し、あらゆる情報を全村に放送することで、情報の共有化や情報公開を図るものとするものであります。

2つ目には、自主放送は白馬村独自の地域情報番組として、ニュース、イベント及び自主番組、並びに企画番組等を積極的に放送するものとするものであります。

3つ目につきましては、データ放送につきましては、村の施策と連携を図るものとする。

この3つを、3点をコンセプトに運営をしていきたいと考えております。

次に、また、そのための経費は年間どのくらいと見積もっているかのお尋ねでございますが、これにつきましては、基本的に保守関係等の施設の維持管理については、指定管理者が視聴者か

ら徴収する利用料の中で対応することとして、自主放送番組を作成するにつきましては、白馬村から年間制作委託費という支出で考えておりますけれども、この辺は指定管理者の提案の中で変動する部分もございますので、これから公募をかけてまいりますので、現時点における金額はまだご提示はできないことを、ご理解をいただきたいと思っております。

3番目のご質問であります、双方向サービスの利用の可能性についてはどのように考えているかのお尋ねでございます。具体的に、その内容と時期をお示しをしろということでございますが、これまでも何回も説明をさせていただいたところ、今回の神城地域における通信回線の整備により、今後において村が実施主体となって、双方向サービスとしてのシステム利用が可能となる、このシステムを導入する基本的な整備ができるという、可能になるということでございます。

その将来的な活用方法として、安全・安心なまちづくりとして、近年の核家族化、高齢世帯の増加に伴い、高齢者や障害者、社会的弱者が安心して暮らせる村を目指すための、地域が見守るネットワークシステム等の構築や、ICTを活用した健康増進、医療福祉の充実として、遠隔による村民の健康管理や診療が可能となり、当村でも増加傾向にある成人三大疾病の予防につながるのと同時に、医療体制の整備を確立するためのトリガーとなることも期待ができるところであります。

これらのシステム構築のための全村エリアの通信基盤整備は構築されましたが、システムを運用するためには初期投資が必要となってまいりますので、村の財政状況を勘案しながら、全町的、総合的に研究、企画をして、福祉等に対象を絞ったシステムか、あるいは全体を対象とするのかなど、今後、検討課題がいろいろあるかと考えておりますし、そうした点を総合的に勘案をし、検討をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、住民サービスを目的とする事業であるので、公共性の高い法人施設の導入を進めるために、工事料についての減免を考えたかどうかというご意見でございます。ご質問の工事料を工事負担金を解釈させていただきますと、工事負担金の考え方は、法人等の事業所については徴収することとしておりますが、特に本村にはホテル、旅館、ペンションといった営業施設の建物の名義を法人名として、これを居宅として使用している例が多く考えられることから、村の考え方としては、建物の所有地と同一の住所を有する住民がいる、このような場合については、柔軟的な対応を考えており、建物が法人等の名義であっても住宅扱いをすることにより、工事負担金が発生しない方法で住民の負担軽減を図ることについて、これまでも説明をしてきたところでございます。村内には、このようなケースに該当する社会福祉法人の施設もありますので、この場合には先ほどの説明と同様の住宅扱いといたしているところであります。

これ以外の医療法人、社会福祉法人につきましては、建築物の所有者との関係はありますが、原則として、現在の減免の規定では対象となりませんことをご理解をいただきたいと思っております。

地域情報通信基盤整備事業につきましては、以上でお答えとさせていただきたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） その双方向通信サービスに関してですが、内容に関しては、例えば安全・安心なまちづくり、地域が見守るネットワークづくり、そういったものに役立てたいということですが、時期に関しては、いつというふうにお考えになっていらっしゃるということでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） この最終目標としては、このIP告知システムにつなげていきたいというお話を、当初いたしておりましたけれども、具体的に確定をした事項でなかったために、誤解を招かないようにということで、あえて説明会ときには、このシステムの基盤整備ができるという話にとどめておりましたけれども、私の思いとしては可能な限り、このシステムまで導入をしていきたいという思いは、今でも一緒でございますけれども、ただ、再投資の額が、まだ具体的に検討をしておりますけれども、億という単位の金額の導入が必要との指導もというか、提案をいただいております。その辺の額の確定についても、当然、変動は出てまいりますけれども、数億円かかるということだけでも、村の一般財源の中から拠出をして事業導入をするということは、財政状況を改善されてきたと言えど、なかなか厳しいものがございます。

そうしたことから、もうこれから、この、こうした事業について、国・県の補助施策等が何とか出てくるのではないかなというような期待もしながら、この情報基盤整備が所期の目的が完成いたしましたしたら、引き続き、この導入に向けての具体的な検討はしていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 地域情報通信基盤整備事業が私どもに説明があったときには、最終的に、そのIP告知システムにつなげていくんだというお話、そのところが村長のお言葉としても、実は、ここが一番大事なところ、一番重要なところだと思っているというお言葉が、村長みずからの口から出ていますし、私どももそのように受けとめております。

しかしながら、ここの部分が、例えば今までの中で、再投資が必要であって、それが数億円に上って、果たして、それがいつになるのかわからないというようなお話は、最初のご説明ではいただいていないわけです。

しかしながら、例えば、私どもも、私もそうでしたが、最終的には、村としてはこういう目的に使いたいんだということを説明して、住民の方にお話をしていたりもいたします。住民の方もそこがポイントになって、じゃあ地域情報通信基盤整備事業、要するにユーテレに入りましょう、加入しましょうという、一つのポイントになっているわけなんです。そのところを最初にきちんとお示し願えなかったということ、あるいはまた、今加入、先ほども申し上げましたが、加

入のことばかりを言っていらっしゃいますが、最終的な目標に対しての、その当初の説明よりも非常に後退しているような感が否めないんです。これは住民に対して非常に失礼なお話ではないかと思います。住民はそこを求めて、福祉の部分が充実するならばということで、やっぱり加入されている方もいらっしゃるわけでありまして、例えばその福祉サービスに今後使っていくということであれば、これはユーテレに入って、加入されていない方は、この福祉サービスを受けられないということ、そういう事態も最終的には起きるわけですよ。そういったことに関しては、どのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。本来、福祉サービスというものであれば、村民すべての人が享受できるという権利を持っているはずなわけだと思うんですけども、あくまでも加入している方を対象に福祉サービスを行っていく、これは実は一番必要とされている弱者のところ、この福祉サービスが届かないかもしれないという危険性もあるわけですよ。そういったことに関して、村長はどのようにお考えになっていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員から厳しいご指摘をいただきましたけれども、私ども決して後退はしていると思っておりません。逆に、最終的な I P 告知をするんだから入れというようなことは、逆に、強圧的に加入を進めているというふうにとらえられかねないという心配も当初からしております。最初ときは、この最終目的は双方向通信による、その目的をお話をいたしました。導入に当たっての当初はそういうお話をしておりましたが、今申し上げましたように、表現の仕方によっては誤解をされることから、とりあえず地デジ対策としての、この情報基盤整備について加入をいただきたいという説明会を、各会場でやってきたつもりであります。決して、その会場で I P 告知をやるから、この制度を入れたというようなふうに篠崎議員とられたとするならば、少しお互いに層はあったのかなと、こんなふうに思いますが、施工する方の私どもとしても、当然、財政状況が許せばすぐにもやりたいわけであります。

今回の地デジ対策で、緊急経済対策事業として国が取り組みをしてくれたおかげで、総額 8 億 5,000 万円程度の総額に対して、村の負担が 1 億弱、当面 1 億弱でできるというような、大変、我々いわゆる自治体にとってはありがたい事業であると同時に、当面の目的としては、情報をお互いに共有をできる、地デジ対策に合わせて情報格差のない、情報を取れるということを大きな当面の目標とすることでご説明をいたしましたので、篠崎議員、各地区の皆さんが、双方向通信 I P 告知ができるから入るんだというふうにご理解をしている方が大半だとおっしゃれますと、ちょっと私も最終目的はそこにあるものの、すぐ来年、再来年実施をしますということは、ちょっと今の段階でお約束はいたしかねますけれども、私は決して後退をしたことというふうにはとらえておりません。積極的にやるための中で、何年先にできるかということ、今検討を始めますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 私が先ほど質問した後半の部分でありますね、加入している方でないと、もしかしたらこの福祉サービス、IP告知サービスが可能になった場合に利用ができないと。しかしながら、一番必要な弱者、例えば高齢の方であるとか、病気がちな方であるとか、そういった方で加入していない方は、このシステムが利用できない、サービスが受けられないということがあるわけです。そここのところに関してどのように将来的に思っているのか、そこをお伺いしたいです。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） ちょっと後戻りの話になりますけれども、本当は、この事業がIP告知まで一緒にできないかということ、当初は考えていたんです。ところが、今度の緊急経済対策で出された、この情報通信基盤整備事業については、そのIP告知までは対象とならない事業ということから、分けて考えざるを得なくなったということでもあります。そうした経過があったこともご承知をいただきたいと思います。

それと未加入者、特に難視聴区域の皆さん方は、また難視聴区域の皆さんの思いがあって入られた方もあります。それから、アンテナを立てれば全部視聴できるので入らないという方、それから、当面は共聴でやっていくから入らないと言われる地域、それぞれ入れられない理由をお持ちの方だと思えます。

しかし、当初のときに、このシステムは将来的にIP告知、福祉にも役立てていくんですということは、説明の中では入れてきたつもりであります。それは私の口からであります。ですから、今言ったように当面の考えとしてお入りにならない方、それぞれ事情のある方、中にはこのアナログが停波になる7月までは、今の東京波を全部見られるので、それまでは工事費が無料にならなくても見ていたいんだというようなご希望の方もるので、それぞれまちまちですけれども、事実これが整備されて次の段階に入るときには、またそれぞれの状況に応じた対応をしていかざるを得ないと、こんなふうに考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は、答弁を含めてあと16分です。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） いずれにしても、この事業には約9億前後という、非常に巨額の資金が入っているわけです。例え村の負担が少ないといっても、これは国民全体の税金から賄われているということ、あるいは今後においても当然ランニングコストも生じるわけですし、それが利用料金で賄えるのか、いつまでこの利用料金というものが延々と続くのかと考えると、将来的にも非常に自分たちの次世代に対しても、非常に負担の大きな事業となるわけです。

ですから、それにつけても住民が希望する本当のサービスというものから、ぜひ後退しないように今後の方針を考えて、ぜひ有効な利用、有効な先行きというものをきちんとお示しいただい

て、事業を進めていただきたいと要望いたします。

それでは、時間の関係がございますので、次の観光局についてお伺いをいたします。

当村における今冬の観光客、入り込み状況が明らかになりましたが、94万8,000人、昨年比13.3%減という非常に厳しいものでございました。そんな中、過日、観光局の総会が行われたということでございますが、非常に紛糾したという様子は、多くの村民が漏れ聞いているところ、知るところでございます。今や観光局と社員、村民の信頼関係ということは、なかなか見ることができないようにも感じてしまいます。逆に言えば、もともと信頼関係というものが、もう構築されてきたのかさえも、私どもから見ると非常に懐疑的であると思います。

村長が、その公約におかれまして観光局の見直しを挙げて以来、村民、特に観光関連業者の観光局に対する期待は小さいものではなかったと思います。こういう時代でございますから、当然のことであると思います。しかしながら、現在の観光局に対しては、決して期待どおりに動いている、やってくれているという言葉は、なかなか村の中では聞かれません。しかも、本年度は村から1億円を超える負担金が観光局に拠出されています。

そこで、以下についてお伺いをいたします。

村から観光局への負担金について。例えば村民の中には、昨年比3,000万円増の1億100万円が観光局に出ているということすら知らない方も大勢いらっしゃるわけなんです。その使途内容というものを、村民に明らかにするべきではないかと思われませんが、いかがでありましょうか。

次に、観光局が現場とはかけ離れているという声がたくさんあり、極端なご意見としては、もう観光局はいらないというものまでもお伺いすることがたまにあります。それについては、なぜ、どのようにお考えになるか、今申しましたが、なぜ、そのような意見が出るようになってしまったと思われるか。また、観光局には構成する社員の方がいらっしゃるわけですが、その社員の方の意向をどのように酌み取り、社員の方とどのように協働を図っているのかをお示し願いたいと思います。

また最後に、村長公約におけるこの4年間の観光局の見直しの結果は、この現実の状況を受けて、実際どのようなものであったかと、どのようなものであったととらえていらっしゃるか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員、最後のご質問である観光局についてのお尋ねでございます。

お答えする前に、一言申し上げさせていただきますけれども、この観光局については、昨日も何人かの方からお尋ねをいただきました。それなりに答弁をさせていただきましたけれども、今、この白馬村、観光が唯一の基幹産業として、それぞれ取り組んできた今までの経過を踏まえるとともに、今の世界経済、日本経済、そしてさらに政治状況をかながみたときに、大変景気は

低迷をし、そして政策的なことも不透明な状況になっております。こうしたことにより、この観光で生きる白馬村への来場者数、特に冬の観光客は、初めて今シーズン100万人を割ったと、こういう状況になってきましたけれども、冬のスキー人口の減少は、オリンピックを開催をした翌年から、もう既に今日まで続いているという、大変厳しい状況が続いているわけであります。

そうした長い不況の中であって、いよいよ、この観光関連の皆様方の現状が一段と厳しくなってきた、そうした思いが、ある意味では不満を持ち、観光局へのいろいろなご批判にもつながっていると、こんなふうにも思っておりますし、裏を返せば、私は観光局に期待する部分も大変大きいものがあるのではなかろうかと、こんな思いと、私自身も観光で業務に携わった経験から、何としても元気のある白馬村をつくりたいと、こんな思いを立候補当初から持っております。

そうしたことを実現をしていくために、当時観光局の現状を見たこと、その状況については、昨日詳しくお話をさせていただきましたけれども、局長が不在であったというようなこと、そしてまた設立当時は財政状況も厳しいというようなことから、大半が企業からの出向社員で観光局の運営をしていたというようなこと、直接行政の職員が観光局の実務に携わったというような実務実態がないことも、非常に景気がよかったからこそ、その体制が許されてきたんだと、こんなふうに思っていたことから、この組織の見直しから始めなければいけないということで、私になってから観光局長、そして次長、この3名体制が観光局の執行責任者という位置づけで、その下にいる職員たちも、それぞれ仕事の分担を明確にしながら、仕事の透明性と、そして企画事業の実現に向けて風通しのいい仕組みにしたつもりでございます。

この仕組み等についても、私の独断でしたわけではなくて、理事会の皆さん方と協議をしながら、そしてまた、そこへ行くための事前準備を慎重にしながら、最終的に今の組織が立ち上がったのが、20年の6月だというふうに記憶をいたしております。

それ以後、理事会の承認を得て、外部から局長を招き、1年半かけて本来の白馬村の観光のあり方、将来を目指す展望、そういうものをベースづくりをしながら、具体的なプロモーションをしていくための企画、立案もいたしました。そうしたことを踏まえて、今年平成22年度の予算を編成したわけであります。

確かに総額でいえば、多額な予算を、1億円を超える予算になったわけでありますけれども、組織見直しの中で、たまたま村から出向をしていました局長が、また異動によりこちらへ戻ったということから、新たな人件費の計上をしなければならない。それから、今まで臨時としていた臨時職員を常勤の職員にした、プロパーを採用したというようなことで、局の人的体制を整えるためにも、その費用が入っているわけでございます。なぜ、プロパーを育てなければいけないか。

第2番（篠崎久美子君） 議長、すみません。

村長（太田紘熙君） 長いですか、前置きが。

第2番（篠崎久美子君） 議長、すみません。質問にお答えいただけないでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を続けてください。

村長（太田紘熙君） 今の。

議長（下川正剛君） 村長、簡潔に。

村長（太田紘熙君） はい。観光局の見直しの結果ということ踏まえながら、お話をしているつもりであります。そうしたことから、省かせていただきますけれども、観光局の組織としての充実私は十分できたと、このように思っております。

ただ、すべて局は人が、人的なマンパワーを必要とするところでありますので、その取り組みと、また改善する等は、今後についても当然出てくることでもありますので、引き続き、その体制の見直しについては進めていきたいと、このように思っているところでございます。体制の見直しについての結果は、以上でお答えとさせていただきたいと思えます。

議長（下川正剛君） 篠崎議員の質問時間は、答弁を含めてあと5分です。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 今4年間の結果についてというご答弁でありましたが、端的に私は、その村からの負担金について、1億100万円というお金が、昨年より3,100万円増額されて出ているわけです。ここの部分について、やはりその使途内容というものを明らかにしていただけないかということなんです。

と言いますのは、今年度、私の手元に、この間の社員総会の資料というものをちょうだいしてございますが、事業費のうち、観光宣伝事業に使うと言われた3,100万増額したわけなんです。予算として事業費のうちパンフレット事業、情報提供事業、宣伝販促事業、新規事業、これらを合わせても約2,300万円なんです。そうすると3,000万、私どもに3,000万の増額要求がきたときには、これは観光宣伝販促費、あるいは、それらに伴う諸経費について3,000万増額するというのに、実際は2,300万なんです。そうすると残りの700万はどこに行っているのか。

また、局長の給与が、報酬が4月から実質上がっているということなんですけれども、例えば最初の公募の時点では5月末まで契約があったわけなんです。最初の報酬のままであったわけなんです。この4月、5月から2カ月間上がっているということは、その部分を本来ならば出さなくてもよかった部分が出ているのではないかと。これはやはり税金に対しての考え方が緩いんだと思います、感覚として。

例えば定時社員総会のこの資料でございますが、予算書はこのように出てきます。決算に関しては、確かにこれは決まっておりますので、損益計算書、こういった形で出てきておりますが、この予算に対して、1枚のほかの別の資料でも結構ですが、予算に対して決算がどれぐらいあったかというものを、やはり示していただくこと、これが必要であると思えますし、これが社員の理解を得ることになりますし、村民に対しても、こういうことに関して、端的にプラスマイナス

があったんだと、もっとわかりやすく示していただかないと、憶測を呼ぶようなお金の使い方を
していて、今回は例えば3,000万増額になったわけなんです、今後社員も減る、あるいは
事業費が増えていく、そうすると、なし崩し的に村からの負担金が増えていくのではないかと、
みんな思っているわけです。

しかしながら、その効果はどこにあるのかということです。例えばBE-PAL、MOOKに
1,500万使ったとしたら、目標設定はどこにされているのか、具体的に数字として観光客が
どれくらいパーセンテージで上がるのか、あるいは波及効果としては何年間まで見越しているの
か、だから1,500万使いますという言葉がどこにもないです。これは、観光局を構成されて
いる社員の方にはご説明はされているのでしょうか。お伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長、簡潔に。

村長（太田紘熙君） ご質問の趣旨は十分わかります。総会の席に提出をした、一応、形にはまっ
た決算書では数字はわからないというお言葉をいただいたことにつきましては、もう早速、局の
方にも決算書に基づいた数字を会員全員にお知らせをする、そういう手はずをとりました。

そして、さらに観光への宣伝に要した費用の投資効果がどうあるか、具体的に、その結果が推
量できるようなふうにしなければいけないというご指摘をいただきました。可能な限り私どもも、
その線にのっとった取り組みをしているつもりでございます。また一事業事業についてのご説明
が出きる機会があれば、我々も説明できる資料をそろえながら、計画立案に至ったことを、また
議会の皆さん方にもお知らせをしていきたいと、こんなふうに思っています。

それから、際限なく村費を使うのではないかとのご懸念がございましたけれども、そのこと
については、ぜひ誤解をしていただきたくないと思いますけれども、私自身がそういう思いで、
とにかく財源の足りない部分を村費に頼るということではなくて、何とか今の局の体制の中で、
自主事業としての財源確保も当然考えていくべきだということで、そっちにも力を入れるよう
にしているところでございます。今後、この観光局も長く会員に信頼される、そして村の活性化に
つながるための観光局というふうに位置づけて、その充実を図っていききたいと、こんなふう
に考えておりますので、また議員からもぜひ前向きなご意見、ご提言をいただければ、局としての声
を反映していきたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 質問時間が終了をいたしましたので、第2番篠崎議員久美子議員の一般質問を終
結をいたします。

次に、第12番小林英雄議員の一般質問を許します。小林英雄議員。

第12番（小林英雄君） 12番小林英雄です。冒頭に申し上げます。

太田村長が就任されて早4年が過ぎようとしております。私は、この4年間に大変大きな出来
事と言ってよろしいかと思えます。その1つは、ごみ処理施設建設の問題、俗にごみ問題、飯森

の候補地なども含めたごみ問題であります。早いもので満3年が経過いたしております。

そして、今1つは、これからただいまから質問させていただきます融雪剤の問題であります。それにまつわる一連の事件であります。あえて事件と申しておきます。これは、昨年12月の29日読売報道に端を発しまして、こちらの方は早半年が経過をしております。今回質問させていただきます、まず凍結防止剤、融雪剤の問題につきまして、融雪剤購入問題の実効ある改善策に向けと題しまして、これが質問事項の1つであります。

そして、2つ目はごみ処理施設建設候補地と白馬村のごみ減量計画についてと、大きな項目は、この2つでございます。

この融雪剤の問題でありますけれども、ちょうど今の季節、緑が一段と濃くなっているまさにグリーンシーズン到来の時期に、融雪剤の問題を取り上げなければならないのは、ちょっと悲しい気がいたしますけれども、よろしくお答えをいただきたいと思います。

私は、今回のような事件の再発防止には、全容解明と問題点の把握は欠かせないと考えております。その観点から、私どもは4項目の公開質問を行いました。これは3月31日でございます。村長からは4月の12日に回答をいただきました。私の質問に対しては、全く理解していないか、軽視する回答になっているように思われます。この回答では、再発防止どころか再発推進になりかねない、こういう内容ではないかと私は思っております。

そこで、今回、特に2つの点について解明を求めます。きわめて簡単で、さまざま質問したい事項はたくさんあるんですけれども、今回は1月8日に第1回目の公開質問状、この融雪剤の問題ですね。公開質問状を出させていただいて、2度目、3月31日に2度目の公開質問状を出させていただいた、その結果でありますけれども、山田工務店が発注したのと異なる成分の商品が届いたのに気づかず納品したと言っていることについて、山田工務店に対して、その原因について報告を求めているとのことですが、報告はあったかどうか、これだけです。あったとすれば、どういう内容の報告で、また、その報告については、村民に公表すべきだと思いますがいかがですかと。つまり報告があったかどうかということですね。

2点目は、山田工務店との契約書によれば、2トン車で納品はトン当たり3,500円、4トン車、10トン車の場合はトン当たり3万4,500円、3万5,000円に対して4トン車、10トン車の場合はトン当たり3万4,500円と単価に違いがあります。山田工務店は10トン、8トンの納品も2トン車で納品したことになっていて、高い単価で請求をされています。山田工務店は、2トン車でないと納品が困難だと言っている。これは3月18日の全員協議会、そのときに、そう説明をされています。納品が困難だと言っているそうです。納品先に行って、真意を確認されましたかと、この2点であります。

もう実に単純な質問ですので、簡潔にお答えをいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。村長、質問に対して簡潔にお願いいたします。

村長（太田紘熙君） 簡潔にお答えをさせていただきます。簡潔にお答えする前に、実効ある改善策に向けてというご質問であります。これについては、この問題が起こったことについては、契約するときから、もう既に手続的に間違っただけで、こうした問題につながったということは、本当に長として申しわけなく思っております。

その後の経過、今お尋ねになられた2つについては担当課長が担当しておりました。報告も受けておりますけれども、私の表現にまた誤解を招くこともあろうかと思っておりますので、経過については担当課長から説明をさせていただきますけれども、今後に向けては、今申し上げましたように、手続上の問題を含め、納品の確認、製品の確定、そういうものをきちっと書面、仕様書にうたい込みながら、透明性を高めていきたいと、間違いなく改善をされるというふうを考えておりますので、私の方からはそういうことで答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） では、私の方から2点についてお答えをいたします。

まず、違う凍結防止剤が納入されたという報告があったかという点です。5月10日に報告がありました。その概要につきましては、韓国のジェイマ社を通じて、受託製造元である中国チャングー社に何回も照会をしましたが、明確な回答がなく、最後にはコンテナ、積み込み時に塩化マグネシウムと間違えたのではないかという回答があったが、原因は明確でなかったというものでございます。

なお、なぜ違った製品が納入されたかという点の解明については、中国へいく必要があること、毒入りギョーザ事件に2年以上要したこと、これらを考えれば、小さな村が調査をして、その原因を解明することは困難なことだというふうを考えております。

2点目の、納品した車種を納品先に確認したのかという点です。凍結防止剤の散布を受注した会社と山田工務店に対して聞いてございます。クレーンのついたトラックで、積載できる荷物の重量が2.7トン前後の車で運搬したということを確認しております。また、500キロ詰めの袋を運搬するということから、自社で所有するクレーンのついたトラックが、積載量4トン未満であるということで、2トン車の価格で見積もりを提出したということも聞いております。結果としての考え方となってしまいますが、運搬回数というのは減少します。ですが、車両価格が高額となるということを考えれば、2トン車での支払いが妥当であったと思います。

なお、見積書の提出を2トン、4トン、10トンという3種類でお願いをしましたが、その中間車種、例えば2.5積み、3トン積みというものもございます。そういう取り扱いについて明示をしなかったということは、大きな反省点だというふうに思っております。この件に関しましても、先ほど村長申し上げましたように、仕様書を作成しなかったことですか、見積もり依頼では運搬費用を含むとだけ記載をし、2トン、4トン、10トンという区分けでお願いをしたと

ということについても、この凍結防止剤の購入に当たっては安易さがあったというふうに反省をしております。

今後については、納品状況の写真提出ですとか、担当職員が立ち会うこと、これらも含めて、どのようにして納品数量や運搬車両等の確認をするかという方法を検討して、実行してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） 公開質問状でね、この3月31日に出しているわけですよ。それで、私がおね、非常にね、腑に落ちないというか、不誠実という言葉を使わせていただきますけれどね、こんな単純なことが、何でこんなにかかっちゃうんですか。今、課長は5月10日と言われておりますけれども、村長いかがですか。何でもないことじゃないですか。報告を求めていますと、そういうことを言われてね、今度は5月10日に、こういうね、今課長が言われたようなこと、もう本当に、それこそもうこういうことはね、2度と起きないようにと、先日の村長の冒頭のあいさつでもありましたように、本当にまじめに解明しようという努力されているのかどうか、それは非常にこう疑問に思います。

それから、何でね、こんな簡単なこと、報告を求めていますと言っておきながら、5月10日まで何でかかるんですか。それが1つとね、それから、やはりこの問題は、そういうことであればね、報告があったということですから、どういう経緯だったのか、これは村民にね、経過説明は必要じゃないかと思っておりますけれども、その点はいかがでしょう。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。今、小林議員おっしゃられたことを、最後の結末という最終版を、村民の皆さんにお知らせすることは当然必要だと思っております。それはやるつもりでありますし、小林議員ご指摘の、こんな簡単なことと言われることもよくわかります。

ただ、私としてはこの反省を踏まえながら、来シーズンに向けて、こういう問題が絶対起きないような方法をとるにはどうするかということは、大きな今後の課題だと思っておりますが、しかし、今申し上げましたように、きちんとした手続、そして、だれでもがわかる手法をとれば、こうした問題は2度と起こらないと、こんなふうに確信をしております。ぜひ、この次のシーズンへの対応を見守ってほしいと、こんなふうに思います。

担当課としても、担当課なりに、それぞれの思いで反省をし、今まで原因の究明については、それなりに努力をしてきたと思っておりますが、一方、その答えを受け取る方とすれば、何でこんなに時間がかかったんだというところへも、当然行くわけであります。そのことも含めながら、今後に向けては間違いのない改善策をとってまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はございませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） ご答弁をいただきましたけれども、当然のことだと思います。公表をね、ぜひ、私たちは公開質問状を2度出しております。今回の、この6月議会での、この融雪剤の質問いかんによっては、また第3回、第4回と公開質問状を出さなきゃならないようなことにならないようにと、そういう気持ちも、今ひそかに思っておりますので、残念な結果に終わらないようにしたいと思っております。

これも課長から、先ほどその納入先の問題、2トン車の問題ですね、2トン車で納入したと、この問題なんですけれども、ちょっと確認させていただきたいんですけれども、この単価が違う問題も、これも非常に大きいんですけれども、私も白馬ソイルさんと、納品先はソイルさんと田中建設さんですね、それちょっと確認させていただきますけれど。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） そのとおりでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はございませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） 私もあの場所へ実際に何度か通ったり、あるいはお尋ねもしたりしているんですけれども、2トン車で、先ほど言われた車種でなければ運べないということは絶対にあり得ないんですね。そここのところで私はちょっと不誠実だなと思うんですよ、単価が違うわけですからね。何で安い単価で済むわけですから、2トン車でなければという、そういうことはこれは通らないんじゃないかと思っておりますけれども、その点ちょっと、もう一回ご答弁をいただきたいと思えます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科建設水道課長。

建設水道課長（倉科宜秀君） 納品先の会社の方からは、10トン車という車種で搬入することは可能だということを聞いております。ですが、山田工務店さんの方では、その10トン車という車種については持ち合わせがないんだということで、自社の所有している2.7トン前後のクレーンのついたトラックで運搬をしたというふうに聞いてございます。村の方でも、10トン車で必ず運びなさい、4トン車で運びなさいという指示は出してございません。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はございませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） これ押し問答になっちゃって、いつまでたっても終わらないんですけれども、これ今回ね、質問事項として本当に2つだけなんですよね。報告があったかどうかということと、それから納品先ですね、2トン車で納品、4トン車、10トン車とこうあって、単価が違うと、それで結果として今課長が言われたようなお答えだったわけです。

ほかにもね、この融雪剤の問題、いろいろご質問したいことはいっぱいあるんですけれども、そのうちから今回は、もう本当に単純明快な質問で、それこそ単純明快にお答えをしていただければそれでいいと、そんな心づもりでございました。

ちょっと参考までにですね、これはしゃべらせていただきたいんですけども、読ませていただきます。私どもの組織の、組織といいますか、私どもの組織の後援会の新聞なんですけれども、ちょっと参考までにこれ融雪剤と深くかかわっておりますので、読ませていただきます。

タイトルは、「雪は消えても融雪剤事件は消えない」という、そういうタイトルなんです。それで、広報はくば4月号別冊として、「凍結防止剤の購入に関する経過について」という文章が配られました。「今回問題になったこと、再発防止の取り組み等をお知らせいたします。」ということですね。「今回問題になった重要な部分が依然として回答していません。それは山田工務店がなぜCタイプでないものを納品したのか、その原因と経過が明らかになっていないことです。山田工務店が有機酸が含まれていないことは驚いている。」マスコミ報道ですね。「それなら、契約の履行について不正な行為で契約解除、指名停止処分を受けた汚名を挽回するためにも、原因を調査し、村へ報告、発表すべきですが、今のところ村への報告もないようです。納品されたものを分析した結果は、いずれもCタイプではありませんでした。それにもかかわらず、広報はくば3月号では、塩化マグネシウム99%の製品があった、4月号の別冊では、Cタイプではないものがあったと、Cタイプでないものは一部であるような表現になっています。一部が紛れ込んだのか、全部がそうなのかは大きな問題ではないでしょうか。ある場所に残っていた、Green SR-100を見ましたが」写真が入っています。「これがCタイプなのかAタイプなのか、その他のタイプなのか見分けが付きません。雪がとけても疑問は解けません。」これは参考までに、こんなことが融雪剤にかかわる村民の関心の高さを示すものとして、すみませんけれども、ちょっと紹介をさせていただきました。

今までの経過、まだこれからね、私どもが3回、4回と公開質問状を出すかどうかは別として、少なくとも今までの経過ね、やはり私のところへも融雪剤のことについて、本当にこの半年間という間に季節にかかわらずですね、本当はどうだったんですかという、そういうお尋ねがたくさんあるんですよ。それは私たちはご存じかと思えますけれど、全戸配布で公開質問状の結果、あるいは、それに対する受け答え、問い答え、問い答えという形で、必ず村民にはお知らせするという、そういうシステムをとっておりますので、どうかその行政の方でもですね、この問題はね、私はあえて最初から事件というふうに呼んでいるんですけども、村長や副村長が減給100分の10、2カ月間、山田工務店については指名停止2カ月というような処分が下っているわけですね。それから職員の皆さんの方も3名の厳重注意ですとか、あるいは減給処分があったと。

こういうのは、もう本当にはっきり言って不祥事なわけですよ。こういうことがね、本当にもうこれから起きないと、そういう確信をね、私もぜひ、先ほども村長がそういうふうに言われておりましたので、大いに期待はしたいところなんですけれども、これだけね、やっぱり何だかんだ言って、こんなことが起きちゃいけないわけですよ。

ですから、それをまだ終わっていないと、先ほども言われていたので、ぜひね公表、もうでき

るだけ本当はどうだったのかということをおね、2月号や3月号の広報はくばだけではね、やっぱり不十分ですよ。それから2月であれだけの、約一面を通じてね、1ページを費やして経過がされて、それが翌日にはすぐに、やああれは違っていたと、そうなる融雪剤にかかわる問題では、例えば読売の報道、読売には私は謝らなきゃいけないと思いますよ、やっぱりあそこまで180度転換したわけですからね。違っちゃったわけですから。そういうようなことも含めてね、やっぱりこの融雪剤の問題というのはね、かなり関心が高いんですよ。そして、もうすぐまたシーズンが来ますしね、具体的な形で、もう本当にもう2度とこういうことが起きないようにするための本当に抜本的な対策が、ぜひとっていただくようにさせていただきたいと思います。

それからですね、やっぱりまだ先ほどは、その外国の話なんかはされていましてけれども、こういうことも村民の皆さんね、かなり知りたがっている村民の皆さんたくさんいるんでね、こんな広報の1ページぐらいでね、そういうんじゃなくて、もうそれこそ別枠でね、少なくともどんどんどんどん経過説明ぐらいは出していくのがね、本当にそれが誠意のある対応だと私は思います。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。ごみ処理施設建設候補地と白馬村の減量計画についてということでございます。

ごみ処理広域化の飯森候補地問題では、情報公開不足と民意が軽視されているという大きな問題がありました。その点で新たに発足して活動を続けているごみ処理広域化検討委員会と、観光課を中心に取り組まれているごみ減量懇話会の任務には、大変重いものがあると考えます。これらに関連して、2つほどお尋ねをいたします。

検討委員会が募った自治体推薦の候補地はいくつ、どういう基準で選んで提出をしましたかと、それが1つです。

それから、白馬村におけるごみ減量化について、今どう考えていらっしゃるか。

この2点について簡潔なご答弁をお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 2つ目のご質問であります、ごみ処理施設建設候補地と白馬村ごみ減量計画についてのお尋ねでございます。

最初のご質問の、検討委員会が募った自治体推薦の候補地はいくつ、どういう基準でというご質問でありますけれども、白馬村は自治体推薦はしておりません。簡単ですが、このことでお答えとさせていただきたいと思います。

次の、減量化についてどう考えているかというご質問ですが、飯森を候補地とした広域化の議論を通じて、3市村ともこれを共通の課題としてとらえ、ともに懇話会を設置をして議論をしていることは、ご存じのとおりでございます。次の新施設計画に当たっては、その施設規模を決める上でも、3市村がそれぞれのどのくらいの減量化を図れるか、その目標値を1つの根拠としてい

くことになるものと考えております。

しかしながら、実際、減量化は一朝一夕で片づく問題ではなく、パートナーとなる大町市に比べて意識が低いことは紛れもない事実でございます。懇話会の中でも、結局、画期的に減らす方法などはなく、地道な取り組みの積み重ねによって、徐々に村民意識を高めていくしかないというのが参加者の共通の認識となっております。

しかし、環境課では懇話会の中から出たアイデア、あるいは課内で話し合ったアイデアで、実行に移せることはすぐに実行しようということで、4月以降、さまざまな取り組みを行っており、さらにこれに連動して、清掃センターの料金値上げと分別指導員の配置を行ってきた成果が早速数字上にあらわれてきており、センターの4月の直接持ち込み料は9.4%減少、中間処理施設への白馬村から出たリサイクル物量は、各品目とも軒並み増加をしております。この傾向が今後も続いていくよう、引き続いての取り組みを進めてまいりたいと存じます。

具体的な内容について必要でしたら、担当課長からお答えをいたしますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） 推薦はしていないという、これはそういうお答えでした。この減量化計画なんですけれども、これ環境課長でも結構だと思うんですけども、白馬村はですね、関連質問になりますけれども、白馬村のごみ減量計画ですね、何をいつまでに、どれくらい、どのような方法で減らす、そういう具体的な考え方というのはお持ちでしょうか。もし、今現在何か具体的な計画がおありのようでしたら、このごみ減量化計画、これはもう喫緊の課題なんで、ぜひお話をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） 白馬村のごみ減量化計画について、具体的は考えを持っているかというご質問でございます。このことにつきましては、広域の方で今開催しているところの検討委員会の方でも、広域化計画の見直しを進めておまして、さまざまな数値をただいま求められてきております。検討委員会の役目の中でも、ごみの減量目標というものを設定していくために、広域化計画の見直しの中で、それを進めていくということでございます。

まだ、そういったことで検討委員会の方からは、具体的にどのような数字を求められてくるのか、まだ指示がございませんが、我々としましては、ある目標を持っていく必要があるということで、環境課で一応、今考えているところをお知らせいたしますけれども、目標としているところの平成26年の、平成19年対比で18%の減量化を目標としたいというような数字ははじき出しているところでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） いろいろな先進地例と言いますかね、それが課長の方も当然いろいろな

ところの事例なんか、いろいろなデータとか、資料をお持ちだと思うんですけども、もう進んでいるところはね、もう本当に具体的な計画に沿ってね、それこそ村民というか、住民というか、もう一体となって、そういう減量化計画というのに邁進しているといえますか、そういうところがもうどんどん増えて、もっと基本的なことを言えば、もう燃やす時代ではないというような、最初に根本的なね、そういう理念を持ちながら、基本的にそういう考え方を据えた形で、減量計画というのはどんどんどんどん先進地では進められています。これは何も日本だけではありません。

それではですね、ちょっとまだ、この問題ね、もっとびしっとしたお答えをいただきましたかと思うんですけども、これも今現在、先ほどのお話のとおりだとすれば、これ以上お尋ねしても致し方ないと思います。

ちょっと別なところでですね、生ごみの堆肥化について、行政として具体的に堆肥化センターをつくる、つくらないかとよく言われている方がたくさんいるんですけども、行政として具体的に堆肥化センターをつくる、そういう考えはございませんでしょうか。ちょっとお答えいただければありがたいです。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） このごみの堆肥化について、処理場建設の説明会をしてくる中で、いろいろご意見としてお聞きをいたしました。そうしたご意見も踏まえながら、実はS P F豚のところで堆肥化をしているものと、何とか連動ができないかというようなことで、お話をしてきた経過がございます。

しかしながら、議員もご承知のように、臭気の問題が大きく取り上げられてまいりました。そうしたことから、この生ごみをその施設の中へ持ち込むという具体的な話が、途中で今中断をしております。今後に向けて、この臭気対策は、できればそうしたところへ、施設で堆肥化ができることが一番好ましいと、こんなふうにも考えているところでございます。そうした施設のあるところへ、また行政として、新たな堆肥化センターと申しますか、そういう施設をつくることも、二重な投資になりはしないかと、そんなことを考えながらも、今、具体的に討議ができる日が来ればと、こんなふうに思っているところが今の実情でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員の質問時間は、答弁を含めて21分です。小林議員。

第12番（小林英雄君） それでは、また課長でも村長でもどちらでも結構でございますので、お答えをいただければありがたいんですが、ご存じのとおり、ご存じのとおりと言いますかね、観光客の皆さんに対して、ごみの減量を、ごみの削減を何とかね、今ごみの問題、大変な問題を白馬村も抱えているわけですから、その観光客に対してね、ごみの削減を求めるような、そういうアイデアをもしお持ちでしたら、お聞かせいただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

議長（下川正剛君） 丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） 今、環境課では4月以降、ごみ減量化に向けてさまざまな取り組みを行っているところでございます。観光客につきましては、観光客自身も、それぞれの住んでいる自治体では、ごみの分別というようなものを行っていると思いますし、また、白馬村へ向かう途中で、高速道路のサービスエリアがあったり、コンビニエンスストアに寄ったりする、そういうところでごみ箱が分別されていれば、わざわざそれを無視して、一緒くたに捨てるというようなことはしないわけでございまして、そういったことから、各宿でもごみ箱を分けて設置してあれば、それに対して観光客は協力してくれるのではないかという考えのもと、ごみ分別ステッカーというものを作成いたしました。

また観光客に、そういったようなごみの減量化を、白馬村はしているんですよというようなことをわかっていただくために、客室用のリーフレットというようなものも作成しております。このことにつきましては、また来週のごみ処理特別委員会の中で、実際つくったものをお見せできると思いますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第12番（小林英雄君） 先ほど冒頭に、村長が村長に就任されて4年が経過したと、そういう話をさせていただきました。それで繰り返しになりますけれども、この4年間、私はやはり、このごみ処理施設建設の問題と、この融雪剤の問題というのは、私はもっともっといろいろな、例えば教育の問題ですとか、福祉全般にかかわる問題ですとか、そういうことをいろいろ質問させていただきたい、そういうつもりで、そういう気でおりましたんですが、やはりこの4年間振り返ってですね、特に、その中でもごみ処理施設の問題というのは、この3年間、3年が優にたとうとしているわけですが、村長もご存じのとおり、まず情報公開の不徹底から署名運動が起きました。そしてアンケートも、実際にアンケート調査を実施した。それから、ついでに申し上げますけれども、役場周辺を取り巻くデモ行進も行われた。それから、このごみ問題については、特に最大の皆さん関心事であって、大変関心も高く、およそ反対賛成の問題は別として、これに要した村民の時間、それから費用ですね、膨大な費用がかかっています。それで、これもいつに簡単に情報開示とか、情報公開とかと、我々簡単に言うてしまうんですけども、もうこれで検討委員会が、また何度か開かれると思うんですけども、ごみの減量化ということが、今回は1つのテーマになっておりますので、それももちろん含めた形で、この村長の、あれだけ飯森以来のごみ問題、本当に、ああこれでよかったと、これだったら村民だれもが安心できる、そして、納得がいく、そういう形のものをつくり上げなければいけない。そのために、この間の村長のごあいさつにもありましたけれども、とにかく、この3年間たってまだ決着を見ない、このごみ処理施設建設問題、減量化も含めてですけども、絶対に、ああいう飯森のような、ああいう不手際は今後起きないような形で、ぜひ推進していただきたいと思います、その先頭に立っていただ

きたいと思うわけです。

そういう意味で繰り返しますけれども、あの飯森の問題は、本当に情報公開が不徹底だったために起きた、もうこれがすべてなんですね。ですから、あの教訓を十二分に生かして、村民の皆さんが納得できるよう、村民すべてが納得できるような形のごみ問題の解決を、ぜひお願いしたいと思うんです。

私はもう何も申しませんが、この3年ですよ、非常にもったいなかったというふうに私は思います。そこへ融雪剤の問題なんかが入っちゃいましたから、余計もったいないと思うんですけれども、最後に村長のこの4年間を振り返っていただいても結構ですけれども、とりわけ、このごみ問題に対する強い決意表明という言葉でも結構ですから、決意表明でも結構ですから、もう二度と飯森は起こさない、そういう決意表明を、ぜひ最後にいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（下川正剛君） 小林議員、このことについては通告がしてございませませんが、村長、答弁の中で、できれば答弁をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。今、議員ご指摘のように、この4年間を振り返ってみますと、大変ごみ問題に要した時間は、大変大きかったと、当然自分でも感じております。同時に、この、こうした結果になったことについて、私自身も大いに反省もしておりますと同時に、この広域でごみ処理施設をしようという、当初からの出発から、村民との理解が得られていなかったということで、非常に残念に思うと同時に、行政の進め方についても、大いに反省をいたしているところであります。

今後の建設に向けては、検討委員会で、それぞれ大勢の公募による方も含めた専門的な知識をお持ちの方の検討委員会で検討をされております。近々、その候補地の発表もされると思いますけれども、どこになろうとも、この3年間に費やしたむだな時間を教訓として、二度と誤らないような形で、新たなごみ処理場建設ができるように精いっぱい取り組みをしていきたいと、こんな思いを強くしているところであります。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 小林議員の質問時間は、答弁を含めてあと11分です。質問はありませんか。
第12番（小林英雄君） ありません。

議長（下川正剛君） 質問がありませんので、第12番小林英雄議員の一般質問を終結をいたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結をいたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は終了をいたしました。

ただいまから定例会日程表を配布いたしますので、お願いをいたします。

配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) お諮りをいたします。明日から6月16日までの間を休会とし、その間、ただいまお手元に配布をいたしました定例会日程表のとおり各委員会等を行い、6月17日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、明日から6月16日までの間を休会とし、その間、各委員会等を行い、6月17日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦勞さまでございました。

散会 午前11時54分

平成22年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成22年6月17日（木）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

平成22年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成22年6月17日（木）

（第4日目）

追 加 日 程

日程第 2 議案第37号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第2号）

日程第 3 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 4 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

平成22年第2回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成22年6月17日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	田 中 榮 一
第2番	篠 崎 久美子	第10番	渡 辺 俊 夫
第3番	太 田 伸 子	第11番	高 橋 賢 一
第5番	太 田 修	第12番	小 林 英 雄
第6番	松 沢 貞 一	第13番	太 谷 正 治
第7番	柏 原 良 章	第14番	下 川 正 剛

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	松 澤 衛
観 光 農 政 課 長	篠 崎 孔 一	建 設 水 道 課 長	倉 科 宜 秀
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	山 岸 俊 幸		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 追加議案審議

議案第37号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第37号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第2号）

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。

これより平成22年第2回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付をしてあります資料のとおりです。

なお、日中暑くなりましたら、適宜、上着の着脱を許します。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（下川正剛君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査の結果の報告を求めます。

お諮りをいたします。議案第35号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、分割審査をいただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、常任委員長報告の終了後に、討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第6番松沢貞一総務社会委員長。

総務社会委員長（松沢貞一君） 平成22年第2回白馬村議会定例会総務社会委員会の審査報告を申し上げます。

本定例会において、総務社会委員会に付託されました議案3件、陳情2件につきまして、審査の概要及び結果をご報告いたします。

1、議案第33号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、概要は、育児休業制度、民間育児介護休業法等の改正に伴い、職員が3歳未満の子を養育するために請求した休暇の場合には、職務が著しく困難な場合を除き、第5条に規定する勤務をさせてはならない旨の規定を新設するものでございます。

質疑は特になく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

2、議案第34号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、概要は、育児休業制度、民間育児・介護休業法等の改正に伴い、職員の配偶者の就業の有無や、育児休業の取得の有無の状況にかかわらず、職員が育児休業を取得できる条項の整備と、この出

生の日から一定期間内、産後8週間に育児休業を取得した職員については、再度育児休業を取得できる規定の整備と、育児休業及び育児短時間勤務することができない職員に関する条文の整備と、条項のずれの整備によるものでございます。

質疑において、1、職員が育児休業をとった場合、その仕事は臨時職員を雇いカバーするのか、その臨時職員はいつも依頼するような人を抱えているのかという質問があり、行政側より、基本的には臨時職員を雇う。臨時職員は公募するので、いつも依頼する人を抱えているわけではない。ただし資格が必要な場合は、そのことを条件としているという答弁がございました。

2、育児短時間勤務の場合、時間はどうなるのかという質問があり、小学校就学までの間、子供を養育する場合、希望する日及び時間帯において勤務時間を割り振って勤務することができる。具体的には、月曜から金曜までの1日8時間の中で、1日につき8時間の10分の1時間以上勤務することができるという答弁がございました。

3、育児休業をとった場合、安易に臨時職員を雇い対応するのではなく、緊張感を持って人員管理をしっかりとやって対応してもらいたいという意見があり、通常は雇用計画を立て、定数管理をする中で、複数の仕事を少人数で分担している。欠員が出た場合は、対応を十分精査した上で、どうしても必要な場合は臨時職員を雇うようにしているという答弁がございました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

3、議案第35号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第1号）についてでございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,539万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ43億3,039万4,000円とするものでございます。

1、総務課関係でございますが、2款1項6目企画費を100万円増額するもの。これは、花の里づくり事業の原材料費で、県の地域発元気づくり事業補助金91万8,000円を受け、モデル地域に樹木の苗を配布するものでございます。

8款1項3目消防施設費を63万円増額するもの。これは、森上の火の見やぐらの改修費でございます。

質疑において、1、花の里づくり事業は要望のある地区に苗を配布するという形で実施するのかという質問があり、行政側より、花の里づくり実行委員会の意見に従い、地域ばらばらに植えるのではなく、村で統一した樹木を指定し、その苗を支給するという形で実施する。例えばオオヤマザクラ、コブシ、ナナカマドなどをエリアごとに統一感をもって植えていきたいという答弁がありました。また、今年だけでなく何年か計画でやってほしいという意見があり、県の補助金事業が続けば、引き続き要望していくという答弁がございました。

続きまして、教育委員会関係でございます。1、9款2項1目学校管理費を360万4,000円増額するもの、これは白馬北小体育館の屋根が雪害により破損したため、修繕費334万

7, 000円でございます。

2、9款4項5目文化財保護費を345万7,000円増額するもの。これは、地域発元気づくり事業補助金255万5,000円を財源とした青鬼地区の四季、歴史、神事の3本の映像の制作委託料207万9,000円などでございます。

3、9款5項2目体育施設費を417万9,000円増額するもの。これは、ウナイグの防火設備の消防点検での不適部分の改善、及び風雪により破損した屋根の修繕などでございます。

質疑において、1、白馬北小の体育館は、まだ建築から10年経っていないので、保証工事の対象となるのではないかと。また破損した屋根の検査を設計した会社が行っているが、別の会社にすべきではないかという質問があり、行政側より、屋根の南側だけが破損していること、それから設計会社が設計、施工上の問題がなかったか審査した結果、保険で対応できるという結論になった。別の会社に審査を頼めば費用がかかるため、設計会社に依頼したという答弁がございました。

2、歴史文化保存事業の中で、映像の制作という説明があったが、それは地元からの要望があったのか、またその利用度はどうかという質問があり、行政側より、要望ではなく10周年記念事業として、元気づくり支援金を申請したものである。利用目標としては、平成21年度の1,000人に対し、平成26年度2,000人、平成36年度5,000人を考えているという答弁がございました。

続きまして、住民福祉課関係でございます。2款3項1目戸籍住民基本台帳費を21万7,000円増額するもの。これは、耐火式書類保管庫のドアの修繕費でございます。

4款1項2目保健予防費を173万5,000円増額するもの。これは女性特有のがん、子宮頸がん、乳がんの検診推進事業で、うち検診委託料が147万4,000円でございます。

質疑におきまして、検診の対象者は何人か。また平成21年度の受診率はどのくらいかという質問があり、子宮頸がんは20歳、25歳、30歳、35歳、40歳対象237名、乳がんは、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳対象360名、うち平成21年度の受診者は、子宮頸がん240名中77名受診で32%、乳がんは347名中129名受診で52%という答弁がございました。また、国の補助金86万6,000円は、余った場合は返還するのかという質問があり、実績を出した上で返還するという答弁がございました。

以上、議案第35号の採決でございますが、以上議案第35号について、総務課、教育委員会、住民福祉課のそれぞれの所管事項の質疑の終了後、それぞれ採決をしました。そのいずれも、委員長を除く委員全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第1号 長野県地方税共同化に関し県に意見書を提出することを求める陳情でございます。平成22年5月10日受理、提出者は長野県税金オンブズマン代表委員でございます。

要旨は、本年1月22日に開かれた第3回、県地方税共同化検討委員会において、提案どおり平成22年度からの共同化実施に向け作業を進めていくことが決められた。私たちは、基本的に共同化に反対しており、各市町村が共同化に参加しないことを要望する。長野県に対して意見を、以下を骨子とする意見書を提出してくださいというものでございます。

長野県への意見書案として、

1、地方税の共同化に反対する。

2、仮に実施する場合は、あわせて公的なオンブズマンを置くなど、適正、公平な運用に努め、人権侵害を生まないための措置を盛り込むべきである。

というものでございます。

最初に、行政側より、地方税共同化について説明がありました。地方税共同化につきましては、平成20年度から地方税共同化検討委員会を設置し、2年をかけて検討してきたもの。検討結果報告、平成22年1月22日の概要は、組織としては広域連合全县1つ、共同化の内容は、徴収事務につきましては、まず大口困難案件から共同化を実施し、平成23年度からの業務開始を目指す。それから3年後程度をめどに、共同化の効果や滞納動向等を検証し、対象範囲の拡大について検討、判断を行う。また、課税業務につきましては、家屋評価業務と償却資産業務につきましては、当面、費用対効果のさらなる検討、統一マニュアルの作成準備等を進め共同化を目指す。また、固定資産評価審査委員会につきましては、県下10の広域単位程度に集約して共同設置を目指すというものでございます。

共同化への移行につきましては、準備組織として、まず地方税共同化検討委員会を地方税共同化準備委員会に発展改組する。事務局は平成22年4月1日からスタートしておりますが、地方税共同化準備室を設置する。これは13名体制、県7名、市町村6名でございます。

それから、共同化組織の日程でございますが、平成22年9月に、全市町村、県におきまして、広域連合規約案の議決を行い、10月総務省へ設立申請をし、許可を受けた上で12月以降、広域連合の設立を開始し、業務開始に向けた準備をして、平成23年4月に業務を開始するというものでございます。

今後の課題につきましては、税務電算システムの統合等に関する課題や、その他共同化に関する課題等については、他府県の状況や地方税制の動向等も踏まえながら、引き続き検討していくというものでございます。

質疑におきまして、1、共同化検討委員会の組織について質問があり、行政側より、組織は長野県総務部長、長野市長、松本市長、上田市市長、岡谷市長、駒ヶ根市長、川上村長、下條村長、木曾町長、小谷村長、山ノ内町長、県市町村会事務局長で組織されているという答弁がございました。

2、自殺者が増加したり税金滞納者が増加している社会状況の中で、共同化組織においては、

強権的とは言わないまでも、徴収体制の強化が要請されている。この陳情は共同化に反対するという立場をとりながら、もし共同化するならば、人権侵害を生まないための措置を盛り込むべきであるという矛盾する点もあるが、心情的には理解でき、問題はない。行政側はどのような考えかという質問があり、行政側より、納税は義務であるので、徴収については不公平感のないように厳しく対応すべきであるが、強権的に行うわけではなく、状況に応じて本当に困っている人には納税相談の義務があり、人権を尊重したきちんとした形の中で実施する。共同化は進めていきたいという答弁がございました。

3、白馬村が滞納率県下ワースト1ということで、議会としても、今までいろいろな議論をし、研修も行ってきた。毎年1億円もの不納欠損を出し、村民から不公平という声も多いが、行政にも厳しい対応を求めてきている中で、県の議長会や行政からも、広域で進めていくという説明があった。共同化によって滞納者の意識が変わり、納税に大変効果が期待できる。共同化によって少しでも滞納を減らすという観点から、共同化を進めるべきであるという意見がございました。

採決したところ、不採択に賛成の委員の挙手多数により、不採択にすべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第2号 景観形成住民協定締結地域における届出書の取り扱いについての陳情でございます。平成22年5月11日受理、提出者は白馬建築業組合組合長、白馬建設業組合組合長、白馬村不動産業協議会会長、白馬村上下水道組合組合長でございます。

要旨は、住民協定を結んでいる一部の地域で、規定どおりの建築、工作物を計画しているにもかかわらず、景観形成住民協定書に基づく届出書が却下されたり、速やかな許可がもらえず、計画がとんざし、投資が逃げてしまう現状がある。このような状況に対し、正当な届出書の判断をしていただきたいというものでございます。

まず、景観形成住民協定について行政側より説明がありました。景観形成を進めるため各地区ごとの自主的なまちづくりの取り組みであり、一定のルールを地区が協定という形で定める取り組みである。協定地区内で建築物を計画する場合は、建築確認申請前に各地区委員会より意見書の発行を受けて、県景観条例に基づく届出書に添付しなければならないというものでございます。

白馬村には、現在7地区に10の協定がございました。問題になるのは和田野地区の3協定であります。この3協定は統合委員会で審議をしています。今、和田野地区では外国人の投資が盛んに行われ、80件のうち30件近くが外国人のものになっている。外国資本が最後まで責任を持てるのか不安がある。第二のニセコになりたくないという強い思いがあり、意見書の発行を渋りおくらせるところがある。気持ちはわかるが、少し偏っているきつい判断をしているのは事実である。一方、開発主体の側にとっては、なぜおくれるのか理解できないところがある。許可のおくれにしぶれを切らしてやめてしまうケースもある。一概に、どちらがよくてどちらが悪いとはいえない。地区の意見書の添付は村がつくったルールであり、それがなければ許可できないとい

う説明がございました。

質疑におきまして、1、建築確認申請に同意書を義務づけた背景には、問題を当事者間に任せ責任を回避しようという行政の意図があったのかという質問があり、地域が定めた基準に合致しているかどうかを、地域住民に判断してもらうものであって、責任を回避するものではない。地域に丸投げするわけではなく、逆にもし基準にあわないものを地域が承認しても、行政としては認可できないという答弁がございました。

2、問題が起きてるのは和田野地区だけかという質問があり、和田野だけである。他の住民協定地区では全く問題はない。最後までだめで却下したケースはないが、厳しい注文をつける余りに、速やかに意見書を出さない実態はあるという答弁がございました。

3、話し合いがうまくいかなくてもめているときに、行政が仲介、仲裁に入るべきではないかという意見があり、両者の間に入って、中立公正な立場から調停している。最後までだめとって却下したケースはないという答弁がございました。

4、景観形成住民協定については、県は進める立場で指導はあるのかという質問があり、県は、住民協定よりも一歩進んだ特定地区への移行を進めている。特定地区とは、協定内の基準について、同意した人以外に対しても強制力のある程度持たせる仕組み。現状の住民協定は、同意した人にしか強制力はない。ただ借地や借家をしている人からも同意を求めないと効力が及ばないので、実現は難しいという答弁がございました。

5、住民協定に従った計画書を提出したのに、行き過ぎた規制により判断されて、地域の許可が出ない場合、行政が中立公正な立場で判断するべきではないかという質問があり、行政はルールに従って許可するので、住民協定に従った意見書がなければ届出書を受理することはできない。中立公正な立場で両者の仲裁をしているという答弁がございました。

6、安易に許可しても資金面が続かなくなり、放棄され、廃屋になっている例を見てきたが、今の不景気の中ではそのような可能性があり心配しているという意見がございました。

採決したところ、採択に賛成の委員の挙手多数により、採択すべきものと決定いたしました。以上でございます。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子です。陳情第2号についてお伺いをいたします。

問題は和田野地区のみであるということですが、当該地区において、過去において、この陳情に該当すると判断される事例の件数は何件ほどあったかをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 説明を求めます。篠崎議員、3項目ありますよね。一緒をお願いします。

第2番（篠崎久美子君） それでは続けて質疑をいたします。

上記の事例検討において、あるいはその陳情の審議においてでございますが、景観形成協定の

締結の住民地区の住民側については、どのような審議がなされたかをお伺いいたします。

また、3点目といたしまして、この陳情書における真の訴えはどこにあると判断されて、委員会で審議をされたかをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 説明を求めます。松沢総務社会委員長。

総務社会委員長（松沢貞一君） まず過去において、この陳情に該当すると判断される事例の件数、地区の数については審議されたかということでございますが、個別の事例についての審議はいたしておりません。ただし、一昨年のコンドミニアム計画がとんざしたこと、あるいはコテージ12棟を建てる計画があることというようなことは聞いております。

続きまして、住民側についてどのような審議がなされたかということでございますが、和田野地区のみに問題が起きていること、また外国人の問題や、第二のニセコにならないということで、神経質になって厳しい規制判断をして、許可を渋る傾向があるというようなこと等が話されました。

それから、この陳情書の真の訴えということでございますが、これはですね、景観形成住民協定に定めるところによって、地区に適正な計画書を提出した。しかし、行き過ぎた規制判断によって意見書が出ないということで、したがって、届出書が受理されないということで困っていると。その場合、村は中立公正な立場で正しい判断をしてもらいたいということでございますが、これは地区に対し仲裁、調停をしてもらいたいということだと思っております。

以上です。

議長（下川正剛君） ほかに質疑の通告がありませんので、質疑を終結をいたします。

議案第33号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結をいたします。

渡辺俊夫議員、討論の通告がありますが、質疑の通告がありませんので。

第10番（渡辺俊夫君） 委員長に質疑は別にいい、通告はしなくていい。本会議の議場の質疑はありますけれども、そういうことだったですね。委員長質疑です。

議長（下川正剛君） 質疑の通告、討論の通告は、事前に通告をしろということで、議会運営委員会で決定をし、皆さんにお諮りをし、決定してございますので。

第10番（渡辺俊夫君） 委員長報告に関しては、決定してないはずです。

議長（下川正剛君） いや、ありますよ。渡辺議員、賛成、討論の通告に従ってやってください。

議案第33号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第33号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決をされました。

議案第34号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第34号 白馬村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決をされました。

陳情第1号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決をいたします。

陳情第1号 長野県地方税共同化に関し県に意見書を提出することを求める陳情の件を、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(少 数 起 立)

議長(下川正剛君) 起立少数です。よって、陳情第1号は不採択と決定をすることにいたしました。

陳情第2号の討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。第10番渡辺俊夫議員。

第10番(渡辺俊夫君) 10番渡辺俊夫です。反対の立場で討論をいたします。

今、委員長質疑の中でもありましたが、まず委員会の中でもいろいろ議論になったということはお聞きしました。しかし、判断基準として、どのような基準で判断したのか、非常に不明瞭なところであり、自主的な判断、委員会での判断がされたかどうか疑わしいところがあります。

まず1番、2番、3番と3つの点について、要旨を述べたいと思います。この陳情第2号が、だれに対して何を陳情しているのか、陳情の趣旨が不明であり、この陳情書自体を受領するのに値する体裁が整っていません。ちなみに、正当な届出書の判断とは何を意味するのか、全く不明と言わざるを得ません。すなわち届け出の判断をするのは行政ではなくて、まずは協定委員でありますので、この願い、陳情ですね、相手そのものが違うんじゃないかということです。

2番目、この住民協定ですが、景観形成住民協定、今は景観育成というふうに変更して

おりますけれども、この県の認定制度であり、村が進めている景観形成、住民協定の本旨を全く理解することなく、景気対策に寄与できると信じているという、一部の開発にかかわる関係関連業者の自己中心的な思惑で、地域住民の主権、それから生活を脅かそうとしている、そのような意図がうかがえます。

3番目、景観に関する白馬村の基本構想にのっとり、第4次総合計画が今度、後期に入りますけれども、基本構想、基本計画には、この景観に関して詳細にうたわれておりますが、その基本構想にのっとり、地域住民と開発業者の間における過去のさまざまな経緯について、まずは十分に検証すべきであるということで、この陳情については反対をいたします。

議長（下川正剛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。第1番横田孝穂議員。

第1番（横田孝穂君） 1番横田孝穂です。陳情第2号 景観形成住民協定締結地域における届出書の取り扱いについての陳情に対して賛成討論いたします。

この景観形成住民協定は、平成5年長野県景観条例に定める景観形成重点地域に指定を受け、村独自に重点地域指導基準を策定しております。また、平成6年からは景観形成住民協定の締結を推進し、各地区ごとの自主的なまちづくりの定める景観形成住民協定を推進し、実施するのが協定の目的であります。

白馬村では、現在のところ10エリアにおいて締結がされ、建築物の建設等に当たっては、各地区協定内容を遵守し、事前に該当地区の委員長、代表者に届け出承認する、承認を得るようになっておりますが、住民協定を結んでいる地域において、過剰な個人的感覚や主観で、景観形成住民協定書に基づく届出書が却下されたり、速やかな許可が実施されないようなことがあれば、大変遺憾なことであります。規定どおりの建築、工作物を計画申請なされておれば、速やかな回答を望むことであり、担当課において十分指導すべきものであります。

よって、陳情第2号は賛成いたします。

議長（下川正剛君） 次に、第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎久美子でございます。陳情第2号について、賛成の討論をいたします。

当村は、景観形成住民協定締結地区の推進を図っております。また、当然のことながら、村内の経済の活性化を図る立場にもあります。この陳情の場合のように、当事者双方ある場合には、お互いの有形無形の利益のために、行政が公平な立場と態度で調整役となることは当然の責務であります。その意味におきまして、この陳情は、村民の側から行政の役割を改めて指摘し、確認する内容のものとして判断されます。

行政の役割を遂行する場面で、行政がどちらか一方に肩入れすることは、もちろんあってはならないことであり、公平で正当な判断を持って職務を遂行することは当然でありますので、その点において、この陳情を不採択とする理由は見当たりません。

よって、採択に賛成いたします。

議長（下川正剛君） ほかに討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

陳情第2号 景観形成住民協定締結地域における届出書の取り扱いについての陳情の件を、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（下川正剛君） 起立多数です。よって、陳情第2号は採択とすることに決定をいたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第7番柏原良章産業経済委員長。

産業経済委員長（柏原良章君） 第7番柏原良章です。それでは、産業経済委員会の報告をさせていただきます。

本定例会におきまして、産業経済委員会に付託された案件は、議案2件であります。審議の概要及び結果のご報告をいたします。

議案第35号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第1号）の所管事項であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,539万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億3,039万4,000円とするものであります。

このうち、観光農政課の所管事項での説明でございますが、農林業費の農業委員会費で、一般職1名が出産による休暇に入るために、給料124万8,000円を減額し、臨時職員の雇用による124万8,000円の賃金を増額するものであります。

同じく、農林業費の林業振興費で、有害鳥獣被害対策費に6万6,000円の増額。

それと観光商工費では、平地観光施設管理事業工事費として、白馬駅前の村有地に駐輪場を設置するための50万円の増額であります。

委員から、駐輪場設置方法や利用方法についての質疑があり、現在の駐輪場が使用不可となるためであり、寄附をいただいた現有地面積は50平米であります。現在、観光施設としての利用方法も決まっていなく、駐輪場の必要性は十分感じており、管理はJRがすることにより、費用負担がなくなるとの答弁がございました。

また、有害鳥獣被害対策のくくりわなについての質疑がありました。イノシシ捕獲につきましては、くくりわなが非常に有効な部品であるとの答弁がございました。

ほかには、質疑、討論はなく、採決の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,604万8,000円とするものであります。

委員から、本工事の場所はどこかとの質問があり、切久保地区であり、県道の奥、約五、六十

メートルの位置にあり、本管より低いため、ポンプ2台の設置が必要な工事であるとの答弁がございました。

ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、委員長を除く全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業経済委員長の報告といたします。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結をいたします。

議案第36号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第36号 平成22年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

常任委員会において分割審査をしていただきました議案第35号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第35号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、村長から議案の申し出、また常任委員長、議会運営委員長より、それぞれ閉会中の所管事務調査についての申し出があり、議長において受理をいたしました。

よって、会議規則第22条の規定により議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定をいたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付をいたします。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りをいたします。

日程第2 議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行うことに決定をいたしました。

△日程第2 議案第37号 平成22年度白馬村一般会計補正予算(第2号)

議長(下川正剛君) これにより議案の審議に入ります。

日程第2 議案第37号 平成22年度白馬村一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長(太田 忠君) 議案第37号についてご説明を申し上げます。

議案第37号 平成22年度白馬村一般会計補正予算(第2号)は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,636万円を追加し、その総額を43億5,675万4,000円とするものであります。

5ページをお開きいただきたいと思います。歳入につきましては、21年度の繰越金2,636万円を増額補正し、歳出につきましては、平成6年度より課税した固定資産税の家屋評価に誤りがあり、過大課税分を納税者に返還するために、補償補てん及び賠償金に2,245万2,000円、村税還付金及び還付加算金に390万8,000円を増額補正するものであります。

以上、よろしく願いをいたします。

議長(下川正剛君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。第10番渡辺俊夫議員。

第10番(渡辺俊夫君) 10番渡辺俊夫です。この補正予算につきまして質疑をいたしますが、この過納金に関して、納税者への早急な還付のための補正であるということは理解できます。しかし、この還付に当たっては、過納金とともに、820万4,700円もの多額の税金を利息として支出しなければならないこととなります。このことに関して、住民に対して、この経過などの十分な説明がなされなければならないと思いますが、いつ、またどのようにして行いますか。

また、担当者や監督する立場にある者、すなわち最終的には村長であろうと思いますが、その者たちに対する課における監督をする者等々の、そのものに対する処分及び、また今後こういうものが起きないように、どのようにするのかという、再発防止策などについての明示は、いつ、またどのように行うのでしょうか。

議長(下川正剛君) 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。この過納金の、税の過納金が発生した今回の事件については、あってはならない事件であり、このことに関しては、改めて議会の皆さん、また村民の皆様にもおわびを申し上げるところでございます。

この事件の経過等については、全員協議会で詳しくお話をさせていただいたところでありますので、割愛をさせていただきますけれども、その全員協議会の開催をした中で、昨日、副村長と担当税務課長が持ち主である会社へお伺いをし、相手の会社の役員とお会いをして、今回の事件の発生原因を含め、経過の詳細をお話をし、今回上程をいたします補正予算に計上をいたしました額で、すべて納得をいただいております。

ですがいまして、この事件に関する村民への報告をどうするかというお尋ねでありますけれども、今日この補正予算の金額で議決をいただければ、早い時期に相手方に振り込みをすると同時に、村民に対しては広報を通じて、できるだけ詳しく経過の説明、事のでん末をお知らせをしていきたいと、このように考えております。

庁内、今後の事故の、今回の事件を契機に庁内の体制をどうするのかという、再犯防止に対する取り組みをどうするかというお話でございますけれども、当然、庁内では懲罰委員会で検討をいたします。また、再犯防止につきましては、担当課、課長会議等で十分検討をしながら、検討をしてまいりたいと、このように思っております。

しかしながら、今回の事件につきましては、担当課内における連絡調整不足とか、あるいは連携不足によるものでなかっただけに、非常に難しい問題だというふうにもとらえておりますが、いずれにいたしましても、職員は日々の緊張感を持ちながら、職務に専心をする心構えを、やはり教育をしていかなければいけないと、こんなふうにも思っております。

難しさと同時に、そんな思いもしているところでございますけれども、具体的な懲罰等については、全員協議会でもお話を申し上げましたとおり懲罰委員会、そしてまた専門の課のお話を聞きながら、さらにはこうした事例、この近辺にもたくさん起きており、新聞報道でもなされたところではありますが、こうした事件のてん末も参考にしながら、厳しい姿勢を持ちながらも、状況把握に間違いのない的確な判断を下す中で、検討をしてまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

今後については教育研修、あるいは個人の資質をも高める方針をも含めた研修に努めていきたいと、こんなふうにも思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 渡辺議員、答弁漏れがありますか。渡辺議員。

第10番（渡辺俊夫君） 今、お話しいただきましたが、もう一度確認させていただきたいんですが、処分と再発防止策の提示というか、明示というか、それはいつ、どのように行いますか。

1番目に関しては、広報ということなのですが、次回の広報ということになるのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 次回の広報でお知らせをしていきたいと、このように思っております。時間的なことを考えますと、7月の広報に出せばいいと、このように思っております。

議長（下川正剛君） 渡辺議員。

第10番（渡辺俊夫君） 答弁漏れ。

議長（下川正剛君） 太田村長。

村長（太田紘熙君） 処分の件につきましては、これで定例会が終わりましたら、早速、懲罰委員会も含め、懲罰委員会の開催もし、できるだけ早く情報収集しながら決着を図りたいと考えております。

議長（下川正剛君） 渡辺議員、答弁漏れはないですか。

第10番（渡辺俊夫君） 答弁漏れです。いつをめぐりにして処分しますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 可能な限りということで、ただ、今、私がこの段階で即断をするということは、非常に難しいということから、いろいろ情報を収集しながら、可能な限り早い時期というふうにご理解をいただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁漏れはありませんか。

第10番（渡辺俊夫君） はい。

議長（下川正剛君） なければ、他に質疑の通告がありませんので、質疑を終結をいたします。

議案第37号の討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第37号 平成22年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

△日程第3 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（下川正剛君） 日程第3 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付をしてあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをいたします。常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

△日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（下川正剛君） 日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付をしてあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、今定例会に付された議案日程はすべて終了をいたしました。

ここで、太田村長よりあいさつをしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。太田村長。

村長（太田紘熙君） 平成22年第2回白馬村議会定例会閉会に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

6月8日の招集、開会以来、本会議並びに委員会審議等に連日お取り組みをいただき、また、提出をいたしました全案件につき、ご承認とご議決をいただき、まことにありがとうございました。本定例会の中でお寄せいただいたご意見、ご提言につきましては真摯に受けとめ、今後の行政運営の中で検討してまいりたいと考えております。

春先は、季節をなかなか感じさせない不順な天候が続きましたが、梅雨入りも平年に比べて若干おくらせているとのことでございます。不順な天候と相まって、近年はゲリラ豪雨等、予期せぬ異常気象が各地で大きな災害を引き起こすことも多くなっております。村では、災害を未然に防ぐことに万全を期すため、土砂災害に備えて関係機関とも連携をし、危険箇所のパトロール等を過日実施したところではありますが、各地区におかれましても、土砂災害に備え、身の回りの安全と点検を十分行っていただくようお願いをいたすところでございます。

今後災害もなく、順調に梅雨が明け、大勢のお客様に訪れていただき、にぎわいと活気あふれる本格的な夏のシーズンが迎えられることを、心から願っているところであります。

追加議案として補正予算の上程をいたしました、固定資産税の過大徴収に対する事務上の誤りにつきましては、該当者の方、そして村民の皆様にご迷惑をおかけし、心よりおわびを申し上げますとともに、あってはならないことでありまして、今後を見据え、厳しく戒めてまいりたいと考えております。納税者の信頼を回復し、こうした過ちを防ぐために、遺漏のないよう再度点検を行うよう指示をしたところでございます。

終わりに、私事ではありますが、今定例会冒頭のごあいさつでも申し上げましたように、

今定例会が任期最後の定例会であります。在任中にお寄せいただきましたご厚情とご支援に、ご協力に対しまして、衷心よりお礼を申し上げますとともに、月が変われば執行される白馬村長選挙において、再び村政の旗振り役を任せただけけるよう、村民の信を問いたいと考えております。

議員各位におかれましては、引き続き村政運営に変わらぬご支援、ご協力をいただきますよう、重ねてお願いを申し上げ、6月議会閉会に当たりましてのお礼のごあいさつといたします。

長期間、まことにありがとうございました。

議長（下川正剛君） これをもちまして、平成22年第2回白馬村議会定例会を閉会をいたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時06分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年6月 日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員